

付属文書

アクションプラン（個別施策工程表）

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
A 地域の技の国際化（ローカルイノベーション）

(1)-(ア)-A-① 地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成

●現在の課題

○地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成に向けて、行政、大学、研究機関、企業、金融機関などの様々な地域のプレイヤーが連携していくことが必要である。

●必要な対応

○以下の活動を展開することにより、日本型のイノベーション・エコシステムを構築する。また、こうした取組を通じ、地域中核企業のグローバル・イノベーター企業への脱皮、グローバル・イノベーター企業による国際的な事業展開の拡大を進める。

1. 各府省庁連携の下、経験豊富な人材による企業の事業化戦略の支援や企業のニーズと大学・研究機関等とのマッチング機能の強化、大学・公的研究機関等による「橋渡し」の強化等を通じ、地域における新たな技術・サービスの開発強化を進め、地域経済を牽引することができるようなプロジェクトを組成する。
2. 地域の大学・公的研究機関等が、特色ある研究資源をいかしつつ、事業化経験を持つ人材も活用しながら、大学等における産学連携機能の強化を通じて、地域の発展に寄与するシステムを構築する。また、地域の公設試験研究機関（以下「公設試」という。）等が調整役となり、地域が主体となった地域の中堅・中小企業の持つニーズに対し、地域の大学・公設試・高等専門学校等のニーズをマッチングさせた研究開発・新事業展開を支援する。
3. ベンチャーキャピタルや技術マッチングサービス等を展開している民間事業者等との連携も視野に、地域発のベンチャー企業の育成等を通じて、地域に埋もれた中核的な技術の発掘と育成を図る。あわせて、地域を先端的な科学技術の社会実装の場として活用することで、社会課題の解決に貢献するとともに、民間による新たなサービスの創出につなげる。また、標準化活用支援パートナー機関（地方公共団体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等）と標準化の専門機関である一般財団法人日本規格協会の連携による支援体制を充実させ、グローバル市場を見据えて地域に眠る優れた技術・製品の発掘とその標準化の支援を展開する。
4. 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、地域の支援機関と連携して、地域の支援機関の能力向上を図りつつ、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援するとともに、関係機関等と連携し、航空機、新素材等成長分野ごとの共通課題への対応やプロジェクト間連携の促進を図る。
5. 多様な分野の研究者・技術者のニーズに対応するための高度利用支援体制の運営による研究施設等の共用を促進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「橋渡し」促進のための大学や公的研究機関（産業技術総合研究所、公設試等）及び中堅・中小企業間の連携・共同研究の実施 ○経験豊富な人材による大学等の研究成果と民間企業ニーズのマッチング・連携の支援 ○産学官が集積したイノベーション創出拠点の構築支援 ○「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、事業化戦略の立案や販路開拓等を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域経済を^{けん}牽引することができるようなプロジェクトの組成 ○大学等における産学連携機能の強化を通じた、地域の発展に寄与するシステムの構築 ○大学の産学官連携活動に関する取組の「見える化」を推進 ○民間事業者等との連携も踏まえた、地域に埋もれた中核的な技術の発掘と育成 ○先端的な科学技術の社会実装の場としての地域の活用 ○地域に眠る優れた技術・製品の発掘とその標準化の支援 ○「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、事業化戦略の立案や販路開拓等を支援 ○地域の特色をいかした研究施設等における高度利用支援体制の運営及び当該施設等の共用を通じた地域内外からの多数の資源（人材、技術等）を取り込んだ研究開発の推進
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを毎年 200 程度を目安に、5年間で約 1,000 支援し、平均売上高 20 億円（2011 年度）を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指す ○大学等における民間企業との共同研究実施件数（2013 年度 17,881 件）又は金額（2013 年 39,023 百万円）を5割増（2016 年 共同研究実施件数 23,021 件、金額 52,557 百万円） ○産学官が集積したイノベーション創出拠点において、同拠点が設定した具体の目標（参画企業数等）を達成 	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
A 地域の技の国際化（ローカルイノベーション）

(1)-(ア)-A-② 潜在成長力のある企業の地域中核企業への革新

●現在の課題

○地域の中核企業へと成長する余地のある、潜在的成長力を持った企業については、その掘り起こしや、育成に向けた技術面・資金面・人材面・マーケティング等で不足する部分への支援が不十分である。

●必要な対応

- 事業化戦略や販路開拓等の知見や人脈を有する支援人材を活用し、地域の中堅・中小企業の中から、優れた技術等を有し地域経済を牽引^{けん}する地域中核企業へと成長できる企業を発掘するとともに、地域の支援機関の連携支援体制を整備し、地域中核企業による新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的な支援を行う。また、関係機関等と連携し、航空機、新素材等成長分野ごとの共通課題への対応やプロジェクト間連携の促進を図る。
- その際、国と地方公共団体の役割分担を整理し、地方公共団体が地域の強みを把握・分析し、地域の支援機関等と積極的に連携することを促進して、地域の自立的な支援体制の構築を図る。
- あわせて、商工会議所や商工会による積極的な経営支援、産業支援機関での専門支援人材による知見の提供、地域金融機関等によるコンサルティング機能の発揮、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）の産業調査力をいかしたバリューチェーンコア企業のサポート等を通じた総合的な支援体制を強化する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none">○地域中核企業候補を発掘するとともに、地域中核企業の更なる成長に向けた取組を支援○政策金融・ODA を活用した中小企業等の海外展開支援○全国の大学と地域企業のマッチング・連携の支援などの取組	<ul style="list-style-type: none">○地域中核企業候補を発掘するとともに、地域の支援機関の連携支援体制を整備し、地域中核企業の新事業に向けた取組を総合的に支援○起業・創業支援等の取組支援体制の整備○政策金融・ODA を活用した中小企業等の海外展開支援
2020年KPI (成果目標)	○地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを毎年200程度を目安に、5年間で約1,000支援し、平均売上高20億円(2011年度)を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指す	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
B 地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）

(1)-(ア)-B-① ブランディング戦略の確立、DMOの育成・支援等

●現在の課題

- 単純に既存の地域製品の売上拡大を目指すだけでは、地域同士による、既存市場の奪い合いに陥る懸念がある。既存市場とは異なる新たな「ふるさと名品市場」の開拓と、同市場開拓の司令塔となる地域商社が必要となるが、その重要性に対する認識自体が、未だ十分に浸透していない。
- 新たな「ふるさと名品市場」開拓の必要性も含め、地域商社の必要性・成功事例やその取組のエッセンスの全国的な共有を進め、各地の地域商社機能と、全国規模の通販事業者、物流事業者、新聞・雑誌等の媒体など「ふるさと名品市場」の開拓を目指す様々な事業者との連携を進める必要がある。

●必要な対応

○既に地域に豊富に存在する、観光資源、農産品や伝統的工芸品といった地域産品や自然などの地域資源を活用した、域外からの「稼ぐ力」の強化を目指し、地域一体となったマーケティング、販路開拓を進めていくため以下の取組を進める。

1. 観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進し、地域全体としてのブランディング戦略の確立を図るため、DMO（注）の形成・育成を加速する。また、DMOを担う人材を育てるための人材育成プログラムの開発・提供を行うとともに、観光地域のマネジメントやマーケティングを行うためのツールである「DMO ネット」の提供により、戦略的なマーケティングの導入促進、DMO間の連携の促進や優良事例の横展開を行い、地域の個性を活かした魅力ある観光地域づくりを促進していく。その上で、訪日外国人旅行者を戦略的にターゲットとし、地域の創意工夫を活かした魅力的なコンテンツを提供できる体制を構築している、世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）の形成を図っていく。

(注) Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランディング、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

2. 地域商社協議会等を通じて見いだされた地域商社の先導的な取組を加速させるため、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）を通じたスタートアップ支援、商品開発等のプロデューサー派遣支援、さらには独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）による海外展開支援やクールジャパン施策との連携等による販路開拓・海外展開支援の他、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた人材支援、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づいた設備導入支援など、創業段階から海外に進出する段階まで、ステージに応じた政策パッケージを構築し地域商社事業をワンストップで支援するとともに、地域の事業者をつなぐ要となっている金融

機関等を関与させることで効果的に施策を推進する。

3. 地域資源を活用した商材の磨き上げや海外販路開拓及び観光・地域特産品等の情報発信の強化により、ローカル・クールジャパンを推進する。

4. 官民含めた地域全体のブランディングの動きを支えるため、模倣品の排除に有効な商標権の取得・活用を推進する。

○ローカル・クールジャパン推進のため、地域におけるクールジャパン資源を海外展開やインバウンドにつなげる地域プロデューサーのリスト化を進める。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○DMO ネットの開発・提供・機能強化 ○海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提供等によるDMOの人材育成支援 ○「『日本版DMO』形成・確立に係る手引き」等による優良事例の横展開の促進 ○「日本版DMOを核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」等による支援 ○海外の有識者を招いた全国でのシンポジウム開催による地域の理解の促進 ○ふるさと名物商品・旅行券事業等による地域産品等の販路開拓支援 ○伝統的工芸品産業への支援、産地ブランド化の推進 ○地域の公益団体等に係る商標権の活用促進策の検討 ○地域ブランドの魅力を発信する地域ブランド総選挙の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○DMO ネットの機能強化・普及促進 ○海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提供によるDMOの人材育成支援 ○「『日本版DMO』形成・確立に係る手引き」等による優良事例の横展開の促進 ○「日本版DMOを核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」等による支援 ○世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）の形成促進 ○モデル的な地域商社の設立の加速 ○伝統的工芸品産業への支援 ○地域の商標登録ニーズを踏まえた迅速な商標審査のための体制整備 ○地域ブランドの魅力を発信する地域ブランド総選挙の開催（継続）
2020年KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）の形成数100 ○モデル的な地域商社の設立数100（2018年64） ○伝統的工芸品の生産額、従業者数等の減少傾向を反転させる（2012年度から2016年度までの5年間平均生産額1.6%減少、従業者数3%減少） 	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
C 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）

(1)-(ア)-C-① サービス産業の生産性向上

●現在の課題

- 広義のサービス産業は GDP で約 75%（358 兆円（2013 年））を占めるが、卸売・小売、医療・介護・保育、宿泊・飲食、運輸などのサービス産業は製造業と比較して労働生産性が低い。また、サービス産業は地域の人口規模・密度が生産性に及ぼす影響が大きいいため、大都市と比較すると、地方のサービス産業における生産性は低い水準にある。さらに、地方においてはサービス産業の占める割合が高く、これにより地方における労働生産性が押し下げられているといった課題がある。
- このため、既存のサービス産業の生産性の向上と、生産性の高い新たな産業・事業の立ち上げが不可欠である。

●必要な対応

- 大都市圏と比べても相対的に低く、地域経済全体の生産性のボトルネックとなっている地域サービス産業の生産性を引き上げるため、以下の取組を進める。
 1. 外部から地域のサービス産業への投資を積極的に呼び込むため、地域サービス企業間の連携を促し事業規模を集積させることで、IT をはじめとした戦略的・効率的な投資の普及を促す。
 2. 業種ごとに先進的な事例を整理し、それを横展開していくための改善普及活動を推進する。
- また、「スポーツ未来開拓プラン」を推進し、多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ整備等を進めるとともに、「サービス産業チャレンジプログラム」における各施策を地方において有効に展開するための体制整備を図るため、地域金融機関等と連携しつつ、地域のサービス産業プラットフォーム形成や地方公共団体によるサービス産業振興策パッケージへの支援に取り組むとともに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促す。
- 加えて、IoT の戦略的活用等を通じて、ローカル・サービスの生産性向上を推進する。具体的には以下の取組を進める。
 1. 2020 年までに、全国の約半数の地方公共団体が国と連携し、地元のサービス事業者にワンストップで対応できるようにするとともに、生産性向上に向けたノウハウを各地域に浸透させる体制を構築する。さらに中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）の認定計画に基づく優良事例の発掘・横展開、サービス経営人材の育成、「おもてなし規格認証」の全国約 30 万社による認証取得に向けた取組等を進める。
 2. 地域における IoT ビジネス創出のための取組を「地方版 IoT 推進ラボ」として選定し、新しい IoT ビジネスの創出を推進する。
 3. 中堅・中小製造業に対して IoT・ロボット等を活用して生産現場のカイゼンを支援する「スマートものづくり応援隊」の拠点の拡充。
 4. IoT やクラウド等を活用して訪日外国人旅行者のデータを事業者間で連携する「おもてなしプラットフォーム」を構築し、生産性の高い観光サービス提供を推進する。
- その他サービス産業の生産性向上に向けた各施策を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○日本経済再生本部による「サービス産業チャレンジプログラム」の決定 ○「日本サービス大賞」の創設 ○中小企業やロボット未活用領域におけるロボット導入実証 ○中小企業等経営強化法の施行 ○選定された「地方版IoT推進ラボ」に対し、IT技術、ビジネスに詳しい専門人材の派遣や、IoTを活用したビジネスモデルの知見の共有化を図るための研修会等を実施 ○IoTやクラウド等を活用した「おもてなしプラットフォーム」の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ITをはじめとした戦略的・効率的な投資の普及 ○先進的な事例を横展開するための改善普及活動の推進 ○地方において「サービス産業チャレンジプログラム」を有効に展開するための体制整備 ○専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」の促進 ○中小企業やロボット未活用領域におけるロボットの導入促進 ○中小企業等経営強化法の運用強化 ○「地方版IoT推進ラボ」選定地域の取組支援の一層の推進 ○IoTやクラウド等を活用した「おもてなしプラットフォーム」を社会実装し、生産性の高い観光サービス提供を推進 ○その他サービス産業の生産性向上に向けた各施策の推進
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス産業の労働生産性の伸び率0.8%（2011年～2013年平均）を約3倍（2.0%）に拡大（2016年 -0.38%） ○「医療機器開発支援ネットワーク」を通じた医療機器等の実用化に向けた、専門家による伴走コンサルティングの実施件数700件以上を支援（専門家による伴走コンサルティング支援実施件数：596件（2018年11月末時点）） ○2020年にサービスなど非製造分野におけるロボットの市場規模を20倍に拡大（600億円→1.2兆円）（2016年1,446億円） 	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活かに^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-① ローカルベンチマーク等の整備

●現在の課題

○地域企業による生産性・効率性の向上や「雇用の質」の確保・向上に向け、地域における金融機関や地域の支援機関による支援の高度化が必要である。

●必要な対応

○地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、地域企業の評価指標・手法の活用を進めることが重要。このため、地域企業の経営改善等に資する観点から、地域企業と金融機関や地域の支援機関が相互に対話を行っていくための企業の健康診断ツールとして、ローカルベンチマークの普及、活用を促していく必要がある。

○2016年3月にローカルベンチマークを公表し、同年4月に金融機関、支援機関や士業関係団体等をメンバーとする「ローカルベンチマーク活用戦略会議」を設置し、関係者による活用事例等の情報交換やツールの充実等に関する検討を行っている。

○引き続き、地域中核・中小企業等支援施策におけるローカルベンチマーク活用を推進し、その普及を図ることで、地域の金融機関や支援機関が企業との対話を深め、成長資金の供給等の生産性向上につながる経営支援の実施を促していく。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○2016年3月から本格運用を開始 ○有効事例の紹介や更なるデータ分析を通じたローカルベンチマークの更新・発展に向けたローカルベンチマーク活用戦略会議を開催	○地域中核・中小企業等支援施策でのローカルベンチマーク活用の推進 ○金融機関や支援機関からのフィードバック等を踏まえて、ローカルベンチマークを更新・発展させるとともに、パンフレットなどの広報ツールを利用して、普及を促進する
2020年KPI (成果目標)	○支援機関等におけるローカルベンチマークの活用割合を30%とする(2016年度 36.7%)	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-② リスク性資金の充実にに向けた環境整備

●現在の課題

○我が国、とりわけ地方においては、成長資金の供給が不足している。地方に新しい投資循環を形成し、ひとや資金がめぐり、生産性が高く活力に溢^{あふ}れた産業を取り戻すためには、地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、企業の経営改善・ガバナンスの強化が進められるとともに、収益化までの息の長いプロジェクトに十分な資金を供給するため、リスク性資金の充実にに向けた環境整備が重要である。

●必要な対応

○金融機関、支援機関等によるローカルベンチマーク等の活用により、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化を図る。

○地域の中核企業を核とした戦略産業を育成するためには、地域金融機関等が設立する地域ファンドがその役割を十分に果たすことが重要である。これを促進するため、DBJの特定投資業務、さらには、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）（注1）や中小機構等の政府系機関が地域金融機関等と連携したファンド等が、地域企業に資本性資金を供給する取組を促すとともに、地域の中核企業等の出資ニーズに応えられるよう、中小機構によるファンドへの出資上限額の引上げによる出資機能の強化を図る。加えて、証券会社やプライベートエクイティファンド等にそれぞれの機能をいかした取組を促す。

（注1）REVICは、事業再生や地域経済活性化に係る事業活動に対する支援等に係る業務を行う。

○創業、事業承継、企業再建等の局面にある中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑に図るため、株式会社日本政策金融公庫等による資本性ローンの活用を促す。

○農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE（注2）及びA-FIVEから出資を受けたサブファンド）の運営の改善や地域金融機関等のコンサルティング機能等を活用しつつ、6次産業化の取組を拡大する。

（注2）Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan（株式会社農林漁業成長産業化支援機構）の略。農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、出融資や経営支援を行うために、2013年に設立。

○国内外の情報ネットワークを有するDBJ、株式会社商工組合中央金庫、金融機関等の知見を活用するとともに、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドや株式会社海外需要開拓支援機構（以下「CJ機構」という。）の活用を図る。

○中長期的に民間が自律的に資金を供給することを目指し、金融に関わるプレイヤー（メガバンク、地域金融機関、証券会社、プライベートエクイティファンド、政府系金融機関、商社を含む事業者、さらには株式会社日本取引所グループ等）が、適切に役割分担し、企

業側の多様な需要に応えられるような資金供給の入口から出口まで機能できるパターンを数多くつくり上げるよう促す。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○REVIC や中小機構によるファンドの設立と運用、ファンドに対する出資機能の強化(出資上限額の引上げ) ○政府系金融機関の出融資機能・官民ファンド・地域ファンド等既に整備されている枠組みの活用 ○証券会社やプライベートエクイティファンドの参画 	<ul style="list-style-type: none"> ○政府系金融機関の出融資機能・官民ファンド・地域ファンド等既に整備されている枠組みの活用 ○証券会社やプライベートエクイティファンドの参画
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な施策についての金融機関等の関与、実施件数等 (モニタリングの実施) ○主要な施策についての地域企業、その他の関係者の認知度等 	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-③ 創業支援・起業家教育

●現在の課題

○地域に新たなビジネスや雇用を創出し、域内経済の活性化にもつながる若者、女性を中心とした創業の促進がまだまだ不十分であり、リスク性資金の充実と併せ、官民一体となった創業支援や起業家教育及び新陳代謝の促進等が必要である。特に、事業の新陳代謝が少ない地方においては、既存企業が事業承継を契機に新たな事業分野に挑戦する「第二創業」を含む、後継者による新たな取組の促進を図ることも課題である。

●必要な対応

- 各地域の特性を踏まえながら、地域に根付いた事業の創業や後継者による新たな取組（第二創業等）を支援する。
- 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づき、市区町村が作成する「創業支援等事業計画」を国が認定することにより、地域における創業支援体制及び創業に関する普及啓発体制の整備を進める。
- 具体的には、ベンチャー企業や大企業等とのビジネスマッチングの促進等を進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への実用化開発支援、事業承継を契機として経営革新を行う後継者や既存企業の事業転換を行う第二創業者に対する支援、クラウドファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄附等（ふるさと投資）のより一層の活用、地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）等を通じ、各種創業を支援する。
- DBJ によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造について、地方への普及・展開を図る。
- 若年層向け起業家教育等に対する支援や、中小企業庁が主催する「アントレプレナー・ジャパン・キャンペーン(EJC)」、株式会社日本政策金融公庫が開催する「高校生ビジネスプラン・グランプリ」等や DBJ が開催する「DBJ 女性新ビジネスプランコンペティション」等の実施により、国民の創業に対する理解と関心を深め、創業希望者を増やす。
- 創業希望者、とりわけ新しいタイプの事業などリスクの観点から官の補完的役割が必要なケースについては、政府系金融機関による創業者向け融資の一層の活用や民間金融機関の協調を通じて官民の適切なリスク分担を図る。
- J-Startup プログラムを進め、起業家や大企業等の新事業の担い手を、国内研修を実施した上で、米国シリコンバレーに派遣する人材育成を実施。国内研修、シリコンバレー研修での投資家、起業家、先端イノベーターとの対話等を通じて、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった、目線の高い新事業創出の担い手の育成を図る。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ベンチャー企業と大手企業等のマッチングイベントを開催 ○中小企業庁が主催する「アントレプレナー・ジャパン・キャンペーン(EJC)」を開催 ○「ふるさと投資」連絡会議を開催し、情報共有や「ふるさと投資」の手引きの作成、普及等を推進 ○株式会社日本政策金融公庫において、「第6回高校生ビジネスプラン・グランプリ」を開催（応募校数・件数ともに過去最高を更新） ○DBJにおいて、女性起業家を対象とした「第6回 DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援策を本格稼働 ○関係省庁等が引き続き創業支援・起業家教育のための各種イベント等の取組を進めるほか、特徴的な取組事例を共有する
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率・廃業率 10%台を目指す(2017年度 開業率 5.6%、廃業率 3.5%) ※開業率・廃業率については、社会の起業に対する意識の改革も必要とするため、長期的な目標とする ※補助指標として、「起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後 10年間で倍増させる」を設定 	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-④ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援、人材確保等

●現在の課題

- 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人の後継者が未定である。これは日本企業全体の約3割に相当する。現状を放置し、中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがある。このため、今後10年間程度を事業承継の集中実施期間として取組を強化する。
- 中小企業・小規模事業者における後継者問題については、事業引継ぎ支援センターを全国に設置することで、親族内承継から第三者への事業引継ぎまでの幅広い相談対応や、後継者不在に悩む事業者と事業を拡大したい企業等とのマッチング支援を実施している。
- 事業の収益力はあるものの、債務超過など財務上の問題を抱える一方、自らでは事業再生のための抜本的な対策や、必要な経営改善計画を策定することが困難な中小企業が多数存在する。他方、こうした事業者が地域の雇用と需要を担い、その生活基盤を支える役割を果たしていることから、こうした中小企業の事業再生・経営改善の取組を促進する必要がある。

●必要な対応

- 事業承継への「気付き」の機会を提供するため、都道府県が地域の支援機関をネットワーク化し、事業承継診断等を通じたプッシュ型の支援を行う。後継者不在の事業者に対しては、事業引継ぎ支援センターにおけるマッチング支援を強化するとともに、「地域おこし協力隊」、「プロフェッショナル人材戦略拠点」と連携した経営人材マッチングをモデル事業として広めていく。さらに、第三者への事業引継ぎ支援を強化するため、中小機構の事業引継ぎ支援データベースへの参画を金融機関や民間仲介業者等に対しても促し、全国大のデータベースを構築する。
- あわせて平成30年度に抜本拡充した事業承継税制の活用促進等を通じて、切れ目のない事業承継の支援を行う。
- 地域企業の経営改善、事業再生のための抜本的な対応、M&A等を伴った事業承継への取組に向けて、金融機関とREVICが連携したファンドや中小機構のファンドの活用を促進するとともに、地域企業の資金ニーズにこたえられるよう、出資機能の強化（中小機構によるファンドへの出資上限額の引上げ）を図る。
- 抜本的な事業再生が必要な中小企業・小規模事業者に対し、中小企業再生支援協議会が、債権放棄等の抜本再生を含む事業再生計画の策定を支援する。
- 中小企業・小規模事業者の経営改善、資金繰り管理や採算管理などの早期の経営改善を促進するため、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく認定支援機関（税理士、弁護士、地域金融機関等）を活用した経営改善計画の策定支援及びフォローアップを行う。また、これらの中小企業による取組を、各地域の信用保証協会が側面から支援する。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事業引継ぎ支援センターにおける相談・マッチング支援体制の強化 ○中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業の抜本再生に向けた支援を実施 ○経営改善計画の策定やフォローアップを支援し、経営改善を促進 ○政府系金融機関による事業承継を円滑化するための投融資の実施、マッチングの支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業承継の気付きの機会を提供するプッシュ型支援の強化、事業引継ぎ支援センターの体制強化、事業承継税制の活用促進等による支援の展開 ○中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業の抜本再生に向けた支援を促進 ○経営改善計画の策定やフォローアップを支援し、経営改善を促進 ○政府系金融機関による事業承継を円滑化するための投融資やマッチング支援等の促進
2020 年 KPI (成果目標)	○事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎ件数：2,000 件超/年 (2017 年度：687 件)	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-⑤ 円滑な事業整理のための支援

●現在の課題

○中小企業の円滑な事業整理の支援を行うことで、思い切った事業展開や、早期の事業再生や事業清算への着手を促すことが重要である。

●必要な対応

○「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務（特定支援）の活用促進、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等を行う。

○地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うため、地方公共団体による所要の条例整備等を促進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none">○「経営者保証ガイドライン」の活用の促進に向けた周知・普及事業及び金融機関における活用実績の公表等を実施○よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応○小規模企業共済制度による廃業準備貸付の着実な実施○REVICにおいて、特定支援案件事例集を公表○都道府県宛に所要の条例整備等を文書にて要請し、加えて、訪問時に個別要請を実施	<ul style="list-style-type: none">○引き続き、経営者保証ガイドラインの周知・普及、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施に取り組む○引き続き、特定支援の積極的な活用を促す○所要の条例整備等の促進を継続する
2020年KPI (成果目標)	○「よろず支援拠点」にあった相談に対し、解決策を実行した事業者のうち、成果があった事業者の割合が65%になることを目指す	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-⑥ 地域における対内直接投資の拡大

●現在の課題

- 日本の対内直接投資残高の対 GDP 比率は 5.2% (2017 年末) と、先進諸国平均の 40.7% と比較して極めて低い水準にある。また、外資系企業本社の約 7 割が東京に偏在している。
- 地域に投資を呼び込むためには、各地方公共団体が効果的な外国企業誘致を行っていくことが必要。特色ある産業集積等の地域が持つ強みを見極め、外国企業が持つ販路・技術・人材等と結びつけていくことが重要であるが、地域の特色を活かした外国企業戦略策定や誘致活動等のノウハウは十分に浸透していない。

●必要な対応

- 海外から地方への直接投資を喚起するため、各地域において問題意識を醸成するとともに、様々な角度から以下の支援を行う。
 - ・「地域への対日直接投資サポートプログラム」を通じて、関係府省庁及びジェトロが連携し、地方公共団体に対するコンサルテーション等を行い、誘致計画策定や地域の魅力発信、個別企業へのアプローチをはじめとする外国企業誘致活動を支援
 - ・地方公共団体及びジェトロと連携した総理・閣僚によるトップセールスの展開、セミナー開催・ミッション受入れ・外国企業招へい等への支援
 - ・ジェトロ等関係機関が連携した支援拠点の拡充
 - ・ジェトロにおける外国企業誘致コーディネータ（広域地方ブロック圏内で活動する誘致専門人材）
 - ・「対日直接投資推進会議」を司令塔とした、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現への政府横断的な取組 等

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none">○「地域への対日直接投資サポートプログラム」を開始し、誘致戦略の策定や地域の魅力発信、個別企業へのアプローチをはじめとする外国企業誘致活動を支援する○地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信する Regional Business Conference(RBC) を各地で開催する	<ul style="list-style-type: none">○引き続き、「地域への対日直接投資サポートプログラム」や RBC 等を通じて、外国企業の招へい等海外地域とのビジネス交流につながる実践的な取組等の誘致活動を支援する
2020 年 KPI (成果目標)	○対日直接投資残高を 2020 年までに 35 兆円とする (2017 年末 28.6 兆円)	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活かに^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
E 地域全体のマネジメント力の向上

(1)-(ア)-E-① 地域企業・産業の成長戦略策定促進

●現在の課題

- 生産性向上には、マーケティングと販路開拓を強化し、域外からの「稼ぐ力」の向上を図っていくことが不可欠である。他方、思い切ったマーケティングや販路開拓に取り組もうとすれば、地域資源を均等かつ平等に取り扱うことが難しく、地域内部の利害関係を調整しきれないために、次の一步を踏み出せないことも多い。
- 他方、地方創生の現場では、ややもすれば陥りがちな身内の対立解消も含め、プロジェクトの組成をリードできる優れたリーダーが不足している。こうした人材の強化も含め、地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の策定・実施体制を強化していくことが必要である。

●必要な対応

- 各産業セクターにおける特徴ある成長戦略や地域活性化に向けた戦略の円滑かつ的確な実施を図るため、戦略実施に向けた広範なコンセンサスと幅広い関係者からの資金・人材の導入を図るよう、人材・資本を集中的に投じていく分野を地域関係者と明確に共有し、「プロフェッショナル人材戦略拠点」や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等と連携しつつ、地域企業・産業の成長戦略策定を促す。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容		○「プロフェッショナル人材戦略拠点」を事務局として協議会組織や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等との連携を進める
2020年KPI (成果目標)	○各道府県での成長戦略策定等に係る協議会等組織の設立数	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	(ア) 生産性の高い、活力に ^{あふ} れた地域経済実現に向けた総合的取組 F ICT等の利活用による地域の活性化
-----------------------------	---

(1)-(ア)-F-① ICT等の利活用による地域の活性化

●現在の課題

- 地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因となっている。
- 農業、医療、教育、防災などの様々な分野で地域の活性化を阻害する諸課題が存在する。
- 防災、農業、シェアリングエコノミーなど生活に身近な分野において、地域でのIoTサービスの導入が十分に行われていない。
- 地域IoTデータ等のその地域内での流通・活用が十分に行われていない。
- 地域におけるICTへの利活用について、「予算の制約」、「利用イメージ・効果が見えない」、「人材の不足」、「推進体制が確立できていない」といった課題があり、関心はあるが特段の取組を行っていない地方公共団体が多数存在している。
- 人口減少や地方財政の^{ひっばく}逼迫が進む中、地方の人材不足を補うとともに、地域課題の解決・住民サービスの向上を図る必要がある。
- 放送コンテンツの海外展開の取組の裾野をローカル局等に一層拡大することで、放送コンテンツを通じたインバウンドやアウトバウンドの拡大により、地域活性化、地方創生につなげていくことが必要である。
- ICT利活用の前提となる環境整備が行われていない地域が存在している。
- 固定系超高速ブロードバンドや、Society 5.0実現の前提となる無線環境の利用が困難な地域が存在している。

●必要な対応

- 地域産業の生産性向上やイノベーションの創出により、地域産業の活性化を図っていく上でICTは有効なツールである。
- 距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫をいかしたイノベーションや新産業の創出を可能とするICT、とりわけ生活に身近な分野のIoTの一層の利活用について、2020年度までの全国の各地域への普及に向けた「地域IoT実装推進ロードマップ」に基づき、「地域IoT実装総合支援」により、教育・医療・働き方・防災・農林水産業・シェアリングエコノミーを含む官民協働サービスなど幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療の推進を図る。また、居住地域に関係なく質の高い学習を享受できるよう、教育におけるICTの活用を推進する。
- 地域においてもICTの恩恵を十分に享受することができるよう、公衆無線LAN、第5世代移動通信システムを含めた高速モバイル、光ファイバ等超高速ブロードバンド基盤など地域における通信・放送環境の整備を推進する。
- 地域IoTデータ等のその地域内での流通・活用の基盤となる地域データセンター整備を推進する。
- 災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤であるLアラートの更なる普及・高度化を推進する。

- 地方公共団体、大学、ユーザー企業等からなる地域の主体が、防災、農業、シェアリングエコノミーなど生活に身近な分野におけるIoTサービスの実証事業に取り組み、克服すべき課題を特定し、その解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの明確化等を行う。
- 地方公共団体においてAI導入を進めるための使用・手順を確立するとともに、効果が実証された分野におけるRPA導入を推進する。
- 周辺産業との連携を図りながら、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの海外展開を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年度までの全国の各地域への普及に向けた「地域IoT実装推進ロードマップ」に基づき、ロードマップの実現に向けた推進方策を着実に実施するとともに、その進捗状況のフォローアップを実施し、全国展開を推進 ○G空間防災システムの普及展開や都道府県におけるLアラートの導入及び迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進、地図化等による災害情報の視覚化・多様なメディアとの連携実現等に向けた取組を推進 ○地域における、第5世代移動通信システムを含めたモバイル通信環境の整備を推進 ○光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を推進 ○地域データセンターの整備を推進 ○地方公共団体におけるデータ利活用等を推進 ○ふるさとテレワークを引き続き推進 ○「まち」単位でのテレワーク導入を促進 ○IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するとともに、データ利活用の促進に必要なルールの明確化等を行うための実証事業等を実施 ○データ利活用型スマートシティの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年度までの全国の各地域への普及に向けた「地域IoT実装推進ロードマップ」に基づき、「地域IoT実装総合支援」によりロードマップの実現に向けた推進方策を着実に実施するとともに、その進捗状況のフォローアップを実施し、全国展開を推進 ○G空間防災システムの普及展開やLアラートの迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進、地図化等による災害情報の視覚化・多様なメディアとの連携実現等に向けた取組を推進 ○地域における、第5世代移動通信システムを含めたモバイル通信環境の整備を推進 ○光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を推進 ○地域データセンターの整備を推進 ○地方公共団体におけるデータ利活用等を推進 ○地方公共団体におけるAI・RPAの導入を推進 ○「働き方改革」にも資するテレワークの推進 ○データ利活用型スマートシティの推進 ○地域経済活性化に資する放送コンテンツの海外展開を支援 ○地域のケーブルテレビネットワークにおける複線化、光

	<ul style="list-style-type: none"> ○地域経済活性化に資する放送コンテンツの海外展開を支援 ○地域のケーブルテレビネットワークにおける複線化、光化の推進 ○地域のラジオにおける難聴解消・信頼性向上を促進 	<p>化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域のラジオにおける難聴解消・信頼性向上を促進
<p>2020年 KPI (成果目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域IoTを導入した地方公共団体数：2020年度800団体（2018年3月時点272団体） ○テレワークを導入している企業の割合（2020年目標）：2012年度比3倍（2012年度11.5%） ○テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合（2020年目標）：2016年度比倍増（2016年度7.7%） ○2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加（2016年度393.5億円） ○全都道府県にLアラートを導入（2018年11月時点46都道府県） ○AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数：2020年度300団体（2017年度末79団体） 	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	(ア) 生産性の高い、活力に ^{あふ} れた地域経済実現に向けた総合的取組 F ICT等の利活用による地域の活性化
-----------------------------	---

(1)-(ア)-F-② 地方創生 IT 利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上

●現在の課題

- 他の地方公共団体等の取組や国全体の方針をはじめとした有益となる各種情報の共有や円滑な意見交換を行うための仕組みがないため、地方公共団体や地域企業におけるIT利活用が進みにくい。
- 地方公共団体等に変革意欲があっても、ITの導入・実行・継続といった各種段階における支援が薄い。
- 地方公共団体における行政手続のうち約3割が法令上オンライン利用不可となっているなど、変革意欲を有する地方公共団体等がITの利活用により新たな取組を進めようとした場合に、分野横断的にIT利活用を阻害する制度等が存在する。
- 固定系超高速ブロードバンドや、Society 5.0実現の前提となる無線環境の利用が困難な地域が存在している。

●必要な対応

- ITの活用による地方創生に向けた行政、農業、観光など各種分野における取組事例やガイドライン等の共有基盤を整備し、地方公共団体等へ提供する。
- 変革意欲を有する地方公共団体等の支援や人材、産業、コミュニティ等の地元資源の活性化に向け、IT化に係る相談・支援体制の整備やITに習熟し熱意のある人材の派遣、起業促進に向けた資金供給の仕組みの整備を推進、テレワークの導入による地方の働き方改革の推進、地方のITリテラシー向上に向けた環境の整備等に取り組む。
- 変革意欲を有する地方公共団体等がITの利活用により新たな取組を進めようとした場合に、分野横断的にIT利活用を阻害する制度等について、各府省庁は毎年見直し計画を策定し、必要な措置を講じる。
- 地域においてもICTの恩恵を十分に享受することができるよう、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)に基づき地域の経済活性化、課題解決等のため、国・地方公共団体におけるオープンデータ化とその	○「官民データ活用推進基本法」に基づき地域の経済活性化、課題解決等のため、国・地方公共団体におけるオープンデータ化とその利活用を進めるなど、官民が保有するデータの利活用を継続して推進 ○「働き方改革」にも資するテレワークの推進 ○本指針に記載した要件等について検証する実証の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利活用を進めるなど、官民が保有するデータの利活用を推進 ○ ふるさとテレワークを引き続き推進 ○ 「まち」単位でのテレワーク導入を促進 ○ 個人の情報を預かり本人に代わって情報流通を担う情報銀行の認定に係る指針の公表、実証の実施 ○ データ利活用型スマートシティの推進 ○ ブロックチェーン技術の利活用の推進 ○ 光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ データ利活用型スマートシティの推進 ○ ブロックチェーン技術の利活用の推進 ○ 光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を推進
<p>2020年 KPI (成果目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレワークを導入している企業の割合 (2020年目標) : 2012年度比3倍 (2012年度 11.5%) ○ テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 (2020年目標) : 2016年度比倍増 (2016年度 7.7%) 	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-① 地域の総力を挙げた取組

●現在の課題

○地方創生のためには、経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済の好循環の拡大を図ることが必要である。

●必要な対応

○「ローカル 10,000 プロジェクト」については、産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立上げを支援する。

○「分散型エネルギーインフラプロジェクト」については、地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。また、関係省庁の連携を強化しつつ、マスタープランの事業性・モデル性の向上を図り、事業化を促進する。

○シェアリングエコノミーを活用して、地域の社会課題解決や新たな生活産業の実装による地域経済の活性化を図るため、地方公共団体による取組を支援する「シェアリングエコノミー活用推進事業」を推進する。

○マイナンバーカードと実証稼働中のマイキープラットフォームと自治体ポイントの活用により、クレジットカード等のポイントを合算し、地域におけるキャッシュレス化推進の仕組みを全国各地に導入・展開する（マイキープラットフォーム構想の推進）。

○また、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を検討する。実施に向けて、マイナンバーカードの普及を一層促進するとともに、自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「ローカル 10,000 プロジェクト」について、2017年度までに 357 事業に交付決定済 ○「分散型エネルギーインフラプロジェクト」について、2017年度までに 43 団体でマスタープラン（地域の特性をいかしたエネルギー事業導入計画）を策定 ○「マイキープラットフォーム構想」について、実証事業の環境設定を準備し、全国各地の地方公共団体の参加による実証事業を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ローカル 10,000 プロジェクト」について、更なる推進により、地域密着型企業を立上げ ○「分散型エネルギーインフラプロジェクト」について、マスタープランの策定を支援。関係省庁の連携を強化しつつ、マスタープランの事業性・モデル性の向上を図り、引き続き事業を推進 ○「シェアリングエコノミー活用推進事業」について、事業の推進を図る ○「マイキープラットフォーム構想」について、更なる展開を図り、全国各地の地方公共団体に実証事業への参加を働きかける
2020年 KPI (成果目標)	○地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）の地元雇用創出効果：4.9 倍（7年）	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-② 「地域経済の見える化」の推進

●現在の課題

- 「地方版総合戦略」の実行及び地方創生の実現に向けては、データを用いた地域の分析に基づいた施策の検討・実施と PDCA に取り組むことが重要である。各地域における取組を促進するためには、地域経済の実態について分析するための各種データの提供や分析方法の周知等、地方創生を情報面から支援することにより「地域経済の見える化」を推進することが必要である。
- 2015年4月より、地域経済に関する官民のビッグデータを「見える化」した「地域経済分析システム (RESAS)」を提供しており、その利用は着実に進展している一方、RESAS を含めデータを活用する取組の実施度合いについては地方公共団体間や地域間で差がみられる。
- また、RESAS の利用が地方公共団体のみならず、地域金融機関、政府系金融機関、産業界、住民・NPO 等へと拡大しており、利用者からの要望も踏まえながらユーザーインターフェースの改善を含む利便性の向上等を図ることが必要となっている。

●必要な対応

- 地域住民に加え、多様な関係者が、地域経済の実態を踏まえた上で地域経済の好循環を実現する必要性や、付加価値の向上を中心とした労働生産性を向上させることの重要性について共通認識に立つことが必要である。国は、これらの認識が醸成されるよう支援を継続し、地域が総力を結集して行う「地方版総合戦略」の推進・実践に向けて、地域住民等の更なる参画を促す。
- その一環として、2月に地図検索機能を追加するなど、利用者の利便性向上のための機能改修を実施したほか、RESAS の活用を普及するための利活用事例の紹介や、地方公共団体と連携してのワークショップの開催、政策アイデアコンテストの実施等を通じ活用方法等の周知に努めた。引き続き、地方公共団体に加えて、民間企業や住民・NPO 等が RESAS を活用して新たな提言やビジネスを創出できるよう、RESAS に新たな機能を追加するとともに、利用者に応じた利便性の向上（ユーザーインターフェースの向上等）を図り、地方公共団体等に活用方法等を周知する。
- 引き続き RESAS を通じ各種データの提供を実施するとともに、RESAS の活用を普及するための利活用事例の紹介や、地方公共団体と連携してのワークショップの開催、政策アイデアコンテストの実施、RESAS の地域経済循環マップの活用を促すことを目的に地方公共団体職員を対象とする研究会の開催等を通じ一層の利用促進を図る。
- また、RESAS の利用者の拡大に伴い対応が必要となっているユーザーインターフェースの改善等の利便性の向上等を実施する。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○RESAS の提供開始 ○RESAS への新たなデータや機能の追加 ○システムを活用した「地方版総合戦略」づくりのサポート ○政策立案に向けたワークショップの開催、政策アイデアコンテストやフォーラム、セミナーを通じた地方公共団体職員や一般向けの普及促進を実施 ○農業・観光等の分野についての機能追加 ○地域経済循環マップの追加 ○RESAS の地域経済循環マップに労働生産性等の動向分析機能の追加 ○地域産業連関表の利用のための手引きの整備 ○地域経済の労働生産性の目標設定サポートツールの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、地方公共団体に加えて、民間企業や住民・NPO 等が RESAS を活用して新たな提言やビジネスを創出できるよう、RESAS に新たな機能を追加するとともに、利用者に応じた利便性の向上を図り、地方公共団体等に活用方法等を周知する。 ○RESAS の普及促進の継続
2020 年 KPI (成果目標)	○地方公共団体や地域金融機関、政府系金融機関、産業界、住民・NPO 等からの要望・ニーズに基づき、RESAS を普及	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-③ 地域の未来につながる地域経済^{けん}牽引事業の促進

●現在の課題

- 地域経済は、企業収益や雇用が好調な一方、従来型の製造業等の設備投資が力強さを欠く等、課題も存在する。この背景には、地域経済を支えてきた製造業では地域での新規立地の低迷、非製造業（卸・小売等）では大都市圏にビジネスと投資が集中したことが挙げられる。
- 成長ものづくり・観光など地域の特性をいかした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が全国津々浦々で活発になり、地域経済における稼ぐ力の好循環が実現されるよう、あらゆる政策資源を集中投入する。

●必要な対応

- 地域の未来につながる投資を促進し、地域経済の好循環を構築するため、地方公共団体とともに、予算（地方創生推進交付金の活用を含む。）、税制、金融、情報、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、地域の特性をいかした地域経済^{けん}牽引事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出す。
- 地域未来^{けん}牽引企業が地域を^{けん}牽引する事業に取り組み、地域経済の活性化を図れるよう、地域未来投資促進法の活用等による積極的な取組の後押し、支援環境の整備、各種支援情報の発信等を行う。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none">○地域未来投資促進法の施行○地域未来投資促進法に基づき、地方公共団体から提出された基本計画に同意○地方公共団体の承認を受けた地域経済^{けん}牽引事業に対し、様々な政策手段を組み合わせ集中的に支援○2017年12月に、地域経済^{けん}牽引事業の担い手候補となる地域未来^{けん}牽引企業2,148社の選定・公表○2018年度も、地域未来^{けん}牽引企業を追加選定・公表	<ul style="list-style-type: none">○引き続き、地方公共団体とともに、予算（地方創生推進交付金の活用を含む。）、税制、金融、情報、規制緩和など様々な政策手段を組み合わせ、地域の特性をいかした地域経済^{けん}牽引事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出すことを目指す○地域未来^{けん}牽引企業が地域を^{けん}牽引する事業に取り組み、地域経済の活性化を図れるよう、地域未来投資促進法の活用等による積極的な取組の後押し、支援環

		境の整備、各種支援情報の発信等を行う
2020年 KPI (成果目標)	○地域未来投資促進法を活用し、地域経済 ^{けん} 牽引事業に政策ツールを集中投入し、3年で2,000社程度の支援を目指す ((1) -(ア)-A の KPI を含む) (地方公共団体による地域経済 ^{けん} 牽引事業計画の承認件数 : 1,118 計画 (1,433 事業者) (2018年11月末時点))	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	(ア) 生産性の高い、活力に溢 ^{あふ} れた地域経済実現に向けた総合的取組 G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組
-----------------------------	---

(1)-(ア)-G-④ 近未来技術の社会実装等による新しい地方創生

●現在の課題

○近未来技術の社会実装に向け、自主的・主体的で最も優れた先導的な施策について、地方創生の観点から、より一層の掘り起こしと重点的な支援が必要。

●必要な対応

○近未来技術等を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、自主的・主体的で先導的な最も優れた施策について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の社会実装による新しい地方創生を目指す。

○「近未来技術実装関係省庁連絡会議（平成 30 年 2 月 15 日から開催）」において、各種補助金や特区の特例適用等について、幅広く検討を行うとともに、関係府省庁（出先機関を含む）、地方公共団体、民間事業者等で構成する「地域実装協議会」を構築し、複数の地方支部局にまたがるワンストップ支援を行うなど、関係府省庁の総合的かつ横断的な支援を実施する。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「近未来技術実装関係省庁連絡会議及び幹事会」の開催、検討等 ○近未来技術等社会実装事業の展開（14 事業を選定・公表（8 月）） ○地域実装協議会の設置、検討等 ○事業の気運醸成、横展開の推進（事例集作成、各種講演への参画等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○近未来技術等社会実装事業の更なる推進 ○地域実装協議会における検討の深化 ○現地支援責任者からのフィードバック等を踏まえた「近未来技術実装関係省庁連絡会議及び幹事会」での検討の深化 ○事業の気運醸成、横展開の推進（事例集作成、各種講演への参画等）
2020 年 KPI（成果目標）	○KPI については、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-⑤ 社会的事業を巡る環境整備

●現在の課題

○人口減少や財政制約、市場規模の縮小等が顕在化する中で、高齢者ケア、育児支援などの社会福祉サービス事業、中山間地域などのくらしを支える生活サービス事業、農産品・工芸品等を活用した地域産品事業、賑わいのあるまちづくり事業、人材育成・教育支援事業などの地域社会の課題解決に取り組む社会的意義の高い事業が、民間の知恵やノウハウ・資本を活用しきれていないという課題がある。

●必要な対応

○多様化する地域の課題に対し公的主体がフルセットのサービスを提供することが難しい現状に鑑み、民間の立場からこれら地域課題の解決を図る社会的事業を後押しするための環境を整備する。

○都道府県が行う地域課題解決型起業支援事業について、地方創生推進交付金により支援する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○社会的投資を呼び込めるような仕組み作りについて、様々な角度からの検証	○事業の社会性を評価・認証する仕組みの確立に向けた検証・検討 ○「地方創生カレッジ」において社会的事業の起業等にチャレンジする者に向けたeラーニング講座を開講 ○都道府県が行う地域課題解決型起業支援事業について、地方創生推進交付金により支援する ○SIB(Social Impact Bond)などの手法により地方公共団体がソーシャルベンチャー等を効果的に活用して取り組む事業に対する地方創生推進交付金等による支援
2020年KPI (成果目標)	○地域を支える多様な事業主体にふさわしい制度の確立又は検証	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活かに^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
H 総合的な支援体制の改善

(1)-(ア)-H-① 地域経済の中核となる地方の中堅・中小企業の域外市場展開と「稼ぐ力」の向上

●現在の課題

- 地方においてもグローバル化は不可避のトレンドであり、地方の雇用創出に大きな役割を果たす中堅・中小企業が発展するために挑むべき方向と言える。
- そのため、地方の中核となる中堅・中小企業がグローバル市場を目指した戦略を実現しやすい環境を整備すべく、包括的な支援パッケージを打ち出して周知を実施してきたところであり、関係府省庁と経済団体・金融機関・大学等が連携して一貫した支援を、引き続き実施する必要がある。

●必要な対応

- 地方の雇用創出に重要な役割が期待される中堅・中小企業に対して、人材の確保・育成から、製品開発・生産、海外展開まで、府省庁が連携して、一貫した政策パッケージを実施する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○中堅企業等支援施策の取りまとめ、周知及び実施	○中堅企業等支援施策の必要に応じた見直し、周知及び実施
2020年 KPI (成果目標)	○中堅企業等支援施策に含まれる個々の施策の KPI 等に基づき、中堅企業等支援施策支援パッケージの見直しを行う	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に^{あふ}れた地域経済実現に向けた総合的取組
H 総合的な支援体制の改善

(1)-(ア)-H-② 地域企業を応援するためのパッケージとなるような施策の実施

●現在の課題

○(1)-(ア)の重点施策を含めた関係施策を有効に実施し、地域企業による生産性・効率性の向上、「雇用の質」の確保・向上に向けた取組、地域における金融機能の高度化を実現するためには、「一億総活躍社会」の実現の観点も踏まえつつ、地域企業・産業が自ら経営改善の取組を加速し、金融機関が事業性評価に基づく融資・支援等によるサポートを行うことが重要である。この観点から、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合支援体制の整備・改善を進める必要がある。

●必要な対応

○産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。また、地域金融機関と政府系金融機関との協働案件の発掘・組成によるノウハウシェアなどの連携を通じ、地域における金融機能の高度化を図る。

○この際、企業の課題解決に向けた支援策については、その内容や具体的な活用方法について、企業や地域金融機関、政府系金融機関、地方公共団体への更なる周知を図る。

○具体的には、地域企業を応援するためのパッケージとなるような以下の施策を実施・拡充する。また、産業・金融両面からの政府の総合的支援について、取組の成果や地域企業、地方公共団体、地域金融機関、政府系金融機関等の利用者目線に基づく継続的な改善を行う。

1. 埋もれている地域資源を活用した事業化・創業支援

- ・地域資源の活用やブランド化等に資する事業に対するクラウドファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄附等（ふるさと投資）について、地方公共団体・金融機関・支援団体等の連携に基づく情報提供や普及に係る適切な体制整備等
- ・DBJによるオープンイノベーションを通じたビジネス創造についての地方への普及・展開
- ・株式会社日本政策金融公庫などの創業者向け融資等の一層の活用や起業家教育の充実等

2. サービス業をはじめとした生産性の向上・成長支援

- ・地域企業・経済の生産性向上に向けて、地域企業やその支援機関との対話等を通じて把握した地域企業・経済の実態や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的指標等を活用し、地域金融機関との間で金融仲介機能の十分な発揮に向けた対話を実施
- ・経営改善等が必要な企業に対する適切な支援が、専門人材やノウハウが不十分なためできていない金融機関に対して、REVIC や日本人材機構等、企業支援機能の強化に向けた人材・ノウハウ支援に取り組む外部機関の活用を促す
- ・地域金融機関が、地域企業の生産性向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、業務範囲に関する規制の緩和を検討
- ・「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進、経営（サポート）人材のマッチングを行う株式会社日本人材機構（REVICの子会

社)の活用促進

- ・ 地域企業における経営の革新等の支援のため、DBJの特定投資業務等の更なる活用の促進
- ・ 民間金融機関が資金供給しにくい分野に対する安心の下支えのための政府系金融機関の機能確保
- ・ ローカルベンチマークの改善と産業・金融の支援策における活用促進を通じた地域企業の経営改善・ガバナンス強化の支援
- ・ 地域の中核企業を核とした戦略産業の育成に向けたリスク性資金の充実に向けた環境整備 等

3. 再出発に向けた環境整備・事業承継支援等

- ・ 事業引継ぎ支援センターの全国展開、金融機関や専門家、公的機関との連携強化
- ・ 地域企業の経営改善、事業再生のための抜本的な対応、M&A等を伴った事業承継への取組に向けた、金融機関とREVICが連携したファンドや中小機構のファンドの活用促進
- ・ 中小企業再生支援協議会による中小企業・小規模事業者の再生及び認定支援機関を活用した経営改善計画の策定等支援 等

4. 円滑な事業整理のための支援等

- ・ 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進
- ・ REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務(特定支援)の活用促進
- ・ よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応
- ・ 小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知
- ・ 地方公共団体の損失補償付制度融資等における機動的な求償権放棄に向けた地方公共団体による所要の条例整備の促進 等

○以上の観点を踏まえ、金融機関等の地域企業を支援する取組をモニタリングするとともに、地方創生に資する特徴的な取組事例を表彰し公表する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域金融機関等による企業の事業性評価の浸透 ○様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組の官民一体での支援 ○金融機関等による「地方版総合戦略」の策定への関与や地方創生に向けた取組に関する特徴的な取組事例をモニタリングする体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業・金融・地方公共団体が一体となった総合支援体制の利用者目線に基づく継続的な改善
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な施策についての金融機関等の関与、実施件数等（モニタリングの実施） ○主要な施策についての地域企業、その他の関係者の認知度等 	

(1)-(イ)-① DMO を核とする観光地域づくり・ブランディングの推進

●現在の課題

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）等において、2020年までに世界水準 DMO を100組織形成することを目指すとされたところである。日本版 DMO 候補法人の登録数は順調に増加しており、先進的な取組を進める DMO が現れ始めている一方で、観光地経営に係るノウハウや人材の不足などの課題が存在している。

●必要な対応

- 観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMO ネット」を提供し、各地域の DMO の業務効率化を図るとともに、DMO 間の連携促進及び優良事例の横展開の促進を図る。また DMO のネットワーク化を進めるため、情報交換の場の提供を実施するとともに、マーケティング調査への協力や「稼ぐ」仕組みの提供など、DMO の活動をサポートし得る民間事業者等とのマッチング等を実施する。
- 日本政府観光局（JNTO）によるコンサルティング支援やプロモーションノウハウの提供を促進する。
- 海外知見も取り入れた人材育成プログラムを開発・提供するほか、地方創生カレッジとも連携し、DMO を担う人材を育成する e-ラーニングを提供する。
- 地方創生推進交付金等による支援を行うほか、DBJ、REVIC や地域金融機関等が展開している観光活性化ファンド等による、DMO や地域商社と連携したプロジェクトに対する更なる投資を促進するとともに、DMO の安定的な財源の確保についても検討を深める。
- DMO の基本的な考え方、官民の在り方や地域での導入プロセス等を多様な事例に即して分かりやすく整理した「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」等による地域での普及活動を継続的に実施していく。
- 関係府省庁が有する観光関連施策の連携等により、DMO の立ち上げから自律的な運営まで「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」により総合的に支援する。その際、自然豊かな国立公園等のブランド化や地域の文化財・スポーツコンテンツ・エンターテインメント等の活用など、地域の観光資源の魅力を高め、地方創生の礎とする各府省庁の施策との連携を推進する。
- 地域の DMO や観光庁、関係事業者等をメンバーとする「連絡調整会議」をおおむね地方ブロック単位で開催し、広域周遊観光促進の観点から、地域の連携・調整を図る。
- 地方運輸局等とも連携し、日本版 DMO 登録制度の効果的な運用により、地域の取組の熟度を確認し、先導的な事例の全国展開を図るとともに、活動内容に不足のある地域に対しては必要な助言等を実施しステップアップを促す。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○DMO ネットの開発・提供・機能強化 ○日本政府観光局（JNTO）によるコンサルティング支援やプロモーションノウハウの提供促進 ○海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提供等による DMO の人材育成支援 ○観光活性化ファンド等による投資の促進 ○DMO の安定的な財源の確保について検討 ○「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」等による優良事例の横展開の促進 ○「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」等による支援 ○DMO や観光庁、関係事業者等をメンバーとする「連絡調整会議」の開催による広域連携の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○DMO ネットの機能強化・普及促進 ○日本政府観光局（JNTO）によるコンサルティング支援やプロモーションノウハウの提供促進 ○海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提供等による DMO の人材育成支援 ○観光活性化ファンド等による投資の促進 ○DMO の安定的な財源の確保について検討 ○「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」等による優良事例の横展開の促進 ○「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」等による支援 ○DMO や観光庁、関係事業者等をメンバーとする「連絡調整会議」の開催による広域連携の促進 ○世界水準の DMO（先駆的インバウンド型 DMO）の形成促進
2020年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○訪日外国人旅行者数 4,000 万人（2017年：2,869 万人） ○訪日外国人旅行消費額を 8 兆円に拡大（2017年：4 兆 4,162 億円） ○世界水準の DMO（先駆的インバウンド型 DMO）の形成数 100 	

(1)-(イ)-② 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

●現在の課題

- 増大する訪日外国人旅行者を地方に呼び込むためには、地域の観光資源を総合的にプロデュースし、マーケティングを実施する体制の整備と、ジオパーク、森・里・川・海などの価値ある自然、プロスポーツを含む各種スポーツイベント、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け大々的に実施する文化プログラム、日本遺産などの文化資源や古民家等の歴史的資源の活用等を通じた、そこに行ってみたくくなるような地域資源をいかしたコンテンツの磨き上げが必要である。
- 大学は豊富なスポーツ資源（学生アスリート、研究者、指導者等の人材や施設等）を有しており、これらを有効活用することにより、スポーツイベントの参加等を通じた地域コミュニティの活性化やスポーツ合宿等を活用したスポーツツーリズムの推進等に寄与する可能性がある一方、各大学において、全学的にスポーツ分野の取組を一体となつて行う部局や人材を置いていない大学が多いことが課題。
- 放送コンテンツの海外展開の取組の裾野をローカル局等に一層拡大することで、放送コンテンツを通じたインバウンドやアウトバウンドの拡大により、地域活性化、地方創生につなげていくことが必要である。
- 「明治日本の産業革命遺産」をはじめとする地域の産業遺産を観光資源として積極的に活用するため、情報拠点となるような機能を持った産業遺産に関する情報センターを整備する。情報センターには、産業遺産を活用した地域活性化に係る事例を横展開するための機能、各地域への周遊を促す機能、地域の人材育成のための機能等を持たせることで、地域間の連携体制の構築を図る。

●必要な対応

- 観光戦略と連携し、地域特有のストーリー性のある食を提供する。ハラル対応など訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境を整備する。
- 受入地域のマネジメント強化を図る（農家民宿、農家レストラン、体験農園等のサービスの品質管理）。
- 国主催の国際会議等の地方開催を推進する（日本学術会議が主催する国際会議の地方開催の際に、同会議が関係各省等と連携しつつ、地域社会の学術の振興等の観点から企画・推進する「地方学術会議」の開催等）。
- 各地域のMICE推進機能強化やMICE推進関係府省連絡会議等を通じて、地域におけるMICE誘致を促進する。
- 海外市場のニーズを熟知したプロデューサー人材派遣を通じた地域資源の発掘・磨き上げを行う。
- 周辺産業との連携を図りながら、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの海外展開を推進する。
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく、地域の文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、観光資源としての活用や地域活性化を図る取組を促進していく。「日本遺産」の認定や「歴史文化基本構想」策定支援などを含む文化財の総合的な活用による観光振興を進めることにより、文化財単体ではなく地域の文化財を一体として整備を進め、2020年までに、文化財を中核とする観光拠点を200程度形成する。
- 日本全国で開催されている芸術祭等を充実・発展させた国際文化芸術発信拠点の形成や、海外でも評価の高いメディア芸術コンテンツ

の効果的な活用、文化財の分かりやすい解説・多言語化、空港や鉄道駅等を活用した日本文化の魅力発信、地域の美術館・博物館を中核とした文化クラスター（文化集積地区）の創出や国立文化施設の機能強化等により、インバウンド対応を加速する。

○文化財を魅力的な観光資源として磨き上げ、観光客増を文化財への更なる投資へつなげる地域活性化の好循環を創出する取組を支援するとともに、我が国が誇る伝統芸能や「わざ」の国内外への発信等を支援する。

○地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業の実施や劇場・音楽堂等の活性化に取り組むとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「日本博」をはじめとする文化プログラム（注1）を全国津々浦々で展開する。

（注1）「オリンピック憲章」第5章第39条において、オリンピック競技大会組織委員会が、短くともオリンピック村の開村期間に計画しなければならないとされている複数の文化イベントのプログラムのこと。

○地域が誇る文化資源の継承・発展と創造による社会的・経済的価値等の創出に向け、文化財の保存のみならず活用を重視した「文化経済戦略」を着実に実施する。

○地域スポーツコミッション（注2）などの活動の一層の促進や、スタジアム・アリーナなどのスポーツ施設の魅力・収益性の向上に向けた指針の策定等を通じたスポーツに関する産業振興等を図る。

（注2）地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業等）等が一体となり、スポーツと地域資源を掛け合わせたまちづくり・地域活性化に取り組む地域レベルの連携組織。

○国内外からの交流人口を拡大させるだけでなく、スポーツ用品やファッション等の購入、旅先でのイベント参加・観戦など、様々な関連消費も期待できるが、まだ国民一般に認知・定着されたレジャースタイルとは言えないスポーツツーリズムを、様々な産業界の活動と連携・協働してその魅力を訴求することにより、国民全体の需要を喚起し、定着化を図る。

○オリンピック・パラリンピック教育の全国展開を通じて、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの波及に取り組む。

○各大学における、全学的にスポーツ分野の取組を一体となって行う部局の設置、当該部局を担い大学スポーツの事業開拓とブランド力向上を推進する能力を有する「大学スポーツアドミニストレーター」の配置及び大学における先進的モデル事業の実施等を支援する。

○ダムや橋梁、土木遺産などのインフラ施設を新たに観光資源として活用し地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。

○「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用し、地域の農林水産物や特産品の販売を促進する。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、「ホストタウン」を被災地を含む全国各地に広げる。

○国内外の情報ネットワークを有するDBJ、株式会社商工組合中央金庫、金融機関等の知見を活用するとともに、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドやCJ機構の活用を図る。

○アニメツーリズムなどの特定のテーマで複数地域の観光振興を図る協議会に対して、ネットワーク化を促進し、情報発信力の強化や受入体制の整備を図る取組を支援する。

○官民一体の「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」によるコンサルティングを継続的に実施するほか、料理人等の人材の育成や地方への流動促進に取り組むとともに、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地方公共団体、DMO等に対する

本取組への周知徹底や意欲ある地域への支援を進めるほか、SNS等オンライン・メディアも活用して海外へ強力に情報発信する。あわせて、地域の相談・要望を踏まえ、関連する規制・制度の改善を進める。

- 日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村の人々との交流を楽しむ滞在（農泊）を含めた都市と農山漁村の交流活動を農山漁村における所得・雇用の確保に結びつける。
- ナイトタイム等の有効活用、観戦型スポーツ等のインバウンド対応、ビーチの活用促進等により、新たに体験型コンテンツの開発に取り組むとともに、エンターテインメント鑑賞機会の拡大、VR・ARなどの最新技術の活用等を進める。
- 日本政府観光局（JNTO）による戦略的な訪日プロモーションを実施。
- 有識者による検討会を開催し、産業遺産に関する情報センターの機能等について意見を伺い、それらの意見を踏まえて産業遺産に関する情報センターを整備する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域経済活性化に資する放送コンテンツの海外展開を支援 ○日本政府観光局（JNTO）による戦略的な訪日プロモーションを実施 ○施設整備に向けた有識者による検討会の開催 ○施設整備に着手 ○有識者による検討会と並行して関係府省による連絡会議の開催 ○「文化経済戦略」を策定 ○各大学における、全学的にスポーツ分野の取組を一体となって行う部局の設置、大学スポーツアドミニストレーターの配置及び大学における先進的モデル事業の実施等を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域経済活性化に資する放送コンテンツの海外展開を支援 ○観光戦略と連携した地域特有のストーリー性のある食の提供 ○受入地域のマネジメント強化（農家民宿、農家レストラン、体験農園等のサービスの品質管理） ○国主催の国際会議等の地方開催の推進 ○各地域のMICE推進機能強化やMICE推進関係府省連絡会議等を通じた地域におけるMICE誘致の促進 ○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「日本博」をはじめとする文化プログラムの全国展開 ○国際文化芸術発信拠点を形成する取組を推進 ○海外でも評価の高いメディア芸術コンテンツの効果的な活用 ○空港や鉄道駅等を活用した日本文化の魅力発信 ○地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業の実施や劇場・音楽堂等の活性化 ○文化財を活用した歴史体感プロジェクトの促進 ○「日本遺産」や「歴史文化基本構想」による、地域の複数の文化財を一体的に活用する取組や文化財解説の多言語対応等の推進 ○文化財を魅力的な観光資源として磨き上げ、観光客増を文化財への更なる投資へつなげる地域活性化の好循環を創出する取組を支援 ○我が国が誇る伝統芸能や「わざ」の国内外への発信等を支援 ○地域の文化遺産を活用した特色ある取組の促進や、文化財の魅力効果を効果的に発信できる人材の育成 ○文化財建造物や美術工芸品の魅力を向上させる美装化や活用に係る設備の充実 ○美術館・博物館におけるニーズを踏まえた開館時間の延長や多言語化等の取組の推進 ○地域の美術館・博物館を中核とした文化クラスター（文化集積地区）の創出 ○文化財活用の基盤となる調査・活用の促進や埋蔵文化財の公開活用の促進 ○改正文化財保護法に基づく地域の文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、観光資源としての活用や地域活性化を図る取組を促進 等 ○制度見直しによるこれからの時代にふさわしい文化財保護制度の構築 等

	<p>○「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の開催</p>	<p>○「文化経済戦略」を着実に実施</p> <p>○スポーツによる地域活性化の推進主体である「地域スポーツコミッション」等が行う地域の独自性の高いスポーツツーリズムの開発、イベントの開催、大会・合宿の誘致などの活動の一層の促進や、スタジアム・アリーナ等スポーツ施設の魅力・収益性の向上等を通じたスポーツに関する産業振興等の推進</p> <p>○スポーツツーリズムの需要喚起と新たなレジャースタイルとしての定着化を促進するための関連企業・団体と連携したプロモーションの展開</p> <p>○各大学における、全学的にスポーツ分野の取組を一体となって行う部局の設置、大学スポーツアドミニストレーターの配置及び大学における先進的モデル事業の実施等を支援</p> <p>○ダムや橋梁、土木遺産などのインフラ施設を新たに観光資源として活用し地域振興を図るインフラツーリズムを推進</p> <p>○「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用した、地域の農林水産物や特産品の販売促進</p> <p>○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、「ホストタウン」を被災地を含む全国各地に広げる</p> <p>○REVICと地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドやCJ機構の活用</p> <p>○アニメツーリズムなどの特定のテーマで複数地域の観光振興を図る協議会に対して、ネットワーク化を促進し、情報発信力の強化や受入体制の整備を図る取組を支援</p> <p>○古民家等の歴史的資源を活用した魅力ある観光まちづくりの推進</p> <p>○ナイトタイム等の有効活用やVR・ARなどの最新技術の活用などの新たな観光資源の開拓</p> <p>○日本政府観光局（JNTO）による戦略的な訪日プロモーションを実施</p> <p>○有識者による検討会の意見を踏まえて施設を整備</p>
<p>2020年 KPI （成果目標）</p>	<p>○訪日外国人旅行者数 4,000 万人（2017年：2,869万人）</p> <p>○訪日外国人旅行消費額を 8 兆円に拡大（2017年：4兆4,162億円）</p> <p>○2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加（2016年度 393.5 億円）</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人を 250 万人程度（2014年時：86万人の3倍程度）に増加（2017年：約 187 万人）</p> <p>○国内のスポーツツーリズムに係る消費額を 3,800 億円程度（2014年時：1,973 億円の2倍程度）に増加（2017年約 2,702 億円）</p> <p>○大学スポーツアドミニストレーターを配する大学数が、5年間で 100 大学となることを目指す</p> <p>○産業遺産に関する KPI については、今後の取組内容を踏まえ、適切な内容を検討</p>	

(1)-(イ)-③ 観光消費拡大等のための受入環境整備

●現在の課題

○滞在中の消費喚起を促進し、訪日外国人旅行者数の増加を国内における消費の拡大につなげていくとともに、消費額の拡大を地方部へも広げていくことが必要である。また、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備する必要がある。

●必要な対応

- 地方におけるクレジットカードなどのキャッシュレス決済手段の利用可能店舗の拡大や多言語対応の充実を図る。
- 海外発行クレジットカード等で現金が引き出せる ATM の設置を促進する。
- 商店街や物産センター等での免税手続きカウンターの活用を促進する。
- 関係者の連携による無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進する。
- 観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備・改良を推進する。
- 公衆トイレの洋式化及び機能向上等を促進する。
- 各地方公共団体が設置する消費生活センター等において、外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談に対応する体制を強化する。
- 「道の駅」等における JNTO 認定観光案内所等の設置など、インバウンド受入環境の整備を促進する。
- 海上の景観等を楽しむ新たな観光資源として活用するための旅客航路の活性化やそのための環境整備を図る。
- 羽田空港の飛行経路見直しによる発着枠拡大等の首都圏空港の機能強化、地方空港の新規就航・増便に対する支援や受入環境整備等による国際航空路線の拡充、地方航空路線の活性化を図る。また、地方発着の訪日外国人旅行者の増加に対応できるよう、地方空港・港湾における CIQ（税関・出入国管理・検疫）体制の充実、クルーズ船の受入環境の改善、交通系 IC カードの導入等による二次交通の確保・利便性の向上を図り、必要な体制の整備を推進する。この際、航空・鉄道などの各交通モードの特性をいかして連携を強化する。さらに、空港における旅客手続の各段階に最先端の技術・システムを導入し、横断的に効率化や高度化を追求することで、手続き全体の円滑化を実現し、旅客負担を軽減する。
- 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の適切な運用等を通じて、健全な民泊サービスの普及を図る。
- 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 59 号）に基づき、質の高いガイド人材の育成・強化を図る。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	○クレジットカード等キャッシュレス決済手段の利用可能店舗の拡大・多言語対応の充実	○クレジットカード等キャッシュレス決済手段の利用可能店舗の拡大・多言語対応の充実

	<ul style="list-style-type: none"> ○海外クレジットカード等で現金が引き出せる ATM の設置促進 ○免税販売手続におけるより一層の利便性向上、商店街や物産センター等での免税手続カウンター、クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の活用促進 ○無料公衆無線 LAN 環境の整備促進 ○観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備の整備・改良 ○公衆トイレの洋式化及び機能向上等の促進 ○訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談に対応する体制の強化 ○「道の駅」等における JNTO 認定観光案内所等の設置など、インバウンド受入環境の整備を促進する。 ○海上の景観等を楽しむ新たな観光資源として活用するための旅客航路の活性化やその為の環境整備を図る ○首都圏空港の機能強化、地方空港の新規就航・増便に対する支援や受入環境整備等による国際航空路線の拡充、地方航空路線の活性化 ○地方空港・港湾における CIQ 体制の充実、クルーズ船の受入環境の改善、必要な体制の整備推進 ○交通系 IC カードの普及・利便性の拡大を図る ○空港における旅客手続の各段階での最先端技術・システム導入による手続き全体の円滑化 ○民泊サービスの適正な運営の確保 ○質の高いガイド人材の育成・強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外発行クレジットカード等で現金が引き出せる ATM の設置促進 ○免税販売手続におけるより一層の利便性向上、商店街や物産センター等での免税手続カウンターの活用促進 ○無料公衆無線 LAN 環境の整備促進 ○観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備の整備・改良 ○公衆トイレの洋式化及び機能向上等の促進 ○訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談に対応する体制の強化 ○「道の駅」等における JNTO 認定観光案内所等の設置など、インバウンド受入環境の整備を促進する。 ○海上の景観等を楽しむ新たな観光資源として活用するための旅客航路の活性化やその為の環境整備を図る。 ○首都圏空港の機能強化、地方空港の新規就航・増便に対する支援や受入環境整備等による国際航空路線の拡充、地方航空路線の活性化 ○地方空港・港湾における CIQ 体制の充実、クルーズ船の受入環境の改善、必要な体制の整備推進 ○交通系 IC カードの普及・利便性の拡大を図る ○空港における旅客手続の各段階での最先端技術・システム導入による手続き全体の円滑化 ○民泊サービスの適正な運営の確保 ○質の高いガイド人材の育成・強化を図る
<p>2020 年 KPI (成果目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○訪日外国人旅行者数 4,000 万人 (2017 年 : 2,869 万人) ○訪日外国人旅行消費額を 8 兆円に拡大 (2017 年 : 4 兆 4,162 億円) 	

(1)-(ウ)-① 需要フロンティアの拡大、バリューチェーンの構築等**●現在の課題**

- 農業は多くの地方の基幹産業となっており、経営感覚を持ち、自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応できる環境を整備し、その潜在力を発揮させ、地域経済に貢献していくことが求められるが、農業総産出額は、この20年間で11%減少し、基幹的農業従事者の平均年齢は66歳を超えるなど高齢化が深刻化している。農業政策については、地域政策と産業政策を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。また、その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要である。
- 今後は、農林水産物・食品の輸出促進など需要フロンティアの拡大や、マーケットインの発想による需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築等を図り、国際競争力の高い農林水産業へ転換を図ることが必要である。

●必要な対応

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成30年6月1日改訂）等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。

【需要フロンティアの拡大】

- ・「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）を着実に実行していく。
- ・在外公館やジャパン・ハウス等を日本産品や日本食・食文化の発信拠点として活用するとともに、国内外の人材の育成、疾病発生時でも畜産物輸出を継続できる体制構築等に取り組みつつ、日本国内外における日本食材の活用推進や観光戦略と連携したブランド価値のある食の情報発信、輸出基地としての卸売市場や食肉加工施設等の整備、輸出相手国における卸売・小売業者やレストランへの販売促進の強化等を実施。また、日本の「食文化・食産業」の海外展開を推進。
- ・日本発の国際的に通用する規格や認証の仕組みの構築に向けた取組、地理的表示保護制度の活用等によるブランド化等を推進。
- ・「日本食品海外プロモーションセンター（JF00D0）」（2017年4月1日に設置）において2017年12月に策定した和牛、水産物、緑茶、日本酒などの7つのテーマごとのプロモーション戦略を実行する。2018年8月31日には農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「GFPコミュニティサイト」を立ち上げており、登録者を対象とした輸出の可能性の診断等によりサポートを行う。

【バリューチェーンの構築】

- ・幅広く他業種の人材、資金、技術等を農林漁業に活用して、地域ぐるみの6次産業化を推進し、農林漁業者及び農山漁村の所得向上を図るとともに、農商工連携等を活用することにより、農林水産物・食品のブランド化・高付加価値化を推進。
- ・酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにするなど酪農家の創意工夫に応える環境を整備。

- ・ 全国の多様な流通業者の取引条件等を見える化し、マッチングするシステム「agreach（アグリーチ）」の活用と農林漁業成長産業化ファンドや中小機構からの出資等、地域金融機関等のコンサルティング機能等の活用、ロボット技術やIT、AI等の先端技術の導入を促進することにより、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化等の取組を拡大。

【その他】

- ・ 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造を確立。
- ・ 消費者の国産農林水産物・食品に対する理解をより一層深めることを通じ、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資するなど、消費者との連携を強化。

● 工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○農林水産物・食品の輸出促進など需要フロンティアの拡大、6次産業化などバリューチェーンの構築等を推進	○下記の目標に向けて、以下を着実に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出基地としての卸売市場や食肉加工施設、海外の産直市場等の整備 ・ 主要品目ごとのオールジャパンの体制での輸出拡大の取組支援 ・ 輸出相手国における卸売・小売業者やレストランへのプロモーション強化 ・ 在外公館やジャパン・ハウス等を日本食・食文化の発信拠点として活用 ・ 海外市場への訴求力を向上させる知的財産制度や基準認証制度の整備、地理的表示保護制度の活用等によるブランド化の推進、6次産業化の推進など異業種との連携の推進 ・ 日本食品海外プロモーションセンター（JFOOD0）におけるプロモーション戦略の実行、GFPコミュニティサイトを活用した生産者・事業者等への支援 【その他】 消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度のより一層の向上など消費者との連携強化等
2020年 KPI (成果目標)	○2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増加（2017年 8,071億円）	

(1)-(ウ)-② 農業生産現場の強化等

●現在の課題

- 農業は多くの地方の基幹産業となっており、経営感覚を持ち、自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応できる環境を整備し、その潜在力を発揮させ、地域経済に貢献していくことが求められるが、農業総産出額は、この20年間で11%減少し、基幹的農業従事者の平均年齢は66歳を超えるなど高齢化が深刻化している。また、農地面積が50年間で25%減少している中で、農地の荒廃が進行するなど、農村の地域資源のさらなる活用が必要となっている。農業政策については、地域政策と産業政策を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。また、その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要である。
- 今後は、生産性の向上（生産コストの低減と付加価値の増大）を図り、国際競争力の高い農林水産業へ転換を図ることが必要である。同時に、これを後押しするために農林水産業・農山漁村の多面的機能を発揮させる取組を推進することが必要である。

●必要な対応

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。

【農業生産現場の強化】

- ・経営感覚を持った担い手の育成・確保、農地中間管理機構や土地改良の一層の推進等を通じた農地集積、データと先端技術をフル活用した「スマート農業」の実装等による農業の生産性の向上、有機農業・エコ農業の推進など中山間地域等における担い手の収益力向上の支援、遊休農地の発生防止・解消等を推進。また、2018年5月に改正された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等に基づき、底地を全面コンクリート張りにした農業用ハウス等を農地法上の農地と同様に取り扱うとともに相続未登記農地等の農業上の利用促進を図る。
- ・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（平成29年法律第48号）を活用し、優良農地を確保しつつ、農泊関連施設や企業のサテライトオフィスを整備し、ICT関連産業、バイオマス関連産業、「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」関連産業など、農村に賦存する多様な地域資源を活かした産業や立地ニーズのある産業の立地・導入を促進することとし、地方創生に資する取組に地方創生推進交付金等も活用することにより、遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進。
- ・米政策改革については、2018年産から行政による生産数量目標の配分を廃止する中で、引き続き農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細やかな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、その定着を図る。
- ・農政等についての正確かつ丁寧な説明や情報発信・収集等を通じ、農業生産現場と農政の結び付きを強化。

【農林漁業・農山漁村の多面的機能の発揮】

- ・農林漁業・農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮のための取組を推進。
- ・捕獲事業の強化、捕獲従事者の育成・確保、捕獲鳥獣の食肉（ジビエ）等への利用等の取組を推進。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○生産性の向上など農業生産現場の強化等を推進	○農業生産現場の強化、農林漁業・農山漁村の多面的機能の発揮に向けて、以下を着実に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・経営感覚を持った担い手の育成・確保 ・農地中間管理機構や土地改良の一層の推進等を通じた農地集積 ・データと先端技術をフル活用した「スマート農業」の実装 ・農業ITシステムにおける用語の標準化、普及展開 ・有機農業・エコ農業の推進など中山間地域等における担い手の収益力向上の支援 ・「人・農地プラン」の策定、農地中間管理機構への貸付の誘導等による遊休農地の発生防止・解消等を推進 ・相続未登記農地等の農業上の利用を促進 ・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（平成29年法律第48号）の活用により、農村地域における雇用と所得の創出を推進 ○農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮のための取組、鳥獣害対策等の推進
2020年KPI (成果目標)	○2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増加（2017年8,071億円）	

(1)-(ウ)-③ 林業の成長産業化

●現在の課題

○森林・林業政策については、森林吸収源対策として着実に森林整備を進めるとともに、森林資源の循環利用を図りつつ、新たな木材需要の創出や木材の安定供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現することが必要である。

●必要な対応

○「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。

- ・市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築。また、国有林野の一定の区域において、長期・安定的に、事業者が立木の伐採を行うことができる仕組みや、意欲と能力を有する林業経営者と連携する川下事業者に対する資金供給の円滑化を図る仕組みを創設するとともに、川上から川下までのサプライチェーンを繋ぎ、コスト削減を進めつつ、マーケットインの発想で高付加価値な木材を提供する体制を実現。
- ・新たなロードマップに沿った CLT（注1）の早期普及に向け、CLT を用いた建築物の一般的な設計法や施工方法等の普及、実証的建築の積み重ねによる施工ノウハウの蓄積、国産材 CLT の生産体制の構築などの総合的な取組を推進するとともに、木質耐火部材の開発・普及等により都市の木造・木質化を推進。
- ・コスト抑制に配慮した木造建築事例等の周知、地域材利用促進、設計者等の担い手の育成や木質耐火部材等の開発・普及を図ることにより、公共建築物等の木造化・内装木質化を促進。
- ・住宅分野における地域材の利用の拡大や低層非住宅分野等の木造化・木質化を推進するとともに、非住宅分野での JAS 無垢材の利用拡大。
- ・森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するための担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築等により、地域材の利用を促進。
- ・産業界と連携した国産林業機械の開発や効率的・計画的な路網整備、IT の活用等を通じた森林施業の集約化により生産性を大幅に拡大。また、住宅メーカー等の需要に対応した木材の加工や流通施設の整備、民有林と国有林の連携による木材供給量の大規模化等により国産材の安定的・効率的な供給体制を構築。
- ・自伐林家（注2）を含めた多様な担い手を育成・確保し、森林資源の循環利用を図るため、現場技能者や技術者の研修等に加え、林業を学ぶ高校生等に対する専門教育の充実等による林業関係への就職・進学増加、女性が働きやすい環境整備、林業に関する知識・技術の向上に向けた取組等を推進。
- ・国土保全、地球温暖化防止等のために、適切な森林の整備・保全等の取組を推進。

(注1) Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

(注2) 主に自ら所有する森林において、自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	○CLT の早期普及に向けた取組の推進など 新たな木材需要の創出等を推進	○下記の目標に向けて、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、適切な森林整備等を着実に実施
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年までに国産材の供給量を 3,200 万 ^m に増加 (2017 年 2,953 万 ^m) ○2020 年に 10 万 ^m /年 (2024 年度までに 50 万 ^m /年) の CLT 生産体制を構築 (2018 年期首 8 万 ^m /年)	

(1)-(ウ)-④ 漁業の持続的発展

●現在の課題

○水産業については、漁獲量の減少、国民の「魚離れ」の進行による消費量の減少、さらに、漁業就業者の減少や高船齢化の進行による生産体制の脆弱化等も進行している。水産政策については、浜の活性化や資源管理に取り組みつつ、消費・輸出の拡大を図るなど、水産業の成長産業化を実現することが必要である。

●必要な対応

○「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。

- ・水産資源の維持・回復のため、高精度の資源調査・評価の実施、TAC（注1）の適切な設定とTAC等数量管理対象魚種の追加の検討、IQ（注2）方式の試験実施とその効果の検証等を踏まえた同方式の段階的活用など、漁業資源管理の高度化を推進。
- ・漁業者がより一層の資源管理に取り組んだ場合の漁業経営への影響緩和を図るとともに、収益性の高い操業体制への転換を進め、国際競争力のある漁業経営体の育成により安定的に水産物を供給し得る漁業構造を実現するための取組を推進。
- ・浜と食卓の結び付きを強化するため、日本全国のおいしい魚を認定・紹介する「プライドフィッシュ」の取組や官民協働で消費者ニーズの合った商品の提供を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクト等を展開し、水産物の消費拡大を推進。
- ・水産物輸出を促進するため、水産庁も認定主体となって水産加工施設のEU向けHACCP認定を加速化。
- ・浜と連携する企業とのマッチング活動の促進を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取組を実施。
- ・浜ごとの水産業の活性化を図るため、「浜の活力再生プラン」の作成・実現に加え、複数の浜が連携し、各浜の機能再編等を行う「広域浜プラン」の策定を支援するとともに、これまでのプランにおける取組の効果・成果を検証し、引き続きこれらの取組を推進。
- ・漁業・水産業に携わる女性の存在感を高めるとともに、女性にとって働きやすい現場改革や女性の仕事選びの対象としての漁業・水産業の魅力向上を後押しするため、「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」の活動を促進。

（注1）Total Allowable Catchの略。漁獲可能量。

（注2）Individual Quotaの略。漁獲可能量を個別の漁業者に配分する方式のこと。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○漁業資源管理の高度化等を推進	○下記の目標に向けて、漁業資源管理の高度化、国際競争力のある漁業経営体の育成、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進、水産物の加工・流通・輸出対策等を着実に実施
2020年KPI (成果目標)	○2020年までに魚介類生産量（食用）を372万トンに向上（2017年318万トン）	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

(1)-(エ)-① 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし

●現在の課題

○現在職に就いていない女性・高齢者等の就業希望をかなえるとともに、人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保を図るため、起業、就業の支援策について拡充を図る必要。

●必要な対応

○都道府県が行う女性・高齢者等新規就業支援事業について、地方創生推進交付金により支援する。

○都道府県が行う地域課題解決型起業支援事業について、地方創生推進交付金により支援する。

○女性・高齢者等のリカレント教育の充実を図るため、職業実践力育成プログラム（BP）認定制度及びキャリア形成促進プログラム認定制度の活用等を進める。また、女性・高齢者等の再就職が図られるよう、公的職業訓練や教育訓練給付により支援する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容		○下記の目標に向けて、地方創生推進交付金等による新規就業支援策の推進等に取り組む
2020年 KPI (成果目標)	○女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こしによる起業・就業者を2019年度から2024年度までにおいて24万人創出	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

(1)-(エ)-② 若者人材等の還流及び育成・定着支援

●現在の課題

- 今後、若年労働力人口が減少していく中で、地域経済を支える若者の就職・育成・定着を促進するとともに、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みの強化に取り組むことによって、地域の活力を取り戻すことが大きな課題である。
- その実現のためには、地域に安定した良質な雇用、魅力的な職場を積極的に創出していくことが必要である。
- さらに、地方への新しいひとの流れをつくり、各分野の取組を推進する「地域の担い手」を確保・育成するため、移住に関心を持っていない潜在層を対象にした取組を行うことが必要である。

●必要な対応

- 潜在層等の移住を促す取組として、国と地方が連携して、地方就職に向けた動機付けや、地方の中小企業等の魅力を発見する移住・就労体験及びインターンシップの機会を提供する取組を引き続き実施する。
- 地域における安定した良質な雇用、魅力的な職場の創出に向け、各地域での魅力あるしごとづくりと既存の枠組みにとらわれない人材育成や定着など地域の創意工夫をいかした取組等を支援する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none">○中小企業に限定されていた一部の雇用関係助成金について、支給対象を中小企業以外にも拡大し、中堅企業も助成を受けられるよう措置○地域しごと支援センターの整備を支援○地方就職に関するセミナー・イベントの開催や情報提供等により、地方就職に向けた動機付けを図る取組を実施	<ul style="list-style-type: none">○引き続き、地方への人材還流等を進める
2020年KPI (成果目標)	○2020年までの5年間の累計で30万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す	

(1)-(エ)-③ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進

●現在の課題

- 生産性が向上せず、停滞する地域経済の活性化を図るためには、潜在成長力を持ちながら従来事業の継続を旨とした「守りの経営」から脱却できない企業の経営者に対し、新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」に転じていけるような、事業の革新に適した新たな経営ガバナンスと体制の確立と、プロフェッショナル人材の活用による成長や生産性の向上の実現を促していくことが求められる。
- こうした取組を効果的に促すには、地域企業の経営者に対して、実績・経験等に裏付けられた説得的な説明を行える外部人材がアプローチしていく必要がある。

●必要な対応

- 各道府県に設置する「プロフェッショナル人材戦略拠点」は、
 - ・ターゲットとする地域の潜在的有望企業にアプローチし、早期にプロフェッショナル人材のニーズの明確化を図る。また、民間人材ビジネス事業者等と同ニーズの共有を進め、協力して、プロフェッショナル人材の地方での採用を拡大する。
 - ・また、各種支援機関、地域金融機関、株式会社日本人材機構、民間人材ビジネス事業者等との密接な連携を深め、発掘すべき潜在成長力ある企業の裾野の拡大を図るとともに、全国の潜在的に地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材に対し、多様な就業機会や地域の魅力、暮らしやしごとの環境など地域プロモーションを展開し、プロフェッショナル人材の地方還流の加速を図る。
- 株式会社日本人材機構は、「プロフェッショナル人材戦略拠点」や金融機関等との連携を通じて、地域企業等に対し、経営診断やアドバイスのコンサルティングを行いつつ、経営改善や生産性向上等に資する経営（サポート）人材を、必要とする地域企業等につなぐためのマッチング等を行う。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○2016年4月までに46道府県にプロフェッショナル人材戦略拠点を開設 ○「プロフェッショナル人材戦略拠点」による地域の潜在成長力ある企業の発掘、経営者との対話を通じ、プロフェッショナル人材の採用支援 ○株式会社日本人材機構の本格稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ○「プロフェッショナル人材戦略拠点」による地域の潜在成長力ある企業の発掘、経営者との対話を通じた、プロフェッショナル人材の採用支援を促進 ○プロフェッショナル人材供給側となる都市部大企業等との連携を強化 ○各種支援機関や関係省庁の施策などとの連携強化を図り、地域企業の事業承継にかかる人材ニーズの掘り起こしやマッチング支援、サービス産業を中心とした非製造業の生産性向上をけん引する経営人材・専門人材などの採用にかかる支援を進める ○株式会社日本人材機構の活用促進
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○「プロフェッショナル人材戦略拠点」 ○「プロフェッショナル人材戦略拠点」 	及び株式会社日本人材機構の相談件数5万件（2017年22,910件）等の支援により人材を受け入れた中堅・中小企業の生産性向上・経営改善

(1)-(エ)-④ 人材還流政策間の連携強化

●現在の課題

○地方への就職・移住を促す各府省庁が所管する人材還流施策は、各々の事業の特性をいかして展開しつつ、その制度間の連携に係る設計・運用は、利用者目線に立ち、極力、1か所で相談を受けたり、必要な情報を得たりできるよう、ワンストップ化されていることが必要である。

●必要な対応

○各人材還流政策を所管する関係府省庁等が、密に連携し、真に利用者にとって分かりやすい窓口機能を発揮する。また、各地域において各事業を実施する主体間においても効果的な連携が図られるよう、各都道府県に設置される「人材還流政策連絡会」を通じ、各々の事業窓口を真に利用者にとって分かりやすいものとしていく。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○人材還流政策を所管する関係府省庁で「人材還流政策各省連絡会」を設置	○人材還流施策の利便性向上を図ることができるよう、各都道府県における「人材還流政策連絡会」等の整備状況を把握
2020年 KPI (成果目標)	○各都道府県における「人材還流政策連絡会」等の設置	

(1)-(エ)-⑤ 新規就農・就業者への総合的支援

●現在の課題

- 我が国の基幹的農業従事者は、65歳以上が68%、40代以下が11%と著しくアンバランスな状況である。
- 林業従事者数は、「緑の雇用」事業による効果もあり、概ね5万人で推移し、下げ止まりの兆しがうかがえるものの、増加に転ずるまでには至っていない。このため、新規就業者の確保や効率的な林業を展開していくための現場技能者の育成が重要となっている。
- 漁業就業者は年々減少しており、2017年で約15万人、うち65歳以上が38%を占めており、高齢化が進行している。

●必要な対応

- 農林水産業の成長産業化のための施策を推進する。(1)-(ウ)農林水産業の成長産業化を参照)
- 世代間バランスのとれた農業構造を構築し、持続可能な力強い農業の実現に向け、農業の内外からの青年層の新規就農を促進するため、農業法人への雇用就農者の確保や新規就農者の定着の推進、都道府県における農業経営塾の設置、農林水産高校における実践的な職業教育の促進、農業大学校等の卒業生の就農促進、農業大学校の専門職大学・専門職短期大学化の推進、農業界と産業界が連携した研修教育等の充実など、就業の準備や所得の確保、技術・経営力の習得等を支援する。
- 林業における新規就業者の確保や現場技能者の育成等を促進するため、就業の準備、技術の習得等を支援する。
- 漁業への新規就業・後継者等の育成を促進するため、就業の準備、技術の習得等を支援する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業の成長産業化のための施策を推進 ○農林漁業への就業促進支援策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○下記の目標に向けて、農林水産業の成長産業化及び農林漁業への就業促進支援策を着実に実施
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増加(2017年8,071億円) ○2020年までに国産材の供給量を3,200万m³に増加(2016年2,714万m³) ○2020年に10万m³/年(2024年度までに50万m³/年)のCLT生産体制を構築(2018年期首8万m³/年) ○2020年までに魚介類生産量(食用)を372万トンに向上(2017年318万トン) 	

(1)-(エ)-⑥ 女性、若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

●現在の課題

○女性、若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、女性の就業促進、地域における若者向けの安定した雇用の場の確保、高齢者、障害者の学びから就業・起業、地域活動等への参画の促進が必要である。

●必要な対応

○子育て世代の女性が働きながら安心して妊娠、出産し、仕事と育児を両立できるような職場環境の整備に取り組み、女性の活躍を推進する。

○青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく取組を行うとともに、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」（2016年1月策定）に基づく正社員転換・待遇改善に向けた取組を行う。

○「生涯現役社会」の実現に向け、高齢者の就職支援の強化、地域における多様な就業機会の確保、シルバー人材センターの機能強化等を行う。

○ハローワークにおける多様な障害特性に応じた就労支援として、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」等により、精神障害者・発達障害者・難病患者への更なる雇用支援を拡充する。また、身近な地域での就労面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターでの就労支援、ジョブコーチによる職場定着支援等を推進する。

○大都市圏の生活困窮者・生活保護受給者が地方において就労（中間的就労を含む。）や社会参加ができるよう、必要な支援を行う。

○学習活動を通じて、高齢者等を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学等の取組を促進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援策の実施等 ○若者雇用促進法の円滑な施行、総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」に基づく取組の推進 ○「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進 ○障害特性に応じた就労支援の推進等 ○高齢者等の地域活動参画につながる、学習活動に関する各地域の取組を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、仕事と育児を両立できるような職場環境の整備に取り組むことで、女性の活躍を推進 ○引き続き、若者雇用促進法に基づく取組等による総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進、「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づく取組の推進 ○若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現 ○学びを通じた高齢者の地域活動参画の促進及び多世代との共助による地域づくりの取組に対しての支援策を検討・実施 ○大都市圏の生活困窮者等が地方において就労や社会参加できるよう、必要な支援を着実に実施
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年までに25～44歳の女性就業率を77%に高める（2017年74.3%） ○2020年までに第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に高める（2015年53.1%） ○2020年までに20～34歳の就業率を79%に高める（2017年78.6%） ○2020年までに60～64歳の就業率を67%に高める（2017年66.2%） ○2022年までに障害者の実雇用率を2.3%に高める（2017年6月現在1.97%） 	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

⑦地方における外国人材の受入れ

(1)-(エ)-⑦ 地方における外国人材の受入れ

●現在の課題

○地域における新たな担い手として、外国人材の更なる活躍が期待されることから、その能力を最大限に発揮し、地域における担い手として定着できるよう地方における外国人材の受入れを推進する。

●必要な対応

○「外国人材による地方創生支援制度」として、一定の専門性・技能を有する在外の親日外国人材を受け入れたいと望む地方公共団体等に対し、円滑なマッチングを支援する。

○地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効率的に活動できるように「包括的な資格外活動許可」を付与することとし、2018年度中を目途に実施する。

○高度人材に出入国管理上の優遇措置を講じる高度人材ポイント制において、特別加算の対象大学の拡大を行うこととし、2018年度中を目途に実施する

○外国人留学者が一定の基準を満たす中小企業に就労する際の在留資格変更手続について、大企業と同じ提出書類となるよう2019年半ばを目途に簡素化する。

○初中教育が12年未満の国からの外国人留学生等の受入れを推進するため、2018年度末までに大学入学資格の対象となる課程⁽¹⁾を拡大する。

○インバウンドや海外販路開拓等に従事する国際交流員(GIR)の一層の拡大を行うとともに、JETプログラム終了者や留学生等が地域で活躍できるようマッチング機会の拡大等を行うとともに、地域における多文化共生施策について、先進的に取り組む地方公共団体の協力を得ながら、優良な取組を普及・展開するなど更なる推進を図る。

○新たな在留資格⁽²⁾が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。このため、地域住民と外国人材の交流を促進する事業、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。

(1) 学校教育における12年未満の課程を有し、修了時に大学相当への学校への入学が認められる外国の課程について確認を行った結果、ウズベキスタン、スーダン、ベラルーシ、ペルー、ロシアの5か国の課程について我が国の大学入学資格を認める告示改正を行う。

(2) 真に受入れが必要と認められる人手不足の分野に着目し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるため、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)において、在留資格「特定技能」が創設された。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○「包括的な資格外活動許可」の付与、高度人材ポイント制における特別加算の対象大学の拡大を2018年度中を目途に実施予定。	○「外国人材による地方創生支援制度」、外国人留学者が一定の基準を満たす中小企業に就労する際の在留資格変更手続の簡素化等に取り組む。
2020年 KPI (成果目標)	○KPIについては、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(2)-(ア)-① 政府関係機関の地方移転**●現在の課題**

- 政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関の移転について、地方公共団体から要望がある。
- 東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とし、政府機関としての機能が確保され、運用いかんでは向上も期待できるものについて、道府県からの条件整備の案を付した機関誘致の提案を受け、必要性や効果につき検証した上で、移転すべき機関等を決定し、実施することとし、2016年3月にまち・ひと・しごと創生本部において、政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「移転基本方針」という。）を決定した。研究機関・研修機関等について23機関を対象に50件の全部又は一部移転に関する方針を、また、中央省庁については、文化庁の京都への全面的な移転などの方針を取りまとめた。
- 研究機関・研修機関等の移転については、地方拠点を核とした地域イノベーション創出や研究成果の地域産業等への波及効果が得られることや、その地域ならではの研修等を行うことで地方創生につながるということが重要であり、地方創生推進交付金等を活用しながら将来的な地域イノベーション等の実現を見据えた体制・内容の実現を図ることが課題である。
- 中央省庁の移転については、2016年9月にまち・ひと・しごと創生本部において決定された政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「地方移転にかかる今後の取組」という。）に基づき取組を進める必要がある。

●必要な対応

- 研究機関・研修機関等の地方移転については、関係者間において検討を進め、それぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした5年から10年程度の年次プランを作成し、2017年4月に公表した。この年次プランに基づき、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた着実な取組を進める。
- 文化庁については、2017年4月に京都に約40名体制で設置した「地域文化創生本部」において地域の文化資源を活用した観光振興等、新たな政策ニーズに対応した事業を地元の知見等を活かしながら移転の先行的取組として実施している。また、2017年7月に、文化庁移転協議会において、①本格移転後に京都に置く文化庁本庁の職員数は、全体の7割を前提に、地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込むこと、②移転先を現京都府警察本部本館（府が改修を行った上で文化庁に貸付）とすること、③遅くとも2021年度中の本格移転を目指すこと等を内容とする「新・文化庁の体制整備と本格移転に向けて」を決定しており、これに基づき、本格移転に向けた具体的な取組を進める。さらに、2017年6月に改正・施行された新たな文化芸術基本法の文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の施策を総合的に推進するという趣旨を受け、関係省庁の協力を得て文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法（平成11年法律第96号）の改正法が2018年の通常国会で成立

した。今後、京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響を着実に検証する。また、2018年8月には本格移転先庁舎の文化庁使用部分に係る役割分担等を決定しており、今後、職員の住環境の確保や、家族に関する教育・保育などを含めた福利厚生における適切な配慮など円滑な移転のための環境整備について検討を行い、計画的・段階的に取組を進める。

- 消費者庁・独立行政法人国民生活センターについては、2017年7月に徳島県において54名体制（非常勤を含む）で開設した「消費者行政新未来創造オフィス」を拠点に、徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施するほか、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等を行っている。また、オフィスの取組は、オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけられているところ、「地方移転にかかる今後の取組」に基づいて、2019年度を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。
- 総務省統計局については、和歌山県に「統計データ利活用センター」を置き、統計マイクロデータの提供業務等を実施しており、今後は、データ利活用の支援や人材育成の取組を実施する。
- 特許庁については、2017年7月に大阪府に開設した「独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部」において、出張面接審査・テレビ面接審査を含めた知財活動に関するワンストップ支援を行い、近畿地方に所在する中小・ベンチャー企業等の知的財産の保護・活用の支援を進める。
- このほか、中小企業庁、観光庁、気象庁については、「地方移転にかかる今後の取組」に沿って、それぞれ、具体的な取組を進める。
- これら政府関係機関の地方移転の取組については、地方創生推進交付金や地方大学の振興等他の施策との連携もあいまって、移転の取組が地域イノベーションの進展等につながるよう、有識者からの意見も考慮しつつ、政府において毎年適切にフォローアップを行う。
- また、「移転基本方針」に規定する「国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）」については、当該方針に沿って、引き続き検討等を進める。
- 地方における中央省庁のサテライトオフィス設置については、内閣府において、地方公共団体の地方創生のアウトリーチ支援の観点から、2018年度に引き続き実施する。
- 今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人酒類総合研究所東京事務所の東広島市への移転を決定、実施 ○有識者会議を設置し、その意見を聞きながら、検討を進め、2016年3月にまち・ひと・しごと創生本部において「移転基本方針」を決定（研究機関・研修機関等23機関、50件。中央省庁7局庁） ○「移転基本方針」に基づき検討を進め、2016年9月にまち・ひと・しごと創生本部において、「地方移転にかかる今後の取組」を決定 ○研究機関・研修機関等について、5年から10年の年次プランを作成し、2017年4月に公表 ○文化庁について、2017年4月に「地域文化創生本部」を京都に設置し、一部を先行的に移転。2017年7月に「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」を決定。また、2018年通常国会で文部科学省設置法改正法が成立。同年8月に「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について」を決定 ○消費者庁について、2017年7月に「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「移転基本方針」、「地方移転にかかる今後の取組」に基づき、取組を実施
2020年 KPI (成果目標)	○まち・ひと・しごと創生本部等における決定に基づき、適当と判断された機関の移転	

(2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

●現在の課題

- 地域での安定した良質な雇用の確保のための一つの重要な方策として、地方における企業拠点の強化・整備や就業機会の拡大が課題となっている。具体的には、企業拠点の都市部からの移転、企業の地方採用の拡大などの促進等が必要である。
- また、将来にわたって生産人口が減少していく中で、地域経済の活力を取り戻すためには、若者や女性が地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を作ることが重要となるが、働き方の改革が不十分であり、地域でも雇用の多様性は乏しい。

●必要な対応

- 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）を改正し、地方公共団体の行う企業等の地方拠点強化のための事業環境整備に係る事業を地域再生計画に新たに位置付けるとともに、都道府県知事の認定を受けて、事務所、研修所等の本社機能の移転、新增設を行う事業者に対する税制上の支援措置等の運用を 2015 年 8 月に開始し、2016 年度からは雇用促進税制と所得拡大税制の併用を可能とする拡充を行った。さらに、2017 年度からはオフィス減税及び雇用促進税制の拡充、移転型事業の要件緩和を行うとともに、地方交付税による減収補填措置の拡充を行い、2018 年度からは従業員増加数などの雇用要件の緩和や、東京 23 区から地方へ本社機能に移転する場合の支援対象地域の見直し等を行った。
- これまで 45 道府県、52 の地域再生計画の認定を行っており、本計画に基づき、企業の地方移転や地方拠点の拡充の具体的な取組が動き始めている。
- 引き続き、本税制等の目的・内容について広く周知を図るとともに、本社機能の移転等を検討している事業者に対して、都道府県等と協力しつつ、事業計画策定のための情報提供や策定支援を行うことで、企業の地方拠点強化を一層促進する。
- 加えて、地方における多様な正社員の普及・拡大を図るとともに、女性の積極採用・登用など、女性の活躍推進に関する取組を行う企業に対する支援を行い、それらの取組の実施状況等が優良な企業については、企業からの申請により女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定を行う。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○企業等の取組を促進するために必要な措置（地域再生法の改正、税制措置等）を講じた ○本社機能の移転、新增設を行う事業者に対する税制上の支援措置内容等について広く周知 ○「キャリアアップ助成金」において、勤務地限定正社員制度を導入する企業等に対する助成を実施 ○多様な正社員の普及・拡大のための好事例収集や周知・啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○本社機能の移転、新增設を行う事業者に対する税制上の支援措置の目的・内容について更に広く周知 ○企業等の取組を促進するために必要な措置の拡充 ○引き続き、多様な正社員の普及・拡大による、更なる正社員化の実現
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を2020年までの5年間で4万人増加 ○雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加 ○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2017年は、15～34歳の割合95.0%、全ての世代の割合95.0%） 	

(2)-(ウ)-① 地方創生に資する大学改革

●現在の課題

- 地方における多くの若者が大学等の進学時と就職時に東京圏へ流出している。その要因としては、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地方の地域ニーズに対応した高等教育機関が十分とはいえないことが指摘されている。
- 東京圏への転入超過数の約12万人（2017年）のうち、そのほとんどが15歳から29歳までの若者である。

●必要な対応

- 本年6月に公布された地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「地方大学・産業創生法」という。）に基づき、地域における若者の修学・就業の促進を強力に進める。
- 首長のリーダーシップの下、地方公共団体、大学、産業界等の連携により、先端科学や農業、観光等の地域の中核的産業の振興や専門人材育成等を行う優れた取組を地方大学・地域産業創生交付金等により重点的に支援する。あわせて、国は当該取組に対し、専門的な知見を有する外部の有識者等による伴走支援を行う。これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における若者の雇用機会を創出する。その際、域内連携のみならず、地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携や、研究力の優れた海外の大学等との連携を積極的に進める。
- また、「地方大学・産業創生法」に基づき、東京23区の大学の学部の定員抑制については、関係法令の内容に則り、制度の適切な運用を行う。
- 東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置を促進するため、地方公共団体と大学のマッチングを支援（廃校舎等の活用を含む。）するとともに、地方大学と東京圏の大学の単位互換等により学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組を促進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○2018年6月に公布された地方大学・産業創生法に基づき、基本指針等を整備 ○地方大学・地域産業創生交付金の交付要綱等を整備するとともに、有識者会議の評価を踏まえ、基準を満たす事業を採択 ○東京23区の大学の学部の定員抑制を実施するために必要な関係政令等を整備 ○地方と東京圏の大学生対流促進事業を実施 ○地方へのサテライトキャンパスの設置を促進するための調査研究の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体、大学、産業界等の連携により、先端科学や農業、観光等の地域の中核的産業の振興や専門人材育成等を行う優れた取組を地方大学・地域産業創生交付金等により重点的に支援 ○地方大学・産業創生法等の関係法令の内容に則り、東京23区の大学の学部の定員抑制を適切に運用 ○地方公共団体と大学のマッチングを支援する取組を実施（廃校舎等の活用を含む。） ○地方大学と東京圏の大学の単位互換等により学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組を推進
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方における自道府県大学進学者の割合を平均で36%まで高める（2017年度道府県平均32.7%※速報値） ○地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の道府県内就職の割合を平均で80%まで高める（2016年度道府県平均63.2%） ○大学と地域の企業等（同一県内企業や地方公共団体）との共同研究件数を7,800件まで高める（2016年度7,309件） 	

(2)-(ウ)-② 知の拠点としての地方大学強化プラン

●現在の課題

○地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえない。

●必要な対応

○「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（2015年度～）の実施により、複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、地域の企業やNPO、民間団体等と協働し、それぞれの強みをいかした雇用創出や学卒者の地元定着率向上を図る取組を推進する。

○第3期中期目標期間（2016年度～2021年度）における国立大学法人運営費交付金において、機能強化の方向性に応じた3つの重点支援の枠組みを設け、その枠組みの一つとして、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学を支援する。

○「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画（平成28～32年度）」（平成28年3月29日文部科学大臣決定）に基づき、大学の機能強化の方向性に応じた地域産業を担う地域人材の育成など、地域ニーズに対応した国立大学法人の施設整備を支援する。

○私立大学等経常費補助金において、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進するとともに、経営基盤の確立を支援する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○地元の地方公共団体や企業等と連携し、地域課題の解決に取り組む大学を評価し、その取組を推進	○2015年度から実施している「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」により、雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を引き続き推進 ○国立大学の第3期中期目標期間（2016年度～2021年度）において、地域貢献の視点を取り入れた評価を実施 ○地域ニーズに対応した国立大学の施設整備を支援 ○地域発展に貢献する地方私立大学の取組を支援
2020年KPI （成果目標）	○大学と地域の企業等（同一県内企業や地方公共団体）との共同研究件数を7,800件まで高める（2016年7,309件） ○大学と地域の企業等（同一県内企業や地方公共団体）との共同研究受入金額を増加させる（2016年度156億円 2015年度129億円）	

(2)-(ウ)-③ 地元学生定着促進プラン

●現在の課題

- 地方における多くの若者が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出しており、その要因には、魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方で十分とはいえないことがある。
- 学校と地域が協働した地域資源をいかした教育活動や、地域を理解し愛着を深めるための教育に関する取組には、地域によって差があり、必ずしも十分とはいえない状況にある。また、地域の伝統文化や産業の伝承等の担い手等が不足している。

●必要な対応

- 地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みについて、地方公共団体や学生に対し更に周知し、積極的な活用を促す。
- 東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ」を展開することで地元定着効果が向上することを推進する。
- 私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化等を通じ、大学等における入学定員管理の適正化を図り、大都市圏への学生集中を抑制する。
- 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（2015年度～）の実施により、複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、地域の企業やNPO、民間団体等と協働し、それぞれの強みをいかした雇用創出や学卒者の地元定着率向上を図る取組を推進する。（再掲）
- 郷土の歴史や人物等を採り上げた地域教材の作成支援等により、地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年4月施行）により、学校運営協議会設置（コミュニティ・スクール導入）が努力義務化されたことを踏まえ、コミュニティ・スクールの更なる推進を図る。
- 社会教育法の改正（平成29年4月施行）を踏まえ、地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働本部の整備や地域学校協働活動推進員等の配置拡充及び機能強化を図る。また、未実施地域における取組を加速化するとともに、地域学校協働活動推進員等の資質や事業の質向上を図るため、統括的な地域学校協働活動推進員等を市町村に配置する。
- 都道府県等にキャリアプランニングスーパーバイザーを配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進する。
- 高校生らが地元地方公共団体や関係者と連携しながら、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決していく「地域ビジネス創出事業（SBP：Social Business Project）」の取組を促進、支援する。
- 農山漁村等における子供の宿泊体験活動を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成 ○独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みの創設 ○私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等を措置 ○学校を核とした地域力強化プランを実施し、学校と地域が連携・協働する体制を構築 ○地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの全国的な推進に向け、社会教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正 ○地方への移住に伴う子供の就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域産業の担い手となる学生の奨学金返還のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みについて、地方公共団体や学生に更なる周知を行う ○東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ」を展開することで地元定着効果が向上することを推進する ○私立大学については、入学定員管理の適正化を図る観点から、2016年度から2018年度までに段階的に厳格化した私立大学等経常費補助金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準に基づく配分を実施する ○国立大学については、入学定員管理の適正化を図る観点から、2016年度から2018年度までに段階的に厳格化した国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準に基づき取扱う ○2015年度から実施している「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」により、雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を引き続き推進（再掲） ○学校を核とした地域力強化プランについては、各事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善していく。その中でも <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールについては、全国の公立学校への導入を目指し更なる推進を図る ・地域学校協働活動の更なる推進のため、地域学校協働本部の整備や、地域学校協働活動推進員等や統括的な地域学校協働活動推進員等の配置を進める
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方における自道府県大学進学者の割合を平均で36%まで高める（2017年度道府県平均32.7%※速報値） ○地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の道府県内就職の割合を平均で80%まで向上（2016年度道府県平均63.2%） ○全ての小・中学校で地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する ○全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する 	

(2)-(ウ)-④ 地域人材育成プラン

●現在の課題

- 地域の企業や地域社会の求める人材ニーズが多様化するともに、地元企業に就職しない若者が多く、また地域産業を自ら生み出す人材が不足している状況にあるなど、地域における人材育成には様々な課題がある。

●必要な対応

- 国立高等専門学校において、社会的な要請が強く、人材育成が喫緊の課題となっている情報セキュリティ、海洋、ロボットに係る人材育成の取組を支援する。
- 専修学校における、産業界等と連携した実践的な職業教育を充実させ、地域の産業を担う専門的職業人の育成を促進する。
- 高等専門学校における実践的・創造的な技術者の養成を推進するとともに、専修学校、専門高校における、地域の大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究など職業教育を充実し、地域産業を担う高度な専門的職業人の育成を促進する。
- 地域の人材育成においては、リカレント教育や職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。
- 専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。
- 高等学校が、地元市町村・企業等と連携しながら、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う取組を推進する
- 大学や専修学校等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度（職業実践力育成プログラム（BP）認定制度、キャリア形成促進プログラム認定制度）の充実により、地方創生を担う社会人の学び直しを一層促進する。
- 地域産業を担う専門職業人を育成するため、「専門職大学・専門職短期大学・専門職学科（以下「専門職大学等」という。）」について、2020年度以降の開学に向けた取組を進める。
- 大学生や高校生等を対象とした「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、特に2015年度開始の「地域人材コース」により、地域に根差したグローバル・リーダーの育成を一層促進する。
- 各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、外国人留学生の就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する先行的な取組を支援するとともに、その成果を公表する。
- 地域の大学と海外の大学等との連携・交流を一層促進する。
- 国際バカロレアの普及拡大に向けて、一部日本語で実施可能とするプログラムの開発・導入を進めるとともに、必要な人材の確保や大学入試における活用等を一層促進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<p>○大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムの認定制度を国が創設し、地域を担う社会人も含め、学び直しを促進</p> <p>○地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進</p> <p>○社会人向け短期プログラムの開発促進等のために履修証明制度等の改正を実施</p> <p>○専門職大学等の2019年度以降の開設に向けた、設置審査や設置相談等に対応</p> <p>○先進的な卓越した取組を行う専門高校をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールとして指定し、地元企業と連携した教育プログラム等の開発等を推進</p> <p>○専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する全国産業教育フェアを毎年都道府県教育委員会と連携して開催し、企業等に広くPR</p> <p>○高等学校が、地元市町村・企業等と連携しながら、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う取組を推進</p> <p>○「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、「地域人材コース」を開始</p> <p>○国際バカロレアについて、一部日本語で実施可能とするプログラムを開発・運用</p> <p>○外国人教員の採用を円滑にするため、特別免許状授与に係る指針を策定し教育委員会に通</p>	<p>○大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムの国による認定を行うとともに、「専修学校による地域産業中核的人材養成」事業及び職業実践専門課程の認定制度等を通じて、専修学校における地域産業の振興を担う専門人材の育成を一層推進</p> <p>○新たに大学等において、リカレント教育や実務家教員育成に関するプログラムの開発・実施及び人材エージェントの仕組みの構築及び企業と大学のコンソーシアム形成を支える拠点づくりを実施</p> <p>○専修学校において、短期の学びを中心に、分野を超えたリカレントプログラムの開発や、リカレント教育の実施運営体制の検証を実施</p> <p>○専門職大学等の2020年度以降の開設に向けた、設置審査や設置相談等に対応</p> <p>○引き続き、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の振興を担う人材の育成に取り組む高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進 ・専門高校等において、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る <p>とともに、事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善</p> <p>○高校生に地域の課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う取組等を更に推進することで、地元根ざした人材の育成を強化</p> <p>○「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、2015年度開始の「地域人材コース」により、地域に根差したグローバル・</p>

	<p>知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）施行規則を改正し、国際バカロレアと学習指導要領の双方を無理なく履修できる特例措置を新設 ○国際バカロレア導入に係る支援、情報提供の体制として、文部科学省 IB 教育推進コンソーシアムを構築 ○一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開く制度の施行 	<p>リーダーの育成を一層促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、国際バカロレアについて、一部日本語で実施可能とするプログラムの開発・運用を行う ○引き続き、文部科学省 IB 教育推進コンソーシアムを通じて、国際バカロレア導入に係る支援、情報提供を行い、必要な人材の確保や大学における活用促進等による認定校等の増加に向けた戦略的な施策を推進する
<p>2020 年 KPI (成果目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める（2017 年度 52.8%） ○国際バカロレア認定校等を 2020 年までに 200 校以上に増やす（2018 年 6 月 133 校 ※候補校等含む） 	

(2)-(ウ)-⑤ 地方創生インターンシップの推進

●現在の課題

- 人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」の是正に取り組むことが重要。
- 東京圏への転入超過の内大半は、就職等を機に移住した若年層が占めており、地域の魅力ある企業とのマッチングによる地方への人材還流が図られていない。

●必要な対応

- 地方企業の魅力を再発見することを通じ、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や、地方在住学生の地方定着を進める「地方創生インターンシップ」の推進を図るため、
 - ・シンポジウムの開催等地方創生インターンシップについての国民的・社会的な気運の醸成
 - ・地方公共団体と大学の連携協力を促す「地方創生インターンシップポータルサイト」の構築及び充実
 - ・地方公共団体と首都圏の大学との緊密な連携体制の構築を促進するプラットフォームの形成及び運営
 - ・地方公共団体が取り組む、地方創生インターンシップに関する産官学連携体制の強化や地方企業の掘り起し、地方企業の実施体制強化への支援
 - ・学生のインターンシップへの参加について、大学における単位認定の促進
 - ・各地方公共団体向けの取組の指針となる資料の作成及びその資料の活用を促す研修会や事例に即した実践的なワークショップの開催等を実施する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地方創生インターンシップについて、シンポジウムの開催等国民的・社会的な気運の醸成 ○地方公共団体と大学の連携を促す「地方創生インターンシップポータルサイト」の運用開始 ○東京圏以外の全ての道府県において地方創生インターンシップに取り組む体制を構築 ○学生のインターンシップへの参加について、大学における単位認定の促進 ○地方創生インターンシップについて、シンポジウムの開催等国民的・社会的な気運の醸成 ○地方公共団体と首都圏の大学との緊密な連携体制の構築を促進するプラットフォームの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地方創生インターンシップポータルサイト」の充実等 ○プラットフォームの本格的運営 ○地方公共団体が取り組む、産官学連携体制の強化や地方企業の掘り起し、地方企業の実施体制強化への支援 ○学生のインターンシップへの参加について、大学における単位認定の促進 ○各地方公共団体が新たな受入れ先企業の開拓やプログラム設計を行うに当たり、指針となる資料の作成 ○地方公共団体向けの研修会や実践的なワークショップの開催
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方創生インターンシップに参加する学生を受け入れる企業数を2倍 ○地方創生インターンシップに参加する学生数を2倍 	

(2)-(ウ)-⑥ 地域における魅力あるしごとづくりの推進

●現在の課題

- 地域に新たなビジネスや雇用を創出するためには、官民一体となった起業・創業支援を行うことが必要である。
- さらに、地域の特性をいかした地域経済^{けん}牽引事業の促進等を通じて、地域に経済的波及効果を生み出すことが必要である。
- 生産性が向上せず、停滞する地域経済の活性化を図るためには、新たな経営ガバナンスと体制の確立と、プロフェッショナル人材の活用による成長や生産性の向上の実現を促していくことが求められており、地域企業の経営者に対して、実績・経験等に裏付けられた説得的な説明を行える外部人材がアプローチしていく必要がある。
- これらに加え、若者がやりがいをもってしごとをする上では、地域の特性に応じた「働き方改革」を推進し、働きがいのある職場環境を整備することが重要である。

●必要な対応

- 地域に新たなビジネスや雇用を創出するため、官民一体となった起業・創業支援を行う。
- 地域の未来につながる投資を促進し、地域経済の好循環を構築するため、地域未来投資促進法に基づき地域経済^{けん}牽引事業の支援を行う。
- 各道府県の「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じ、潜在成長力を持つ地域企業に対し、新たな取組への積極的なチャレンジを促し、こうした「攻めの経営」を支えるプロフェッショナル人材の地方還流を図る。
- 地域の特性に応じた「働き方改革」を推進し、地方公共団体が、地域の関係者と連携して、企業によるワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し等の取組をワンストップで支援し、企業に直接出向いて相談支援等を行う等の取組を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○関係省庁等が創業支援・起業家教育のための各種イベント等の取組を実施 ○地域未来投資促進法の施行（再掲） ○2016年4月までに46道府県にプロフェッショナル人材戦略拠点を開設（再掲） ○各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に対し、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」より、情報提供や構成員の派遣、各地域での特徴的な取組や実務上の課題について情報交換を行う場の設定等の支援を実施（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係省庁等が引き続き創業支援・起業家教育のための各種イベント等の取組を進めるほか、特徴的な取組事例を共有する（再掲） ○引き続き、地方公共団体とともに、予算（地方創生推進交付金の活用を含む。）、税制、金融、情報、規制緩和など様々な政策手段を組み合わせ、地域の特性をいかした地域経済牽引事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出すことを目指す（再掲） ○「プロフェッショナル人材戦略拠点」による地域の潜在成長力ある企業の発掘、経営者との対話を通じた、プロフェッショナル人材の採用支援を促進（再掲） ○「地域働き方改革支援チーム」による「地域働き方改革会議」への情報提供や構成員の派遣、各地域での特徴的な取組や実務上の課題について情報交換を行う場の設定等により、地域における先駆的・優良な取組の横展開を図ることにより、地域の実情に応じた働き方改革を全国に展開する（再掲）
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率・廃業率10%台を目指す（2017年度 開業率5.6%、廃業率3.5%） ※開業率・廃業率については、社会の起業に対する意識の改革も必要とするため、長期的な目標とする ※補助指標として、「起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業家・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる」を設定 ○地域未来投資促進法を活用し、地域経済牽引事業に政策ツールを集中投入し、3年で2,000社程度の支援を目指す（地方公共団体による地域経済牽引事業計画の承認件数：1,118計画（1,433事業者）（2018年11月末時点）） ○「プロフェッショナル人材戦略拠点」等の支援により人材を受け入れた中堅・中小企業の生産性向上・経営改善 ○週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減（2017年7.7%） 	

(2)-(ウ)-⑦ 東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出

●現在の課題

- 地方における魅力のある雇用機会の創出にあたっては、地域の中堅・中小企業の役割が大きいが、東京に本社を持つ大企業等が、自らが意識を変え、行動に移すことも重要である。
- この観点から、大企業等が本社機能の全部又は一部を地方に移転することが期待される。
- また、地方での選考・採用の拡大は、地元での就職を希望する学生の思いに応えるものであり、東京の大学にいなければ就職活動で不利になるのではないかという不安感の解消につながるとともに、企業にとっても、多様な能力を有する学生の獲得に資する効果もある。

●必要な対応

- 引き続き、地方拠点強化税制により、大企業の地方移転・雇用拡大を推進する。(再掲)
- 東京に本社を持つ大企業等に対し、地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入を促すとともに、地方で積極的な採用活動を行っている企業の事例を調査・分析し、このような取組の拡大に向けた方策を検討する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○本社機能の移転、新增設を行う事業者に対する税制上の支援措置の目的・内容について広く周知(再掲) ○希望する地域等で働ける勤務制度の導入等を促進するため、2017年度中に、若者雇用促進法の指針を改正し、経済界に要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○本社機能の移転、新增設を行う事業者に対する税制上の支援措置の目的・内容について更に広く周知(再掲) ○企業事例を調査・分析し、地方での採用活動拡大に向けた方策を検討
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年までに20～34歳の就業率を79%に高める(2017年78.9%) ○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合について、全ての世代と同水準を目指す(2017年15～34歳の割合95.0%、全ての世代の割合95.0%) 	

(2)-(ウ)-⑧ 地方の企業を知る機会の提供、早い段階からの職業意識形成

●現在の課題

- 地元の中小企業は大企業等と比べて相対的に情報発信力が限られている。
- また、早い段階からの職業意識形成を通じて、若者が地方において希望に応じた就職を実現できることが必要である。

●必要な対応

- 若者雇用促進法に基づく、ユースエール認定制度等を活用して、地方の中小企業の魅力を若者に発信するとともに、地方公共団体が地域の優良企業を選定し、学生に紹介する取組を推進する。
- 採用選考活動に至るまでのプロセスに合わせて、大学、国、地方公共団体等の関係者が連携した取組を推進することで、学生等に対する早期からの職業意識形成を支援する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○若者雇用促進法の円滑な施行、総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進	○若者雇用促進法に基づく取組等による総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進
2020年 KPI (成果目標)	○2020年までに20～34歳の就業率を79%に高める(2017年78.6%)	

(2)-(エ)-① 子供の農山漁村体験の充実

●現在の課題

○都市農村交流人口は一定程度増加してきているが、その一方、農村地域の人口減少や高齢化が進展する中、都市と農山漁村の交流活動を一過性の取組で終わらせるのではなく、農村地域の活性化、さらには、農村地域への移住・定住につながる多様な交流の推進が課題となっている。

○特に、子供の農山漁村体験の充実については、送り手側、受入側の課題等について関係省庁において連携して取り組む必要がある。

●必要な対応

○子供の農山漁村体験の充実については、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省で構成する「子供の都市・農山漁村交流促進に関する関係省庁連絡会議」を引き続き開催し、関係省庁で連携して、送り手側及び受入側に対して必要な支援を行う。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<p>○子供の都市・農山漁村交流促進に関する関係省庁連絡会議を開催する。</p> <p>○小学校、中学校、高等学校における取組について具体的な数値目標を設定する。</p> <p>○学校等に対する普及啓発を図るとともに、子供の健全育成のための体験活動プログラムの充実・強化を図る。また、中学校や高等学校における農山漁村体験を実施する際の課題とその解決につながる事例や授業時間数確保の工夫事例の事例集を作成し、横展開を図る。さらに、大学生ボランティアの</p>	<p>○子供の都市・農山漁村交流促進に関する関係省庁連絡会議を開催する。</p> <p>○長期（4泊5日等）の取組及び関連して一体として取り組む活動であって、将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした、地方創生に資する取組を、地方創生推進交付金により支援する。</p> <p>○これまで小学校の取組のみが対象となっていた地方財政措置について、中学校の取組等についても支援を拡大する。</p> <p>○農山漁村体験の取組の拡大、定着を図るため、送り手側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業について、これまで対象であった小学校及び中学校に、高等学校も加えて実施する。</p> <p>○新たに子供農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入側の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築する。その際、教職員の負担軽減の観点から、サポート可能な教職員 0B・0G、大学、地域ボランティア等のデータも付加することとし、教育委員会、大学などの関係機関に対してサポート人材に係るデータの収集に関する協力を依頼する。また、教育委員会等には新たなコーディネートシステムの活用について協力を依頼する。</p> <p>○農山漁村体験の教育効果について、子供の保護者をはじめとする関係者の理解が</p>

	<p>参画を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農泊推進対策により整備した施設について、子供の農山漁村宿泊体験にも有効に活用する。 ○自然公園等事業等を活用し、子供の自然体験にも資する施設整備を推進する。 ○国立公園を含む農山漁村体験の受入地域における、研修会、セミナー等を通じたノウハウの取得・向上等人材育成や体験プログラムの充実・強化を図る。 	<p>得られるよう、政府による広報を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農泊推進対策により整備した施設について、子供の農山漁村宿泊体験にも有効に活用する。 ○自然公園等事業等を活用し、子供の自然体験にも資する施設整備を推進する。 ○国立公園を含む農山漁村体験の受入地域における、研修会、セミナー等を通じたノウハウの取得・向上等人材育成や体験プログラムの充実・強化を図る。
<p>2020年 KPI (成果目標)</p>	<p>2024年度に、小学生 65万人、中学生 75万人、高校生 30万人が、農山漁村体験を行う。</p>	

(2)-(オ)-① 地方移住希望者への支援体制

●現在の課題

- 東京都在住者の約4割（うち関東圏以外出身者の約5割）が地方への移住を検討又は今後検討したいと考えており、特に若年層や50代男性の移住に対する意識が高いとの結果が出ている。
- 地方移住を推進するため、地方移住を考える人へのしごと・すまい・生活環境等についてのワンストップ相談体制を一層充実させる必要がある。

●必要な対応

- 全国の地方受入組織と連携した移住関連情報の提供・相談支援を一元的に行う「移住・交流情報ガーデン」において、相談者のニーズに対応する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「全国移住ナビ」を本格稼働させ2017年度には約190万ページビューを達成。地方公共団体プロモーション動画・ローカルホームページの全国コンテストや「移住体験談コンテスト」を開催 ○「移住・交流情報ガーデン」を開設し、2017年度に約9,800件をあっせん 	<ul style="list-style-type: none"> ○「移住・交流情報ガーデン」において各地方公共団体による夜間セミナー等や、各府省庁と連携した取組等の充実を図るとともに、利用者目線に立った移住関連情報の提供体制の強化を図る
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方移住施策全体の推進を通じて2020年に東京圏からの転出4万人増加（2013年比）（転出1万人減） ○2020年に「移住・交流情報ガーデン」のあっせん件数11,000件（2017年度 約9,800件） 	

(2)-(オ)-② 地方居住の本格推進

a. 都市農村交流

●現在の課題

○都市農村交流人口は一定程度増加してきているが、その一方、農村地域の人口減少や高齢化が進展する中、都市と農山漁村の交流活動を一過性の取組で終わらせるのではなく、農村地域の活性化、さらには、農村地域への移住・定住につながる多様な交流の推進が課題となっている。

●必要な対応

○農林漁家民宿、観光農園、農家レストラン等の地域資源を活用した農泊や農福連携など、観光、教育、福祉等と農業の連携の更なる促進の下、農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するような、多様な都市と農山漁村の交流を推進し、滞在期間の長期化、来訪の定期化を図る。

○今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、観光地域づくりの舵取り役を担う法人であるDMOや中間支援組織と連携し、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、ビジネスとして実施できる体制の整備を図る。

○高齢者の健康や生きがいの向上、障害者や生活困窮者の自立を支援するための福祉農園の拡大、定着等に向けた取組を推進

○市町村において、滞在型農山漁村体験教育が飛躍的に拡充されるよう、国として必要な施策を推進する。

○都市と農山漁村の交流に関する情報提供を充実させる。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○質量両面での都市と農山漁村の交流事業の充実 ○農泊ビジネスの現場実施体制の構築 ○地域に眠っている資源の魅力あるコンテンツとしての磨き上げ ○優良地区の国内外へのプロモーションの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○農泊ビジネスの現場実施体制の構築 ○農泊地域の観光コンテンツの多様化、インバウンド対応の高度化 ○農泊地域の戦略的かつ効果的なプロモーションの実施 ○高齢者の健康や生きがいの向上、障害者や生活困窮者の自立を支援するための福祉農園の拡大、定着等に向けた取組を推進
2020年KPI (成果目標)	○都市と農山漁村の交流人口を2020年には1,300万人(2017年度1,187万人)	

(2)-(オ)-② 地方居住の本格推進

b. 「お試し居住」・「二地域居住」の本格推進、住み替え支援

●現在の課題

- 地方から東京圏への人口流入は続いており、特に若い世代が東京圏に流入している。
- 「二地域居住」の推進に当たっては、宿泊施設等の滞在費が高い、移動のための交通費が高いといった費用負担が大きい面が課題となっている。
- また、我が国では既存住宅の流通が進んでおらず、世帯当たりの住み替え頻度が英米の 1/3~1/4 となっており、住まいが固定化している。
- さらに、休暇がとりにくい、まとまった滞在時間が確保できない、場所にとらわれない就業を可能とする基盤が整っていないなどの働き方に関する課題も見られる。また、「お試し居住」・「二地域居住」を支援する地方公共団体の取組や住宅、居住先に関する情報の収集も必ずしも容易でない状況にある。

●必要な対応

- 地方居住の推進運動を展開するため、地方居住推進国民会議を設置する。
 - ・地方居住に関心のある団体、地方公共団体、有識者等により構成する。
 - ・地方での生活やライフスタイルのすばらしさの価値観の共有化、あらゆる世代の UIJ ターン、「二地域居住」における就労等についての気運の醸成を図る。
- 「お試し居住」・「二地域居住」の推進、住み替えの促進
移住に向けた「お試し居住」や複数地域に生活・就労の拠点を有する「二地域居住」の推進・住み替えの促進を図る。
 - ・市区町村による空家等対策計画の策定を推進する。
 - ・全国の空き家等がワンストップで検索可能な「全国版空き家・空き地バンク」の活用を促進し、更なる空き家等の流通・マッチングを促進する。
 - ・空き家バンク等を活用して移住希望者等に対して住宅と農地の確保を支援し、定住や就農等を促進するための方策を推進する。
 - ・公的賃貸住宅を活用した「お試し居住」用住宅を提供する地方公共団体の取組（公営住宅の目的外使用による活用等）を支援する。
 - ・新たな住宅セーフティネット制度において、地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画に UIJ ターンによる移住者を住宅確保要配慮者として位置づけることにより、移住者向けの賃貸住宅に対して改修や入居者負担の軽減等への支援を行うことを可能とする。
 - ・地方公共団体による UIJ ターンの施策に係る財政的支援と合わせて行う、住宅金融支援機構の住宅ローン金利の引き下げを引き続き実施する。
 - ・移動費の低減につながる取組として LCC（注）の参入促進、企画乗車券等の開発を民間に促すことを推進する。

(注) Low Cost Carrier (ローコストキャリア)の略。低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する航空会社のこと。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地方居住の推進に向けた気運を高め、国民的な運動として展開するため、産官学金労言その他各層からの参加を得て、民間有志の主導により国民会議を設置 ○空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)を2015年5月に全面施行し、国において基本指針を策定 ○「全国版空き家・空き地バンク」の構築、本格運用開始 ○空き家バンクを活用して空き家及び付随する農地を円滑に譲渡するための手法等をまとめた「『農地付き空き家』の手引き」を作成、周知 ○住宅セーフティネット法(平成19年法律第102号)を改正し、新たな住宅セーフティネット制度を2017年10月に開始 ○住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を実施 ○地方移住者の住宅取得を支援する住宅金融支援機構の住宅ローン金利の引下げを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方居住推進に向けた国民的な運動の促進 ○地方移住の受け皿や東京圏問題の解消にも寄与するよう、良質な既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築を推進する ○「全国版空き家・空き地バンク」の活用促進 ○『農地付き空き家』の取組の普及促進 ○新たな住宅セーフティネット制度において、UIJターンによる移住者を含む住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を推進するとともに、改修や入居者負担の軽減等への支援を引き続き実施する ○地方移住者の住宅取得を支援する住宅金融支援機構の住宅ローン金利の引き下げを実施する
2020年 KPI (成果目標)	○2020年に「お試し居住」推進等に取り組む市町村の数を倍増(2014年比)(2014年23%、2018年42%の市町村で実施)	

(2)-(オ)-③ 移住・定住施策の好事例の横展開

●現在の課題

○行政・民間による地場産業の振興、移住者の受入れサポート、中高校生の県外からの受入れ等の取組により、移住者の増加を実現している市町村が一部に現れてきているところである。

●必要な対応

○こうした地域における行政・民間の取組についての更なる調査・分析を行い、この結果をとりまとめ発信することにより、好事例の全国への横展開を図る。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○移住者の増加を実現している市町村における取組についての調査・分析 ○上記結果をとりまとめ発信することによる好事例の全国への横展開	○好事例の全国への横展開
2020年 KPI (成果目標)	○地方移住施策全体の推進を通じて2020年に東京圏からの転出4万人増加(2013年比)(転出1万人減)(再掲)	

(2)-(オ)-④ 「生涯活躍のまち」の推進

●現在の課題

- 「生涯活躍のまち」に関する意向等調査結果（2018年10月1日時点）によると、取組を進めている地方公共団体（「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」に関する構想、基本計画又は地域再生計画を策定した団体）は84団体と昨年度より5団体増えたものの、推進意向を示している地方公共団体は昨年度より減少（216団体）しており、全体として伸び悩んでいる状況であった。そのため、当調査の結果を分析し、詳細な課題を把握するとともに改善点を講じる必要がある。
- また、取組を進めている地方公共団体からは、取組を円滑に進めていくために事業主体の確保、介護人材不足への対応やコーディネーター人材の育成、事業継続のための資金獲得のノウハウ等が不足していることが引き続き課題として挙げられている。

●必要な対応

- 関係府省が参画する「生涯活躍のまち形成支援チーム」が対象としている16の地方公共団体について、視察やヒアリングを通じて既存制度上の課題や隘路^{あい}、支援策のあり方等について検討し、取組の普及・横展開を図る。
- すでに取組に着手している地方公共団体の支援のみならず、各都道府県が圏域ごとにアドバイザーを配置し、広域的な支援体制を構築すること等を通じて、取組に未着手の地方公共団体の新たな掘り起こしを進める。
- 現役世代を含めた企業と連携した新しいひとの流れの創出や安定的な事業経営の在り方など、各地方公共団体のこれまでの取組や課題を踏まえた「生涯活躍のまち」の今後の在り方について、有識者や関係者の意見を踏まえ、次期「総合戦略」も見据えた検討を行う。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「生涯活躍のまち形成支援チーム」の設置（2016年3月） ○改正地域再生法の施行（「生涯活躍のまち形成事業」の創設）（2016年4月） ○「生涯活躍のまち」づくりを担う人材の育成カリキュラムの開発、ビジネスモデルの調査・研究等の実施 ○意向調査結果を踏まえた今後の検討課題について整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県が圏域ごとにアドバイザーを配置し、「生涯活躍のまち」の取組を推進する専門人材を養成（2019年4月～） ○各地方公共団体のこれまでの取組や課題を踏まえた「生涯活躍のまち」の今後の在り方について検討（2019年4月～）
2020年 KPI (成果目標)	○「生涯活躍のまち」構想についての取組を進めている地方公共団体数：100団体（2018年10月1日現在：84団体）	

(2)-(オ)-⑤ 「地域おこし協力隊」の拡充

●現在の課題

○条件不利地域・農山漁村の活性化のための外部人材導入の潜在的ニーズは大きく、効率的、効果的に事業を実施することが重要である。

●必要な対応

○メディアを通じた広報を一層強化するとともに、関係機関と連携した様々なチャネルによる周知を行い、シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者、「ふるさとワーキングホリデー」参加者等、応募者の裾野を拡大する。また、地域と多様に関わる者である「関係人口」を創出し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。

○また、起業支援を更に充実させるため、設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫の融資による支援を実施するほか、事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者と隊員をマッチングするモデル事業に取り組むなど、事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。

○平成30年度に、制度創設から10年目を迎えたことから、地方公共団体や有識者等から課題等を聞き取り、地域おこし協力隊の更なる拡充に向けた方向性について、検討を行った。それらを踏まえ、今後増える隊員OB・OGをネットワーク化することにより、隊員の受入れ・サポート体制の充実を図るとともに、隊員として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る「おためし地域おこし協力隊」を創設することなどにより、事業をより一層推進していく。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<p>○「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」について、名称の統一、募集情報の一元化、合同募集説明会・マッチング会の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進等を合同で実施するなど一元的な運用を実施</p> <p>2017年度の地域おこし協力隊員数は4,976人（うち旧田舎で働き隊員146人）と2013年度比で約5.1倍に増加</p> <p>○地域おこし協力隊の拡充のための広報を実施するとともに、隊員向けの研修等の充実、隊員の起業・事業化の支援の充実、地域おこし協力隊サポートデスクの開設、地域おこし協力隊全国サミットを開催</p>	<p>○新たな隊員のなり手の確保、隊員の活動内容の向上、任期終了後の定住・定着に向けた事業をより一層推進</p>
2020年 KPI (成果目標)	<p>○地域おこし協力隊の活動隊員数 8,000人（2024年度） （2017年度 「地域おこし協力隊」4,976人（うち旧「田舎で働き隊」146人））</p>	

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(オ) 地方移住の推進

(2)-(オ)-⑥ 地域との多様な関わりの創出

●現在の課題

○人口減少、少子高齢化が進む中、地域課題の解決に資する地域外の者を創出していくことは、今後ますます重要であり、「関係人口」を創出し、地域外の者からの交流の入り口を増やすことが必要である。

●必要な対応

○地域外の者の地域への関与・関心を高めるとともに、異文化交流を含めた多様な交流を促進するため、①地域外の者が関係人口として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体をモデル的に支援する「関係人口創出・拡大事業」、②サテライトオフィス誘致を推進するため、誘致に取り組む地方公共団体とのマッチングを支援する「サテライトオフィス・マッチング支援事業」、③都市部の若者等が一定期間地方に滞在し、働きながら地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」の推進、④三大都市圏に所在する企業等の社員が、一定期間、地方公共団体において、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する「地域おこし企業人交流プログラム」、⑤子供の農山漁村体験の充実を図る地方公共団体の取組の支援等を推進するとともに、効果的に地域と多様に関わる者への情報提供を行う。また、実務経験豊かな中高年層を含め様々な人材が地方で新たな活躍の場を拓き、地域活力を引き上げる仕組みを強化（マッチング機能の強化）し、地域経済を担う多様な人材を確保する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○「チャレンジ・ふるさとワーク」について、「ふるさとワーキングホリデー」「お試しサテライトオフィス」「“地域の人事部”戦略策定事業」「次世代コラボ創業支援事業」の4事業を推進	○「関係人口創出・拡大事業」、「サテライトオフィス・マッチング支援事業」、「ふるさとワーキングホリデー」、「地域おこし企業人交流プログラム」の推進、子供の農山漁村体験の一層の充実により、地域への「ヒト・情報」の流れを加速 ○実務経験豊かな中高年層を含め様々な人材が地方で新たな活躍の場を拓き、地域活力を引き上げる仕組みを強化（マッチング機能の強化）し、地域経済を担う多様な人材を確保
2020年KPI (成果目標)	○KPIについては、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(2)-(オ)-⑦ 地方生活の魅力の発信

●現在の課題

- 今後も、ターゲットを年代、属性ごとにセグメント化した効果的・戦略的な情報発信を展開していく必要がある。
- 次期「総合戦略」の策定に向けて、国民レベルでの地方創生への関心や気運を高めていく必要がある。

●必要な対応

- SNS については、Facebook と Twitter それぞれのユーザー特性を踏まえた効果的な情報発信を展開していく。Facebook では、「地方暮らしに興味はあるがまだ動き始めていない人」をターゲットとして、地域の特性・魅力情報と新たな地方への移住・就業支援の施策等の情報を発信する。Twitter では、「『地方創生』を知らない・関心が低い若年層」をターゲットとして、鮮度が高くインパクトがある情報や画像を発信する。
- 国民の地方創生への興味関心や気運を高めるため、全国各地の取組状況を把握しつつ、その結果を共有する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○関係省庁と連携し、地方生活の魅力・地方創生の取組について、マスメディア等を活用した広報展開 ○地方へ移住した方等に対し直接取材をし、SNS にて情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○ターゲットを年代、属性ごとにセグメント化し、SNS の特性をいかした情報発信を展開 ○全国各地の地方創生の取組状況を把握し、その結果を全国会議で共有
2020年 KPI (成果目標)	○SNS 閲覧数増加:1,000万 (2016年9月~2018年9月実績:639万)	

(2)-(オ)-⑧ UIJ ターンによる起業・就業者創出

●現在の課題

○東京圏への過度な一極集中が継続する中、地方の担い手不足が指摘されている。一方で、若い世代を中心に、地方移住への関心の高まりが見られる。

●必要な対応

【移住支援の抜本的強化】

○東京 23 区在住者又は過疎地域等の条件不利地域を除く東京圏在住の東京 23 区通勤者がUIJターンして起業する又は中小企業等に就業する際に必要な支援を講ずる。

○具体的には、地域における社会的課題を解決し、地方創生の動きを加速するような起業と移住への支援を地方公共団体が行う場合、政府としても地方創生推進交付金を活用して、当該地方公共団体が起業家に対して最大 300 万円を支給できるよう取組を支援する。また、地域経済に波及効果を有し地方創生に資するものとして地方公共団体が選定する中小企業等への就業に伴う移住についても、同様に地方創生推進交付金の枠組みを通じて、地方公共団体が移住者に対して最大 100 万円を支給できるよう取組を支援する。

○なお、移住支援については、東京圏内であっても条件不利地域において、移住・定住施策等を推進する市町村もあることから、移住先として支援する。

○また、関係府省と連携し、

- ・移住支援金を受給した移住者を採用した中小企業等に対して、雇用関係助成金により、その採用活動に要した経費の一部助成
- ・移住支援金を受給した移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、独立行政法人住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ
- ・地域における社会的課題の解決を目的とした事業を行うため、起業支援金の交付決定を受けた者が必要とする設備資金及び運転資金については、日本政策金融公庫の融資による支援を実施する。

【都道府県におけるマッチング支援事業のサポート】

○東京圏の求職者や移住希望者を対象として、地方の中小企業等の魅力を効果的に情報発信する都道府県の取組を支援する。

○具体的には、都道府県が、上記移住費用の支援と組み合わせて地方の中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトの開設・改修を行うことや、効果的な求人広告の作成支援等を行うことを、地方創生推進交付金により支援する。

○また、民間と都道府県等の連携により地方の中核的な企業等の求人に係る全国的な情報提供の枠組みを構築していく。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容		○下記の目標に向けて、地方創生推進交付金等による移住支援策の推進に取り組む。
2020 年 KPI (成果目標)	○UIJ ターンによる起業・就業者を 2019 年度から 2024 年度までにおいて 6 万人創出する。	

(3)-(ア)-① 「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開

●現在の課題

○地域によって出生率は大きく異なっており、出生率に関連の深い各種指標も大きく異なる。出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」の状況や、それらに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」「所得」、さらには「地域・家族の支援力」にも地域差がある。これまでの少子化対策は、国全体での対策が中心であり、より効果的な対策という点では、地方の取組を主力とする「地域アプローチ」の重要性を認識した対策も併せて展開することが求められる。

そのため、国では、2015年9月に「地域少子化対策検証プロジェクト」を設置し、「地域少子化・働き方指標」(2015年10月に第1版、2016年2月に第2版、2017年5月に第3版)、「地域少子化対策検討のための手引き」(2016年2月に第1版、2017年5月に第2版)を公表したところである。これは、各地方公共団体の少子化に関する状況が他と比較してどのような状況にあるかを知る指標と、指標を活用した分析や対応策の検討例等を取りまとめたものであり、有効な対策を検討する手がかりとして活用できるものである。各地域においては、こうしたデータに基づく分析と対応策の検討が必要である。

●必要な対応

○「地域少子化・働き方指標」や「地域少子化対策検討のための手引き」をより役立つものにするため、地方公共団体における活用状況等もふまえて改訂し、提供するとともに、地域における先駆的・優良な取組の横展開を図ることにより、地域の実情に応じた働き方改革を全国に展開する。

○少子化対策における「地域アプローチ」の推進を図るためには、地域の実情に即した「働き方改革」の取組が重要である。そのため、各地域の地方公共団体や労使団体、金融機関等の地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の実情に即した「働き方改革」を推進していく取組を、関係府省一体となって支援する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○2015年9月に「地域少子化対策検証プロジェクト」を設置し、「地域少子化・働き方指標」(2015年10月に第1版、2016年2月に第2版、2017年5月に第3版)、「地域少子化対策検討のための手引き」(2016年2月に第1版、2017年5月に第2版)を公表した ○「地域少子化・働き方指標」や「地域少子化対策検討のための手引き」を地方公共団体からの意見等をふまえて改訂し、提供する ○各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に対し、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」より、情報提供や構成員の派遣、各地域での特徴的な取組や実務上の課題について情報交換を行う場の設定等の支援を実施 ○「働き方改革アドバイザー」事業設計の手引き、「働き方改革アドバイザー」研修コンテンツ」及び「地域における「働き方改革」の促進に向けて 企業・地方公共団体における好事例集」を公表(2017年5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域働き方改革支援チーム」による「地域働き方改革会議」への情報提供や構成員の派遣、各地域での特徴的な取組や実務上の課題について情報交換を行う場の設定等により、地域における先駆的・優良な取組の横展開を図り、地域の実情に応じた働き方改革を全国に展開する
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上(2015年53.1%) ○男性の育児休業取得率を13%に向上(2017年5.14%) ○週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減(2017年7.7%) 	

(3)-(ア)-② 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

●現在の課題

- 若者世代の未婚率の上昇、晩婚化・晩産化が、少子化の原因となっている。
- 独身にとどまっている理由としては、「適当な相手にめぐりあわない」、「結婚資金が足りない」等が挙げられている。また、妊娠・出産に関する知識が不十分であり、結婚や出産の希望の時期について、適切なライフデザインを描けていないとの指摘もある。
- 地域の実情に即した少子化対策の充実が必要であり、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した支援を総合的に推進していく必要がある。

●必要な対応

- 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）に基づく「少子化社会対策大綱」（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）の下、国と地方が連携した総合的な少子化対策の取組を推進する。
- 2015 年 4 月から施行された子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び同月に期限が延長され、その内容が充実された次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、地方公共団体は、総合的な子ども・子育て支援、次世代育成支援に関する計画を作成し、地域の実情に即した少子化対策を総合的に推進する。2014 年 11 月に策定した次世代育成支援対策推進法に基づく新たな行動指針においては、地方公共団体の策定に当たっての基本的な視点として、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の重要性を明記したところであり、これにより、地方公共団体の取組を促進する。
- 「少子化社会対策大綱」と連携した、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した少子化対策を総合的に推進する。特に、地域の実情に即し、結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<p>○地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体の「結婚に対する取組」「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」のうち優良事例の横展開等を支援</p>	<p>○「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進</p> <p>○地方公共団体の「結婚に対する取組」「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援</p>
2020年 KPI (成果目標)	<p>○安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるような社会の実現（安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合を4割以上とする。2018年3月 40.5%※）</p> <p>※内閣府「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査」（2018年3月）において、「安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成している」と考えている人の割合</p> <p>○結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を行っている地方公共団体数</p> <p>現状：47都道府県、延べ406市区町村において実施（2015年10月末）</p> <p>目標：47都道府県、1,200以上の市区町村において実施（2020年）</p>	

(3)-(ア)-③ 出生数や出生率の向上を実現した好事例の横展開

●現在の課題

○日本全体で出生数が減少している中、比較的高い出生率を維持又は出生数・出生率の向上を実現している市町村も一部に存在しており、その背景には、行政・民間による、各種支援や住みやすいまちづくり、若い世代が男女ともに仕事と家庭を両立しやすい良好な就労環境、安心して子供を産み育てられる環境の醸成など様々な要因があると考えられる。

●必要な対応

○こうした地域における行政・民間の取組について、幅広い観点から調査・分析を行い、この結果を取りまとめ、発信することにより、各地域における更なる課題把握や取組の推進を促す。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○比較的高い出生率を維持又は出生数・出生率の向上を実現している市町村における取組についての調査・分析 ○上記結果をとりまとめた事例集の発信による好事例の横展開 	○事例集の発信による好事例の横展開
2020年 KPI (成果目標)	<p>「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」全体施策の推進を通じ、2020年までに以下指標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○結婚希望実績指標：80% 若い世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、結婚希望の実現率を80%に引き上げる ○夫婦子供数予定実績指標：95% 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保に取り組むことによって、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦の予定する子供数の実現割合を95%に引き上げる 	

(3)-(イ)-① 若者・非正規雇用対策の推進

●現在の課題

- 今後、若年労働力人口が減少していく中で、地域経済を支える若者の就職・育成を促進し、地域の活力を取り戻すことが大きな課題である。
- 若者や非正規雇用労働者の安定雇用を実現し、地域の若者の自立・地域経済の活性化を促進することが必要である。

●必要な対応

- 総合的かつ体系的な若者雇用対策を推進する。
 - ・新卒者等への就職支援やフリーター等の正社員化支援に着実に取り組む。
 - ・青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした若者雇用促進法に基づく取組を行う。
- 「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」（2016年1月策定）及びこれを参考に都道府県ごとに策定された「地域プラン」に基づき、正社員転換・待遇改善に向けた取組を行う。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○若者雇用促進法の円滑な施行等による若者雇用対策の推進 ○「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」及び「地域プラン」に基づく取組による正社員転換・待遇改善の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、若者雇用促進法に基づく取組等による若者雇用対策の推進 ○引き続き、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」及び「地域プラン」に基づく取組による正社員転換・待遇改善の推進
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年までに20～34歳の就業率を79%に高める（2017年78.6%） ○2020年までにフリーターを124万人まで減少させる（2017年152万人） ○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2017年15～34歳の割合95.0%、全ての世代の割合95.0%） 	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ウ) 出産・子育て支援

(3)-(ウ)-① 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保）

●現在の課題

- 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、子育て中の親（妊産婦・母親等）の孤立感、負担感が強まっている。
- 現在、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援については、医療機関、市町村の保健センター、児童相談所等の様々な機関が「縦割り」で行っており、連携が取れていない。

●必要な対応

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」）の整備を目指す。
- 「子育て世代包括支援センター」においては、保健師等の専門職等が妊産婦等に対して総合的相談を行うとともに、必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施する。また、相談等を通じた評価の結果支援が必要と判断された妊産婦等に対しては、支援プランの策定等を実施する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none">○「子育て世代包括支援センター」の支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドライン策定のための調査研究を実施○2017年8月に「子育て世代包括支援センター」の具体的な業務の内容や運営上の留意点に係るガイドラインを策定し、自治体に対する周知や、自治体の職員を対象とした支援プラン作成等に関する研修を実施○小児医療や周産期医療の確保、院内助産・助産師外来の整備や研修、地域における分娩を扱う施設の確保等に対しては、地域医療介護総合確保基金等を通じ支援	<ul style="list-style-type: none">○全国のどの地域でも、保健師、助産師等による「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」の機能をもつ仕組みを確保することを目標とし、地域の実情を踏まえながら、2020年度末までに「子育て世代包括支援センター」の全国展開を目指すとともに、職員の研修やガイドライン等についても、必要に応じて見直しを行い、引き続き支援の質についても向上を図る○小児医療や周産期医療の確保のため、院内助産・助産師外来の整備や研修等に対する地域医療介護総合確保基金、及び地域の分娩取扱施設・設備整備事業や産科医の確保事業等を活用し、無産科2次医療圏の解消をはじめ、分娩取扱施設や産科医の確保を図る
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none">○支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合：100% ※「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」（2011年1月一般財団法人こども未来財団）において「社会から隔絶され、自分が孤立しているように感じる」と回答した妊産婦等は約3割程度とされている。	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ウ) 出産・子育て支援

(3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

a. 「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施、事業主負担を含め社会全体で費用を負担する仕組みの構築

●現在の課題

- 待機児童の解消をはじめ、子育て支援の質・量の充実を図るため、安定的な財源の確保が必要である。
- 放課後児童対策について、小学校就学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」の打破や、多様な体験・学習活動のための環境、社会のニーズの対応が必要であるが、放課後の支援策が不十分である。

●必要な対応

- 消費税分以外も含め、安定財源の確保に向けて適切に対応する。
- 「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備、保育人材の確保等の取組を進める。
- 放課後児童対策について、「新・放課後子ども総合プラン」においては、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を引き続き推進するため、量的拡充及び質の向上に必要な経費を確保し、市町村における取組の支援を行う。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none">○子ども・子育て支援新制度の実施○放課後子供教室については、17,615教室（H29年度）から18,749教室（H30.11月時点）に増加○社会のニーズに応じた放課後児童対策の在り方について検討○家庭的保育事業926件、小規模保育事業3,494件、居宅訪問型保育事業12件、事業所内保育事業461件（2017年4月）	<ul style="list-style-type: none">○安定財源を確保しつつ、子育て支援の質・量の充実を図る○「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備、保育人材の確保等の取組を進める○放課後児童クラブの、受け皿整備等を行う
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none">○保育の受け皿整備を着実に進め、遅くとも2020年度末までに待機児童の解消を目指す（2018年4月19,895人）○「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施。うち1万か所以上を一体型とすることを目指す（2017年5月時点4,554か所）○小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業について、住民のニーズに対応した体制の確保を目指す○地域子育て支援拠点事業等について、住民のニーズに対応した体制の確保を目指す	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ウ) 出産・子育て支援

(3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

b. 幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら実施するなど教育費負担の軽減

●現在の課題

- 幼児教育に係る家計の負担軽減が課題となっている。
- 国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、1夫婦当たりの理想の子供数は2.32人であるのに対し、平均出生子供数は1.94人とどまる。
- 理想の子供数を持ってない理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が56.3%と最も多く、特に第3子以降を生まない理由としては69.8%の人が同じ理由を挙げている。

●必要な対応

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none">①生活保護世帯、一人親の市町村民税非課税世帯は、全ての子供が無償②一人親の年収約360万円未満相当世帯は、第1子が半額以下、第2子以降は無償③一人親でない年収約360万円未満相当世帯世帯は、子どもの年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無償（※年収約360万円未満相当世帯でない世帯では、第1子が一定年齢以下の場合に、第2子が半額、第3子以降が無償）④年収約270万円未満相当世帯は、第2子が無償	<ul style="list-style-type: none">○3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する○0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める 幼児教育の無償化については、2019年10月から全面的な実施を目指す。
2020年KPI (成果目標)	○理想の子供数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合の低下（2010年時点での割合60.4%、第3子を生まない理由としての回答割合71.1%からの低下（国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」）（2015年時点：56.3%、第3子を産まない理由としての回答割合69.8%（国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」））	

(3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

c. 社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世代同居・近居」の支援

●現在の課題

- 多子世帯、特に第3子以降については、子育てに要する費用が大きな負担となっている。
- 親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子供が多い傾向がある中、「三世代同居・近居」を希望する夫婦の希望が実現できていない。

●必要な対応

- 子育てに係る様々な負担について、特に多子世帯に対して社会全体で支援する仕組みを充実させていくことが必要である。
- 子育て支援の観点から、「三世代同居・近居」の希望を実現するための支援を行う。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○家計の教育費負担軽減策の充実 ○安心して子育てができるよう、地域における家庭教育支援の取組を推進 ○多子世帯の保育料負担軽減として、年収約360万円未満相当世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施 ○世代間で助け合いながら子どもを育てることができる三世代同居・近居の促進に資する環境づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○財源の確保と併せて、子育てに係る様々な負担を軽減するなど、特に多子世帯の支援を実現 ○奨学金事業の充実など、家計の教育費負担軽減策を充実 ○世代間で助け合いながら子どもを育てることができる三世代同居・近居の促進に資する環境づくりの推進
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○「三世代同居・近居」の希望に対する実績の比率の向上(2014年度72.6%) ○理想の子供数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合の低下(2010年時点での割合60.4%、第3子を生まない理由としての回答割合71.1%からの低下(国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」))(2015年時点での割合56.3%、第3子を生まない理由としての回答割合69.8%(国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」)) 	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

(3)-(エ)-① ワーク・ライフ・バランスの推進

●現在の課題

（育児・介護休業の取得促進）

○女性労働者は、雇用者の半分近く（44.5%）を占めているが、約5割の女性が第1子出産を機に退職している。

○保育所等に入所できず、離職せざるを得ない労働者が一定数存在する。

○育児休業を利用したい男性は3割を超える一方、実際の男性の育児休業の取得・育児への関わりは低調である。

（ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において評価する取組）

○女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）を踏まえ、2016年度から全府省で取組を開始。今後さらに、社会全体でワーク・ライフ・バランスやその前提となる女性活躍を加速していく必要がある。

●必要な対応

（育児・介護休業の取得促進）

○労働者が仕事と子育てや介護との両立を図ることができるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の着実な施行を行う。

○助成金等により、中小企業等における労働者の円滑な育児休業取得・復帰を支援する。

○男性の育児休業取得の更なる促進を図る。

（ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において評価する取組）

○ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において加点評価する取組を加速するため、各府省や独立行政法人等で着実に実施し、地方公共団体や民間企業等にも働きかけを行う。また、取引先企業のワーク・ライフ・バランス等を調達で評価する先進的な企業が社会的に認められるよう、「女性が輝く先進企業表彰」において評価する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<p>○仕事と育児・介護の両立を推進するため、育児・介護休業法について順次改正を行い、事業主が取り組むべき措置の拡充を図ってきた</p> <p>○働き続けながら子育てや介護を行う労働者の就業環境整備に取り組む企業に両立支援等助成金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育休復帰支援プランの策定・導入により育児休業の円滑な取得・復帰に取り組んだ場合、育休取得者の代替要員を確保した場合、育休からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期の労働者の支援に取り組んだ場合に、中小企業事業主に助成金を支給（育児休業等支援コース） ・ 男性の育児休業や育児目的休暇の取得を促進する企業を支援する助成金を支給（出生時両立支援コース） ・ 仕事と介護を両立するための職場環境整備の取組を行い「介護支援プラン」を作成した上で、介護休業の取得・復帰、または介護のための勤務制限制度の利用に取り組む企業に助成金を支給（介護離職防止支援コース） <p>○イクメンプロジェクト（シンポジウムの開催、イクメン企業とイクボスの表彰やHP等）を通じて男性の育児と仕事の両立を積極的に促進</p> <p>○次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）について、労働時間に関する基準の追加、男性の育児休業取得に関する基準の引き上げ等の認定基準の見直しを2017年4月に行った</p> <p>○女性活躍推進法第20条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）を踏まえ、2016年度から全府省で取組を開始</p>	<p>○改正育児・介護休業法等の着実な施行のため、労働局による周知や指導を行う</p> <p>○労働者の仕事と介護の両立が行えるよう、支給内容の充実や支給上限の拡大等を柱とする両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の拡充を行う</p> <p>○より多くの企業が認定を目指して取り組むよう、くるみんマークやプラチナくるみんマークの周知・啓発を行う</p>
2020年KPI （成果目標）	<p>○2020年に第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に高める（2015年53.1%）</p> <p>○2020年に男性の育児休業取得率を13%に高める（2017年5.14%）</p> <p>○2020年にくるみん取得企業（次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業）を3,000社に増加させる（2018年9月2,986社）</p>	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

(3)-(エ)-② 長時間労働の見直し

●現在の課題

○結婚・出産・子育ての希望を実現する上で、仕事と子育てを両立できるような働き方の見直しが重要である。

●必要な対応

○所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、企業別の出生率の公表を推進している日本各地のリーディングカンパニーの取組を幅広く普及させる施策（ポータルサイトを活用した情報発信、働き方・休み方改善コンサルタント等による各企業に対する支援等）を促進する。

○年次有給休暇の取得促進に向け、年次有給休暇取得促進期間における集中的な広報や、地方公共団体との協働により地域レベルでの年次有給休暇の取得を促進する「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施する。

○長時間労働を抑制するための総合的な取組を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none">○企業経営陣への働きかけ<ul style="list-style-type: none">・日本各地のリーディングカンパニー等の経営トップに働きかけるとともに、先進的な取組事例について、ポータルサイトを活用して情報発信・「働き方・休み方改革シンポジウム」の開催○年次有給休暇取得促進期間に加え、年次有給休暇が取得しやすい時季（夏季、年末年始、ゴールデンウィーク）に集中的な広報を実施（プラスワン休暇の推奨を含む。）○地域の行事と連携して年次有給休暇の取得を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の実施	<ul style="list-style-type: none">○時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得促進策等の働き過ぎ防止のための取組を盛り込んだ働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が公布されたことを踏まえた、法内容の周知、履行確保に向けた取組○長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等による、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組
2020年KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none">○週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減（2017年7.7%）○年次有給休暇取得率を70%に向上（2017年51.1%）	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

(3)-(エ)-③ 時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及・促進

●現在の課題

- 子育てなどのライフステージにおいて、労働者がワーク・ライフ・バランスを実現できるようにすることが重要である。特に、企業における転勤については、企業独自の経営判断に基づき行うものではあるが、結婚・妊娠・出産・子育てといったライフイベントとの両立が必要である。
- そのため、職務や勤務地等を限定した正社員（多様な正社員）制度の普及・拡大が重要であるが、制度の導入企業は一定程度にとどまっており、しかも導入企業においても社内の制度化が不十分である。

●必要な対応

- 職務や勤務地限定の内容を労働者に明示するなどの「雇用管理上の留意事項」を周知するとともに、多様な正社員の導入に対する支援措置（コンサルティング等）を継続して実施する。
- また、転勤については、企業における転勤の実態（転勤を行う理由、転勤の時期・年齢・回数等）を踏まえて策定した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を図る。
- こうした取組により、子育てなどの事情により、転居を伴う転勤が困難な労働者について、転勤を免除する勤務地限定の働き方を導入するとともに、転勤が困難な事情が解消した場合には、本人の希望に応じて転勤のある働き方を選択することもできるよう、企業において勤務地限定正社員（注）の導入や相互転換について社内の制度化を促進する。

（注）育児や介護の事情で転勤が難しい者や地元に着した就業を希望する者等について、希望する地域で正社員として働くもの。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な正社員の導入に対する支援措置（コンサルティング等）を実施 ○多様な正社員の普及・拡大のための好事例収集や周知・啓発の実施 ○「キャリアアップ助成金」において、勤務地等を限定した正社員制度を導入する企業等に対する助成を実施 ○2017年3月に策定した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、多様な正社員の普及・拡大による、更なる正社員化の実現 ○引き続き「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を図る
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年までにフリーター数を124万人に減少させる（2017年152万人） ○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2017年15～34歳の割合95.0%、全ての世代の割合95.0%） ○週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減（2017年7.7%） ○年次有給休暇取得率を70%に向上（2017年51.1%） 	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

(3)-(エ)-④ 地域における女性の活躍推進

●現在の課題

- 就業している女性のうち約5割が第1子出産を機に離職している。25～44歳の女性就業率は近年上昇している（2013年69.5%⇒2017年74.3%）が、子育て期の女性の就業率は依然として低く、女性の管理職割合も低い。
- 女性の活躍状況は地域によって異なっているため、地域の実情に応じて効果的に女性の活躍を推進していくことが重要である。住民に身近な地方公共団体を中心とした地域ぐるみの取組が始まっており、これらの取組は継続して行われる必要がある。
- 人口減少に直面する地域において、PTA、自治会、消防団など、地域活動の様々な場面での女性の活躍が不可欠である。
- 我が国の女性研究者の割合は増加傾向にあるものの、2017年時点で15.7%と、主要先進国と比較しても低水準である。地域の大学等においても、研究と出産・育児・介護等の両立が難しく、研究継続を断念する女性研究者が存在するなど、活躍の場が限定的となっている。
- 2016年4月から女性活躍推進法が全面施行され、大企業（労働者数301人以上）については、一般事業主行動計画の策定等が義務付けられ、計画に基づく取組が推進されている。その一方で、労働者の6割以上は、努力義務である300人以下の事業主に雇用されていることから、引き続き、中小企業における女性の活躍も推進していく必要がある。
- 女性活躍推進法が施行され、大企業には自社の女性活躍の状況等について情報の公表が義務化されており、その情報公表の場として、「女性の活躍推進企業データベース」を運営し、企業間の比較を可能としているところである。このデータベースについて、掲載企業数や各企業が公表する情報項目数を増やし企業の取組競争をさらに促すとともに、ユーザビリティの向上のための措置を講じる必要がある。

●必要な対応

- 女性活躍推進法に基づき、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体が必要な施策を策定・実施することに加え、事業主が女性の活躍推進に向けた取組を自ら実施することを促進する。
- 地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体による地域の実情に応じた地域に根差した取組を促進する。
- 固定的性別役割分担意識の解消及び地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。
- 学びを通じ、女性を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学等の取組を促進する。
- 研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上など、研究環境のダイバーシティ（多様性）実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を実施する地域の大学等を支援する。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等が努力義務である中小企業（労働者数300人以下）に対する行動計画の策定等を

引き続き支援。

- 「女性の活躍推進企業データベース」を活用して情報公表を行う企業数（中小企業を含む。）や各企業が公表する情報項目数の増加のため、データベースの活用促進等を図るとともに、ユーザビリティの向上のための改修を実施する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○2017年度に作成した、女性活躍推進法に基づく都道府県・市町村推進計画に基づく取組の好事例集や、「推進計画策定支援マニュアル」を活用した、推進計画に基づく取組の促進 ○「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 ○地域女性活躍推進交付金等により、地域の実情に応じた女性の活躍推進に向け、多様な主体による連携体制の構築やワンストップ支援体制の整備等の地方公共団体の取組を支援（47都道府県中42都道府県において継続可能な連携体制が構築済（2018年度）） ○女性等を対象とした低利融資制度のほか、全国各地で実施する「創業スクール」の中で女性起業家コースを実施 ○女性の地域活動参画につながる、学び直しに関する各地域の取組を促進 ○「女性のチャレンジ応援プラン」策定 ○ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブにより、大学等における女性研究者支援の取組を推進 ○両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の支給 ・企業が、自社における女性の活躍に関する現 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性活躍推進法を踏まえ、多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備等、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。また、地域における女性活躍の取組を強化するため、市町村による推進計画の策定率向上を目指し「推進計画策定支援マニュアル」を活用した説明会や理解促進のためのシンポジウムを開催する。 ○女性が起業を通じてその個性と能力を発揮できるよう、地域における金融機関、創業・産業支援機関、地元企業、起業経験者等の様々な関係者が連携し、女性の起業を支援する体制を整備する ○女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学等、地方公共団体、男女共同参画センター等の関係機関が連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会を開催し、男女共同参画のための女性の学び・キャリア形成支援の推進を図る ○研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダー育成など、研究環境のダイバーシティ（多様性）実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を実施する地域の大学等を支援し、女性研究者が途切れることなくキャリアアップを図ることができる研究環境を整備する ○これまで女性の参画が少なかった分野（建設業、消防団、タクシー、トラック、バス、自動車整備業、林業、鳥獣保護管理等）において、希望する女性がその担い手として就業・定着し、活躍できるよう、女性が働きやすい職場環境の整備等の取組を推進する

	<p>状把握と女性の活躍推進の課題（阻害要因）の分析を行い、課題解決に向けた数値目標と取組目標を設定した上で取組を行い、女性活躍推進に向けた取組目標及び数値目標を達成した場合に助成金を支給</p> <p>○「女性の活躍推進企業データベース」（2016年2月）や「女性役員情報サイト」（2016年9月）の開設等、女性の活躍状況の「見える化」を推進し、女性の活躍に向けた企業の自主的な取組を促進</p> <p>○中小企業のための女性活躍推進事業の実施</p> <p>○女性活躍推進法に基づく国及び地方公共団体の取組を中心に、一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」の閲覧性の向上</p>	<p>○地方公共団体の調達においても、女性活躍推進法に基づき、国の取組に準じたワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を加点評価する取組が進められるよう、引き続き働きかけを行う</p> <p>○中小企業における一般事業主行動計画の策定等を支援するために必要な措置を引き続き講じる</p> <p>○「女性の活躍推進企業データベース」を活用して情報公表を行う企業数や、各企業が公表する情報項目数の増加、ユーザビリティの向上のための改修を行う</p>
<p>2020年 KPI （成果目標）</p>	<p>○各地域における女性就業率及び指導的地位に占める女性の割合を着実に高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年までに25～44歳の女性就業率を77%に高める（2017年74.3%） ・ 2020年までに国の本省課室長相当職に占める女性の割合を7%（2018年4.9%）、都道府県の本庁課長相当職に占める女性の割合を15%（2017年9.8%）、民間企業（100名以上）の課長相当職に占める女性の割合を15%（2017年10.9%）とする <p>○大学の教授等（学長、副学長及び教授）に占める女性の割合を20%（2017年度16.0%）に増加させる</p> <p>○女性活躍推進法に基づく推進計画（女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画）の策定率について、都道府県100%、市区100%、町村70%の成果目標を2020年までに達成する</p>	

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

(3)-(エ)-⑤ 地域の実情に即した「働き方改革」の実現

●現在の課題

○ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し、多様な働き方の推進、地域における女性の活躍推進、若者・非正規雇用対策の推進等の「働き方改革」については、地域の実情に即した取組が重要である。

●必要な対応

○長時間労働対策・年次有給休暇取得促進等の働き方の見直しを含めた様々な問題について各地域の地方公共団体や労使団体、金融機関等の地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において重点的に検討を進め、これに対して「地域働き方改革支援チーム」が情報提供や構成員の派遣を行うなどの支援により、地域に即した働き方改革を推進していく取組を、関係府省一体となって支援する（(3)-(ア)-①参照）。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<p>○各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に対し、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」より情報提供や構成員の派遣、各地域での特徴的な取組や実務上の課題について情報交換を行う場の設定等の支援を実施</p> <p>○「働き方改革アドバイザー」事業設計の手引き、「働き方改革アドバイザー」研修コンテンツ」及び「地域における「働き方改革」の促進に向けて 企業・地方公共団体における好事例集」を公表（2017年5月）</p>	<p>○「地域働き方改革支援チーム」による「地域働き方改革会議」への情報提供や構成員の派遣、各地域での特徴的な取組や実務上の課題について情報交換を行う場の設定等により、地域における先駆的・優良な取組の横展開を継続して実施</p>
2020年KPI（成果目標）	○働き方改革に資する各種指標（(3)-(エ)-①から④を参照）	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
A まちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-① 連携中枢都市圏の形成

●現在の課題

- 人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携の構築が求められている。
- 意欲のある市町村が積極的に連携中枢都市圏を形成することができるよう、対象地域の圏域形成に向けた検討を後押しすることが必要である。
- 各圏域において、その特性を踏まえ、連携中枢都市圏ビジョンに基づき推進する施策や事業に応じて成果指標等を設定し、進捗管理を行うことが必要である。

●必要な対応

- 市町村が連携して都市圏を形成して事業を行うに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用し、民間事業者等との連携を図り、都市圏としての取組を強めていく。
- 委託事業、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供等を通じ、活力ある経済・生活圏の形成に向けた検討を後押しする。
- 圏域形成に向けた検討を後押しする支援策を検討する。
- 各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況を把握する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○28 圏域において連携中枢都市圏を形成（2018年10月時点） ○圏域を構成する市町村の事業実施に係る地方財政措置 ○委託事業の実施 ○国土形成計画（全国計画）への連携中枢都市圏構想の反映 ○連携中枢都市圏に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・内発的な自立発展の推進調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○連携中枢都市圏に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域を構成する市町村の事業実施に係る地方財政措置 ・委託事業の実施、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供 ・「地域経済分析システム（RESAS）」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ・補助事業採択における配慮 ・圏域形成に向けた検討を後押しする支援策の検討 ○各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況の把握
2020年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○連携中枢都市圏の形成数：30 圏域を目指す（2018年10月時点 28 圏域） ○市町村自らは、国の総合戦略を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定 	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
A まちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

●現在の課題

- 定住自立圏構想の取組の横展開を図り、更なる圏域形成を促進する。
- 各圏域において、その特性を踏まえ、定住自立圏形成協定等に基づき推進する具体的取組に関する成果指標等を設定し、進捗管理を行う。

●必要な対応

- 取組事例の情報提供等により新たな圏域形成を促進する。
- 各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況を把握する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○123圏域において定住自立圏を形成(2018年10月時点) ○地方財政措置により中心市及び近隣市町村の取組を支援 ○各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○セミナーの開催による取組事例の情報提供や協定等を締結していない中心市への意向調査等を行い、新たな圏域形成を促進 ○地方財政措置により中心市及び近隣市町村の取組を支援 ○各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況の把握
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○定住自立圏の協定締結等圏域：140圏域を目指す(2018年10月123圏域) ○地方公共団体自らは、圏域の特性を踏まえ、協定等に基づき推進する具体的取組に関し成果指標等を設定し、進捗管理を行う 	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
A まちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-③ 都道府県を越えた連携による広域的な地域づくりの推進

●現在の課題

○異なる個性を持つ地域と地域が連携してヒト・モノ等の活発な流れを生み出し、イノベーションを創出する「対流促進型国土」の形成に向けて、国土形成計画（広域地方計画）（平成 28 年 3 月国土交通大臣決定）に基づく広域連携プロジェクトを官民が連携し早急に具体化する必要がある。

●必要な対応

○先導的なものとして事例形成を支援している 13 のプロジェクトについて、広域地方計画協議会を中心とした地域主導の運営の実現に向け、官民各主体が連携した具体的施策・事業の実施等を促進する。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	○先導的なものとして事例形成を支援している 13 のプロジェクトについて、以下の取組を促進 ・ 検討体制等の整備 ・ プロジェクトの具体化に向けた事業内容等の検討等	○先導的なものとして事例形成を支援している 13 のプロジェクトについて、以下の取組を促進 ・ 官民各主体が連携した具体的施策・事業の実施 ・ 事業の実施結果を踏まえた事業スキーム等の改善に関する検討等
2020 年 KPI (成果目標)	○先行事例とする 13 の広域連携プロジェクトのうち、地域が主体となり自立運営する広域連携プロジェクト数 : 13	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
A まちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-④ 東京 23 区と全国各地域との連携の推進

●現在の課題

○都市住民の全国各地域への関心を高めるとともに、地域間の相互理解や交流を深め、各地域の特産品の販路開拓等の産業振興や観光振興等を図ることが必要である。

●必要な対応

○東京 23 区における各地域の魅力を発信するイベントなど、東京 23 区と全国各地域が連携した取組を促進する。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	○東京 23 区と全国各地域が連携した取組の検討	○東京 23 区と全国各地域が連携した取組を促進
2020 年 KPI (成果目標)	○KPI については、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
B エリアマネジメント等によるまちづくりの推進

(4)-(ア)-B-① エリアマネジメント等によるまちづくりの推進

●現在の課題

- エリアマネジメント活動を推進するに当たっては、安定的な活動財源の確保が必要。
- こうした課題に対応するため地域再生エリアマネジメント負担金制度^(注)の活用の推進等に取り組む必要がある。

●必要な対応

- 地域再生エリアマネジメント負担金制度の内容や必要な手続についてガイドラインを作成し、周知するとともに、当該制度を活用する地方公共団体に対する地方創生推進交付金による重点支援等により、制度の活用に向けた地方公共団体やエリアマネジメント団体を積極的に支援し、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図る。
- 都市公園の公募設置管理制度の活用等により、民間資金等による公園の再生・活性化や緑地の創出を図り、エリアマネジメントを推進する。
- 2018年3月に策定した「プロジェクションマッピングに関するガイドライン」を踏まえ、プロジェクションマッピングなどの屋外広告物によるまちの活性化事例や実施促進に向けた方策等を周知する。また、エリアマネジメント広告の掲出に関する規制の弾力化や景観への配慮等を盛り込んだ景観・街並みに関するルールを作成を地方公共団体に促し、広告収入の増加を通じたエリアマネジメント活動の財源確保を図る。また、民間団体と連携した良好な景観の形成による魅力ある観光地づくりを推進するため、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進する。
- 一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を行う。
- 都市再生推進法人をはじめとするエリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証事業等（都市利便増進協定に基づく広場の整備、公共空間の活用実験等）に対し支援を行うとともに、2018年8月に策定した「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」の活用促進を図る。

^(注) 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度。平成30年通常国会で成立した改正地域再生法により創設。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「日本版 BID を含むエリアマネジメントの推進方策検討会」を開催し、「中間とりまとめ」（2016年6月）に基づき、フリーライダー（エリアマネジメント活動に対する会費を負担しないにもかかわらず利益を得ているもの）の出現防止によるエリアマネジメント団体の財源確保をはじめとした、エリアマネジメントの推進方策について必要な法制を含め制度化などの施策展開を行う。 ○各地のエリアマネジメント活動事例や海外の BID 制度を紹介する広報資料の普及を行う ○都市再生特別措置法や都市公園法（昭和31年法律第79号）等を改正し、エリアマネジメント活動の推進に資する、都市利便増進協定制、都市公園の占用許可の特例、都市公園の公募設置管理制度等を創設 ○エリアマネジメント活動の財源を確保する観点から、景観に配慮した広告の掲出を促すこと等を盛り込んだ景観計画・地区計画等の景観・街並みに関するルールの作成を地方公共団体に促し、広告による事業収入の増加を図る。また、民間団体と連携した良好な景観の形成による魅力ある観光地づくりを推進するため、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進する ○一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を実施 ○エリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証事業等に対し支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域再生エリアマネジメント負担金制度の内容や必要な手続についてガイドラインを作成し、周知するとともに、当該制度を活用する地方公共団体に対する地方創生推進交付金による重点支援等により、制度の活用に向けた地方公共団体やエリアマネジメント団体を積極的に支援し、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図る。 ○引き続き、各地のエリアマネジメント活動事例や海外の BID 制度を紹介する広報資料の普及を行う ○都市公園の公募設置管理制度の活用等により、民間資金等による公園の再生・活性化や緑地の創出を図り、エリアマネジメントを推進する ○2018年3月に策定した「プロジェクションマッピングに関するガイドライン」を踏まえ、プロジェクションマッピングなどの屋外広告物によるまちの活性化事例や実施促進に向けた方策等を周知する。また、エリアマネジメント広告の掲出に関する規制の弾力化や景観への配慮等を盛り込んだ景観・街並みに関するルールの作成を地方公共団体に促し、広告収入の増加を通じたエリアマネジメント活動の財源確保を図る。また、民間団体と連携した良好な景観の形成による魅力ある観光地づくりを推進するため、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進する。 ○引き続き、一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を実施 ○引き続き、エリアマネジメント団体の普及啓発事業や実

		証事業等に対し支援を行うとともに、2018 年 8 月に策定した「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」の活用促進を図る
2020 年 KPI (成果目標)	○エリアマネジメント活動を行うものとして地域再生法等に基づき指定されている NPO 等の数 : 100 団体 (2018 年度時点 72 団体)	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

C 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たって
の政策間連携の推進

(4)-(ア)-C-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

●現在の課題

- 地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれており、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するためには、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要である。
- 都市のコンパクト化等に向けた取組に当たっては、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、また、サービス産業等都市における諸活動の生産性革命に大きく貢献するものであるという視点に立って、総合的に検討する必要がある。
- また、空き地・空き家が時間的・空間的にランダム性をもって発生し、都市構造の低密度化等を通じてコンパクトシティの形成を阻害する「都市のスポンジ化」について、適切な対策を講じる必要がある。
- 多くの地方公共団体にとって、老朽化・拡散した公共公益施設の更新・再編等は喫緊の課題であり、その際、民間資金・ノウハウを活用して整備を行うことが有効であるが、収益性等の観点から、大都市中心部を除き、リスクを引き受けられる民間事業者が限られ、事業が円滑に進まないことが多い。

●必要な対応

- 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）における立地適正化計画制度及び地域公共交通網形成計画制度に基づき、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を積極的に推進する。
- また、市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」（事務局：国土交通省）において、
 - ・都市の中心拠点等にアクセスするための生活交通の確保・維持等の事業についての支援
 - ・まちづくりと公共施設再編の連携促進
 - ・地域医療施策、地域包括ケアシステム施策、子育て支援施策とコンパクトシティ施策との一体的推進
 - ・コンパクトシティの実現、公共交通網の再構築、施設整備等に係る金融機関の企画段階からの関与の在り方など、関係省庁を挙げて、横の連携を強化し、まちづくりの現場の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図る。

○コンパクトシティの形成を通じた生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等の効果を発現させるため、コンパクトシティ形成支援チームの枠組を活用するなどして以下の取組を進める。

1. 関係省庁が連携したコンサルティングや支援施策の充実を行い、コンパクトシティの取組の裾野を拡大する。
2. 健康面や経済効果等の指標の開発・提供により、市町村による取組の成果の「見える化」や効果検証を促すとともに、関係省庁が継続的にモニタリングできるようにし、これらを通じ支援メニューの充実を図る。加えて、人の移動に関するビッグデータ解析等を通じ、ユーザー目線での最適な施設配置の計画手法等の開発や公共交通の利便性向上を進める。
3. 都市機能の高度化、都市活動の生産性向上等を図るため、人工知能（AI）・IoT等の先進的技術をまちづくり分野に取り入れた官民協働による実証調査を実施するとともに、その全国展開に向けた先導的モデルを提示するほか、関係省庁等と連携し、支援ツールをパッケージ化して重点支援するモデル都市の構築を進めるなど、スマートシティを推進する。
また、「スマート・プランニング」について、具体都市での検証を通じ、システムの高度化を行うとともに、他都市への横展開を図る。
4. 「都市のスポンジ化」対策を推進するため、2020年7月に施行した改正都市再生特別措置法等で創設した各種制度（低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定等）について、市町村に対する立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。
5. 都市機能誘導区域内における誘導施設の立地を更に促進するための金融・税制支援を行うとともに、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の更新・再編等に資する事業に対して、金融支援を行う。
6. 効率的で利便性の高い地域公共交通網の構築について、地方公共団体との連携強化や地域公共交通網の形成に関する好事例の共有等を図り、まちの活力の創出に資する地域公共交通網の形成を促進するとともに、全国の公共交通機関を網羅した経路検索の可能化や相互利用可能な交通系 IC カードの普及・拡大を通じ、公共交通の利便性の向上を図る。
7. 地方部における少子高齢化等に伴う交通サービスの縮小や移動そのものの縮小、都市部における道路混雑やドライバー不足など、地域の交通が抱える様々な課題に対応するため、MaaS など新たなモビリティサービスを推進し、利用者の利便性向上や交通サービスの効率化等を図る。
8. 都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上に、ハード・ソフト両面から総合的に取り組む地方再生のモデル都市（地方再生コンパクトシティ）として選定した 32 都市に対し、各種支援メニューにより、集中的に取組を支援する。
9. 官民が連携した社会実験や歩行者空間整備などの「きめ細やかな街路空間づくり」を行う。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「コンパクトシティ形成支援チーム」の設置 ○「コンパクトシティの形成に関する支援施策集」の取りまとめ、改訂等 ○平成28年度予算等における支援施策の充実・連携強化 ○「先行的取組事例集」の公表 ○都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する ○都市再生特別措置法等の改正による「都市のスポンジ化」対策に関する各種制度（低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定等）の創設。 ○コンパクトシティ化による効果に関する指標の開発・提供 ○健康増進効果を測る歩行量に関するガイドラインの作成 ○まちの活性化を測る歩行者量調査のガイドラインの作成 ○人の属性ごとの行動データの把握に関する手引きの作成・改訂 ○人工知能（AI）・IoTなどの先進的技術を活用した実証調査を実施 ○都市機能誘導区域内における誘導施設の立地を更に促進するための金融・税制支援を行うとともに、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の更新・再編等に資する事業に対して、金融支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実・連携強化 ○優良な取組に対する省庁横断的な支援・モデル都市の形成等 ○市町村の取組の状況や成果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証し、実効的なPDCAサイクルを推進 ○人の属性ごとの行動データを把握するシステムの改良 ○先進的技術活用に関わる幅広い提案の基、官民協働による分野横断的な実証調査を実施 ○人工知能（AI）・IoTなどの先進的技術を活用したスマートシティのモデル都市の構築に向けた検討 ○「都市のスポンジ化」対策に関する各種制度について、市町村に対する立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて活用促進 ○引き続き、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地を更に促進するための金融・税制支援を行うとともに、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の更新・再編等に資する事業に対して、金融支援を行う ○地方再生のモデル都市として選定した32都市に対し、各種支援メニューにより、集中的に取組を支援する

<p>2020 年 KPI (成果目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○立地適正化計画を作成する市町村数：300 市町村(2018 年 8 月末時点 177 都市) ○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：評価対象都市の 2 / 3 (2018 年度 63 都市 / 100 都市) ○市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数：評価対象都市の 2 / 3 (2018 年度 44 都市 / 65 都市) ○公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 <ul style="list-style-type: none"> (三大都市圏) 90.8% (2017 年度 91.1%) (地方中枢都市圏) 81.7% (2017 年度 79.3%) (地方都市圏) 41.6% (2017 年度 38.9%) ○地域公共交通再編実施計画認定総数：100 件(2018 年 8 月末時点 24 件) <p>※総合戦略 2015 改訂版の KPI であった「地域公共交通網形成計画の策定総数：100 件」は、2016 年 8 月末時点で 185 件となり、目標を達成した</p>
------------------------------	---

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
D 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

(4)-(ア)-D-① 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

●現在の課題

○地方都市において、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちに賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげる。その際には、地域資源を最大限に活用した新たな需要の創出や地域への誇り・愛着の醸成等を図る取組と一体となって、空き店舗等の遊休資産の再生・活用等により、収益力を高める地域空間の形成を図る。

●必要な対応

○中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、2018年3月に閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更に基づき設置した「中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議」等を通じ、関係府省庁の連携を強化し、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、複合的な機能（商業、文化、教育、医療、福祉、居住等）の整備支援の充実を図る。

○「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応などの視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂する。

○地方都市における稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」の周知、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の改訂、及び、地方再生のモデル都市に対し集中的な支援を行うとともに、各地域の重層的な対流による「稼げる国土」のあり方を検討し、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。

○中心市街地において、空き店舗等のリノベーション等を選択しやすくするほか、優れたノウハウを各地域で導入できるよう成功事例の普及とともにまちづくり関係者の研修を行う。

○クラウドファンディング等の手法を用いた空き店舗等の遊休不動産の再生を促進するため、地方創生に向け、不動産特定共同事業等の不動産証券化を活用した案件の形成を支援する。

○不動産クラウドファンディングに係る業務管理体制や情報開示に係るガイドラインを策定するとともに、必要な制度改正を検討する。

○地方創生に資する不動産流動化・証券化に関する事例集等について、関係者への周知を図る。

○空き家等の既存建築物の他用途への円滑な転用等に向けた建築規制の更なる合理化に取り組む。

○地域再生法（平成17年法律第24号）の「商店街活性化促進事業」の推進により、地方公共団体がリーダーシップを発揮しながら、地域の特色を生かした商店街の活性化を図る取組を支援する。

- 遊休資産や個人の余った時間の有効利用を促進するシェアリングエコノミーについて、「シェアリングエコノミー推進プログラム」に基づき、地域へシェアリングエコノミー伝道師を派遣するとともに、地域の課題解決や経済活性化の取組を促進する「シェアリングエコノミー活用推進事業」等によって、地方公共団体によるシェアリングエコノミーの導入・連携を支援する。
- 「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けて、地域の実情に応じて適切な KPI を設定し PDCA サイクルを確立できるよう、参考となる KPI の選択肢例について、RESAS の開発状況等を踏まえ充実を図ることとする。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地等の活性化に向けた即効性のある商業施設等の整備を支援 ○包括的政策パッケージの改訂 ○「地域のチャレンジ100」の普及 ○「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の普及 ○空き家等の既存建築物の他用途への円滑な転用等に向けた建築規制の更なる合理化 ○地方創生に資する不動産流動化・証券化に関する事例集等の普及 ○「シェアリングエコノミー促進センター」を政府部内に設置 ○クラウドファンディング等の手法を用いた空き家等の遊休不動産の再生を促進するための不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）の改正 ○不動産クラウドファンディングに係る業務管理体制や情報開示に係るガイドラインの策定、必要な制度改正の検討 ○KPIの選択肢例について、RESASの開発状況等を踏まえて充実を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地等の活性化に向けた即効性のある商業施設等の整備を支援 ○包括的政策パッケージの改訂 ○「地域のチャレンジ100」の普及 ○「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の改訂、及び普及 ○各地域の重層的な対流による「稼げる国土」のあり方の検討 ○商業施設等整備支援におけるリノベーション支援の拡充 ○空き店舗活用ノウハウの普及、研修の拡充 ○地方創生に向け、不動産特定共同事業等の不動産証券化を活用した案件形成の支援、地域の関係事業者に対する普及・啓発 ○不動産クラウドファンディングに係る業務管理体制や情報開示に係るガイドラインの普及・啓発 ○地方創生に資する不動産流動化・証券化事例集等の普及 ○空き家等の既存建築物の他用途への円滑な転用等に向けた建築規制の更なる合理化 ○コンパクトシティを推進する都市の中から、地方都市の再生と地域経済の活性化を合わせて取り組む都市を選定し、ハード・ソフト両面から総合的かつ集中的に支援 ○シェアリングエコノミー伝道師の派遣等を通じ、シェアリングエコノミーの導入・連携を図る地方公共団体を支援 ○KPIの選択肢例について、RESASの開発状況等を踏まえて充実を図る
2020年KPI (成果目標)	○来訪者数を増加させる等の波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数60件を目指す	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
E まちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進

(4)-(ア)-E-① 官民連携・「見える化」の推進

●現在の課題

○まちづくりにおける企画・立案から具体的なプロジェクトの実施の段階に至るまで、官民が連携する体制が整っておらず、「育てる」まちづくりに向けた一貫した取組が進んでいない。

●必要な対応

- まちづくりの企画・立案の段階から、地域経済界や市民団体、金融機関等必要な投融資を行う主体など、地域に関わる産官学金労言士の幅広い合意と協力を得ることにより、エリアの特徴をいかした「育てる」まちづくりを進める。
- 国内外の取組を参考に、官民連携等の在り方や「見える化」について検討を進めるとともに、先行事例の周知等により取組の裾野の拡大を図る。
- 財政負担の削減と施策効果の最大化を図るべく、まちづくりにおけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の活用可能性について検討する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の取組を参考に、官民連携等の在り方や「見える化」について検討を進めるとともに、先行事例の周知等により取組の裾野の拡大を図る ○内閣府、国土交通省にて地域プラットフォームを形成しようとする地域の地方公共団体等の支援を実施。また、先行事例を基に形成から効果的な運営までの実施方法をまとめた「運用マニュアル」を作成 <small>(注) 地域プラットフォームとは、地域における PPP/PFI 事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された協議の場であり、コンパクトシティへの取組、地域課題の解決に向けたまちづくり等の地域づくりへの展開にも活用される。</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府、国土交通省にて地域プラットフォーム形成支援を継続実施。また、プラットフォームがまだ形成されていない地域に対して運用マニュアルを周知する等により形成促進を図る ○まちづくりにおける効果等を「見える化」する手法の普及に取り組む ○まちづくりにおけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の活用可能性について検討する
2020年 KPI (成果目標)	○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用して PPP/PFI 事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：200 (2020年度まで)	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
E まちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進

(4)-(ア)-E-② エリアマネジメント等によるまちづくりの推進（再掲）

●現在の課題

- エリアマネジメント活動を推進するに当たっては、安定的な活動財源の確保が必要。
- こうした課題に対応するため地域再生エリアマネジメント負担金制度^(注)の活用の推進等に取り組む必要がある。

●必要な対応

- 地域再生エリアマネジメント負担金制度の内容や必要な手続についてガイドラインを作成し、周知するとともに、当該制度を活用する地方公共団体に対する地方創生推進交付金による重点支援等により、制度の活用に向けた地方公共団体やエリアマネジメント団体を積極的に支援し、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図る。
- 都市公園の公募設置管理制度の活用等により、民間資金等による公園の再生・活性化や緑地の創出を図り、エリアマネジメントを推進する。
- 2018年3月に策定した「プロジェクションマッピングに関するガイドライン」を踏まえ、プロジェクションマッピングなどの屋外広告物によるまちの活性化事例や実施促進に向けた方策等を周知する。また、エリアマネジメント広告の掲出に関する規制の弾力化や景観への配慮等を盛り込んだ景観・街並みに関するルールの作成を地方公共団体に促し、広告収入の増加を通じたエリアマネジメント活動の財源確保を図る。また、民間団体と連携した良好な景観の形成による魅力ある観光地づくりを推進するため、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進する。
- 一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を行う。
- 都市再生推進法人をはじめとするエリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証事業等（都市利便増進協定に基づく広場の整備、公共空間の活用実験等）に対し支援を行うとともに、2018年8月に策定した「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」の活用促進を図る。

^(注) 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度。平成30年通常国会で成立した改正地域再生法により創設。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○「日本版 BID を含むエリアマネジメントの推進方策検討会」を開催し、「中間とりまとめ」（2016年6月）に基づき、フリーライダー（エリアマネジメント活動に	○「地域再生エリアマネジメント負担金制度の内容や必要な手続についてガイドラインを作成し、周知するとともに、当該制度を活用する地方公共団体に対する地方創生

	<p>対する会費を負担しないにもかかわらず利益を得ているもの)の出現防止によるエリアマネジメント団体の財源確保をはじめとした、エリアマネジメントの推進方策について必要な法制を含め制度化などの施策展開を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地のエリアマネジメント活動事例や海外の BID 制度を紹介する広報資料の普及を行う ○都市再生特別措置法や都市公園法等を改正し、エリアマネジメント活動の推進に資する、都市利便増進協定制、都市公園の占用許可の特例、都市公園の公募設置管理制度等を創設 ○エリアマネジメント活動の財源を確保する観点から、景観に配慮した広告の掲出を促すこと等を盛り込んだ景観計画・地区計画等の景観・街並みに関するルールの作成を地方公共団体に促し、広告による事業収入の増加を図る。また、民間団体と連携した良好な景観の形成による魅力ある観光地づくりを推進するため、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進する ○一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を実施 ○エリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証事業等に対し支援を行う 	<p>推進交付金による重点支援等により、制度の活用に向けた地方公共団体やエリアマネジメント団体を積極的に支援し、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、各地のエリアマネジメント活動事例や海外の BID 制度を紹介する広報資料の普及を行う ○都市公園の公募設置管理制度の活用等により、民間資金等による公園の再生・活性化や緑地の創出を図り、エリアマネジメントを推進する ○2018年3月に策定した「プロジェクトマッピングに関するガイドライン」を踏まえ、プロジェクトマッピングなどの屋外広告物によるまちの活性化事例や実施促進に向けた方策等を周知する。また、エリアマネジメント広告の掲出に関する規制の弾力化や景観への配慮等を盛り込んだ景観・街並みに関するルールの作成を地方公共団体に促し、広告収入の増加を通じたエリアマネジメント活動の財源確保を図る。また、民間団体と連携した良好な景観の形成による魅力ある観光地づくりを推進するため、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進する ○引き続き、一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を実施 ○引き続き、エリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証事業等に対し支援を行うとともに、2018年8月に策定した「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」の活用促進を図る
<p>2020年 KPI (成果目標)</p>	<p>○エリアマネジメント活動を行うものとして地域再生法等に基づき指定されている NPO 等の数：100 団体（2018 年度時点 72 団体）</p>	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
F 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(ア)-F-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

a. 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用

●現在の課題

- 財政状況が厳しさを増す中、真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することが急務である。
- できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備等と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。
- 地方公共団体において、ノウハウの不足や体制の不十分さ等から、所有する公共施設・公的不動産の活用が進んでいない。

●必要な対応

- 2017年度以降、「PPP/PFI(注1)推進アクションプラン」(民間資金等活用事業推進会議決定)に「公的不動産における官民連携の推進」を明記しており、地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資ビジネス機会の創出に繋げるための官民連携に積極的に取り組むほか、引き続き公共施設等運営権方式(コンセッション)を活用した事業に取り組む。また、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築・運用、具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォーム等を通じた事業の掘り起こし、案件形成に対する支援、ワンストップ窓口創設等による国の支援機能の強化、株式会社民間資金等活用事業推進機構を中心としたプロジェクト組成の推進等PPP/PFIの更なる活用の具体化を推進する。

(注1) PPPは、Public Private Partnershipの略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。PFIは、Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

- 不動産証券化手法等を活用し、公的不動産(PRE)(注2)の有効活用を推進する。

(注2) Public Real Estateの略。PREが我が国の全不動産に占める割合は約1/4と非常に大きく、コンパクトシティの推進等のまちづくりにおいて、PREを有効に活用することが重要となっている。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○平成29年度以降「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」の推進施策に「公的不動産における官民連携の推進」を明記	○PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みについて、構築済の地方公共団体に対しては的確な運用が、未構築の地方公共団体(人口20万人未満も含む。)に

	<ul style="list-style-type: none"> ○PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みについて、構築済の地方公共団体に対しては的確な運用が、未構築の地方公共団体（人口 20 万人未満も含む。）に対しては構築が促進されるよう、課題把握や優良事例等の横展開等を通じて支援 ○専門家派遣や地域プラットフォーム等を通じて、地方公共団体における具体的な案件の形成を支援 ○平成 30 年 6 月に成立した改正 PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 60 号））で創設されたワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用による国の支援機能の強化 ○「不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の活用のあり方に関する検討会」において、「公的不動産（PRE）の活用事例集」を取りまとめた ○不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の活用の在り方に関する「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き～民間による不動産証券化手法等への対応～」を取りまとめ、地方公共団体に対して、不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の活用方法を周知するとともに関連モデル団体支援事業を実施した ○地方公共団体への専門家の派遣や民間事業者等の関係者との協議を通じて、公的不動産（PRE）の証券化を進めるための条件の調査・検討を実施し、手引書の改訂を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 対しては構築が促進されるよう、課題把握や優良事例等の横展開等を通じて支援 ○専門家派遣や地域プラットフォーム等を通じた具体的な案件形成支援を継続して実施 ○改正 PFI 法で創設されたワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用による国の支援を継続して実施 ○改訂した手引書を活用し、地方公共団体における、不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の民間活用を促進する
<p>2020 年 KPI （成果目標）</p>	<p>○公的不動産の有効活用を図る PPP 事業規模（2013 年度から 2022 年度までの 10 年間）：4 兆円（2016 年度分まで：1.3 兆円）</p>	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
F 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(ア)-F-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

b. 空き家対策の推進

●現在の課題

- 空き家の総数は820万戸（賃貸や売却予定のない空き家等は318万戸）（2013年）で全住宅の13.5%に上る。とりわけ地方では賃貸や売却予定のない長期不在の空き家の割合が増加している。老朽化や危険性から除却が求められる空き家も多く存在する。
- 一方、既存住宅の活用については、我が国では欧米に比較し既存住宅の流通市場が小さく（全住宅流通量に占める既存住宅の流通シェアは日本14.7%（2013年）、米国83.1%、英国87.0%）、住み替え回数も少ない（英米の1/3～1/4）ことから、結果的に十分な利活用がなされていない状況である。既存住宅の価格上の評価も一律に減価し、木造戸建ての場合、20年程度でゼロになることも、流通が進まない一因となっている。
- このため、市場において、物理的には住宅があるにもかかわらず、適正な価格で流通していない状況に加え既存住宅の質に対する不安等もあり、まちづくりにおける活用や住み替えの受け皿になっていないとの指摘もある。

●必要な対応

- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家対策を推進する。
 - ・市区町村による空家等対策計画の策定の推進
 - ・空き家に対する市町村の取組への支援
 - ①滞在体験施設としての活用など空き家の利活用の促進
 - ②居住環境の整備改善を図る観点から、老朽化等の問題がある空き家について除却を促進する取組を支援
 - ・市町村、専門家団体等によるモデル的な取組への支援と横展開
- 空き家物件に関する円滑な流通・マッチングを促進させる。
- 空き家を含めた既存住宅の流通促進に向けて、既存住宅の質の向上を図るとともに、既存住宅が適正に評価され、安心して購入できる環境を整備する（新たな住宅循環システムの構築）。
 - ・住宅の長寿命化やリフォームの推進など既存住宅の性能向上
 - ・既存住宅の建物評価の改善とその既存住宅流通市場・金融市場への定着、リフォーム一体型ローンや高齢者等の住宅資産活用のためのリバースモーゲージの供給促進等に向けた市場環境の整備
 - ・既存住宅の質に対する不安を解消するための建物状況調査（インスペクション）及び住宅性能表示の普及・定着、瑕疵保険の充実等
 - ・消費者が「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにするため、耐震性等の一定の要件を満たす既存住宅について、国が作成したロゴマークを事業者団体が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度の普及・定着

・不動産情報に関する情報提供基盤の充実

- 一般財団法人民間都市開発推進機構が地域金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を実施
- クラウドファンディング等の手法を用いた空き家等の遊休不動産の再生を促進するため、地方創生に向け、不動産特定共同事業等の不動産証券化を活用した案件の形成を支援する。
- 不動産クラウドファンディングに係る業務管理体制や情報開示に係るガイドラインを策定するとともに、必要な制度改正を検討する。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に併せて、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」及び「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針」を策定 ○地方公共団体が取り組む、空き家の実態調査、活用・除却についての支援 ○空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の活用・除却等の地方公共団体が行う空き家対策について、地方財政措置を創設 ○取引時におけるインスペクションの活用等を促進するための宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の改正 ○「全国版空き家・空き地バンク」の構築・本格運用開始、先進的な取組を行う不動産団体への支援等を通じ、空き家等の円滑な流通・マッチングを図る ○クラウドファンディング等の手法を用いた空き家等の遊休不動産の再生を促進するための不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）の改正 ○不動産クラウドファンディングに係る業務管理体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体が取り組む、空き家の実態調査、活用・除却についての支援 ○良質な既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築を推進する ○「全国版空き家・空き地バンク」の活用促進、先進的な取組を行う不動産団体への支援等を通じ、空き家等の円滑な流通・マッチングを図る ○引き続き、一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を実施 ○地方創生に向け、不動産特定共同事業等の不動産証券化を活用した案件形成の支援、地域の関係事業者に対する普及・啓発 ○不動産クラウドファンディングに係る業務管理体制や情報開示に係るガイドラインの普及・啓発

	<p>や情報開示に係るガイドラインの策定、必要な制度改正の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良質な既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築を推進する ○一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を実施 	
<p>2020年 KPI (成果目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合 (2025年まで) : おおむね8割 ○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数 (2025年まで) : 400万戸程度に抑える (2013年 : 318万戸) ○既存住宅流通の市場規模 (2025年まで) : 8兆円 (2013年 : 4兆円) ○リフォームの市場規模 (2025年まで) : 12兆円 (2013年 : 7兆円) 	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
F 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(ア)-F-② インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

●現在の課題

- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化する。
- 多くのインフラで維持管理に必要な情報（施設諸元、老朽化の進展状況等）が不明である。
- 地方公共団体は多くのインフラを管理するが、技術や人材、財源が不足している。

●必要な対応

- 個別施設ごとの長寿命化計画を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築する。
- メンテナンス技術の開発・導入や予防保全の考え方に基づく長寿命化の推進によって、トータルコストを縮減・平準化する。
- 地方公共団体の公共施設等総合管理計画の策定を促進するとともに、地方公共団体に対して、技術的支援や財政的支援を実施する。
- 将来のまちの在り方を見据えた公共施設の再配置等を推進するため、「まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン」を周知する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○13府省庁においてインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定（2015年度末時点） ○インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、「インフラの戦略的な維持管理・更新等のための地方公共団体及び所管法人等に対する支援策」を取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定促進 ○地方公共団体における公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づく取組の支援
2020年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ長寿命化計画（行動計画）策定率：2016年度までに100%（2018年8月：92%） ○インフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定率：2020年度頃までに100% ○公共施設等総合管理計画策定率：2016年度までに100% ○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020年頃までに20% 	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携
G 中枢中核都市の機能強化

(4)-(ア)-G-① 中枢中核都市の機能強化の推進

●現在の課題

- 中枢中核都市には、活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮すること、すなわち、圏域住民が、東京圏に行かずとも就業、就学等の自己実現を果たし豊かな生活環境を享受できる、広域的な地域の核としての役割を果たすことが期待される。
- 現状では、東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在市などの中枢中核都市が大半を占め、上位 63 市で全体の約 5 割を占めており、中枢中核都市が地域のエンジンとなる機能を十分に発揮できていない。

●必要な対応

- 中枢中核都市が抱えている課題を解決し、その魅力を向上するため、政策テーマに応じて、関係省庁連携によるハンズオン支援を行うとともに、地方創生推進交付金をはじめとする各種支援策を活用した支援を行う

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	○中枢中核都市の機能強化に向けた関係省庁横断的な支援チームの体制を構築する	○関係省庁横断的な支援チームによるハンズオン支援を通し、相談等のワンストップ対応、現場の課題やニーズの吸い上げ、活用できる支援施策の紹介、意見交換等を行い、さらに関連施策の充実や成果の普及・横展開につなげていく ○中枢中核都市が、多種多様かつ広域的な政策課題に対応するため、産業の育成、広域的事業活動の基盤整備、国際的投資の促進など、各都市の備えるべき機能を拡大する地方創生の施策について、地方創生推進交付金をはじめとする各種支援策を活用した支援を行う
2020 年 KPI (成果目標)	○KPI については、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

(4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

(4)-(イ)-② 地域の課題解決のための持続的な取組体制としての地域運営組織の展開と活動の推進

(4)-(イ)-③ 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

(4)-(イ)-④ 地域における仕事・収入の確保

●現在の課題

- 中山間地域等における持続可能な地域づくりのためには、地域住民自らが主体となり、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」を策定し、役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や地域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。また、地域運営組織の持続的な活動にあたっては、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携が重要である。
- また、地域の状況に応じ、地域住民の取組や交流・ふれあいを進めるための活動拠点や、生活サービスの受益や地域の仕事づくりに役立つ、利便性の高い土地利用や集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等を進めることが課題となっている。

●必要な対応

- 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成を進めるため、市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。
- 地域の課題解決のための持続的な取組体制を確立するため、先発事例を体系的に整理・提供するとともに、各府省庁の事業、外部人材（導入には「地域おこし協力隊」や人材還流事業等を活用）、中間支援組織等を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手を支援する。加えて、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究や相談体制の構築、事業の立ち上げや拡充の促進など組織の運営体制強化に向けた環境整備を進める。
- フォーラムや交流会等による情報交流や、手引き等の作成、優良事例の横展開やポータルサイトを通じたプラットフォームづくりを推進するとともに、各地における取組効果の「見える化」を促進する。
- 「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告を踏まえ、地縁型組織の法人化の促進に向けて、引き続き、具体的な検討を進める。
- 地域で暮らしていける生活サービスを維持・確保するため、先発事例の整理・情報提供等により地域再生計画を活用した「小さな拠点」の形成に資する取組の一層の普及・推進を図る。
- 拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進するとともに、高齢者の生活サービスの維持・確保のため、介護保険法に基づく市町村が行う地域支援事業との連携を推進する。

- 住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- 域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、自動走行などの近未来技術等の推進を図るとともに、2018年からの山間部等での小型無人機による荷物配送等の本格展開に向け、官民一体となって取り組む。
- 地域における仕事・収入を確保するため、中山間地農業の特性に着目した底上げを図った上で、地域の特性をいかした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業を推進するとともに、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。
- 「田園回帰」の促進に向け、地域における移住者の受入れ・支援体制の整備（移住者の受入れを行っている地域運営組織の紹介や小さな拠点における相談窓口の設置等）等に向けた取組を支援する。
- 「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進等により地域運営組織の資金調達力の向上を図る。
- 将来にわたって地域で組織・事業を運営できる人材、地域の取組をサポートできる人材の大学等における育成を推進する。
- 生活サービス機能の向上（診療所、役場機能等の集約や、地域の公共交通の結節点整備等）、子育て応援、移住の促進、地域の産業や観光の振興等を図るため、「道の駅」等を核とした地方創生に資する「小さな拠点」の形成を目指した取組を支援する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○改正地域再生法の施行（「小さな拠点」の形成に係る地域再生土地利用計画制度の創設、「小さな拠点税制」の拡充） ○窓口一元化等関係府省庁の連携した事業の実施 ○先発事例の整理・情報提供、手引きや法人化促進のためのガイドブックの作成 ○小さな拠点に関するポータルサイトの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方版総合戦略に基づく市町村における「小さな拠点」の本格的な形成・運営 ○地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開 ○ポータルサイトを通じたプラットフォームづくりや取組効果の「見える化」 ○改正地域再生法に基づく取組（地域再生土地利用計画の策定）の推進 ○関係府省庁の事業や地方創生推進交付金等による地域住民の取組の推進 ○「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告を踏まえた地縁型組織の法人化に適した法人制度の検討 ○「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進 ○無人自動運転移動サービスに係る公道実証の実施
2020年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○「小さな拠点」（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約等の場）の形成数：1,000か所を目指す（2018年度1,069か所） ○住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：5,000団体を目指す（2017年度4,177団体） 	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

(4)-(イ)-⑤ 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

●現在の課題

- 集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましい。
- 今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、学校統合や小規模校を存続させる場合の学校活性化など、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。
- 休校した学校の再開を希望する場合の支援策の充実を図る必要がある。

●必要な対応

- 地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、地方公共団体の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。
 - ・ 学校を統合する場合 ⇒ 統合に付随する課題の解消への取組を支援
 - ・ 小規模校の存続を選択する場合や、地理的な要因等により学校統合が困難である場合 ⇒ 小規模デメリットの最小化、小規模メリットの最大化に向けた取組を支援
 - ・ 休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合 ⇒ 学校の再開に向けた取組を支援

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定・周知 ○ 統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実に向けた取組を支援 ○ 文部科学省に休校再開支援窓口を設置 ○ 地方公共団体における学校の小規模化についての検討を促すとともに先進的な取組モデルを横展開するため、2018 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の全ての場合に対応して、その検討に資する手引の更なる周知を図るとともに、優れた先行事例の創出・普及など、活力ある学校づくりに向けた市町村の主体的な検討や具体的な取組に対するきめ細かな支援の拡充を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校統合を行う地方公共団体の支援 ・ 小規模校を維持する場合の教育活動の高度化 ・ 休校した学校の再開支援の推進

	年 10 月に、「学校教育魅力化フォーラム」を開催した	
2020 年 KPI (成果目標)	○統合による魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実等について、課題を認識している全ての市町村が着手 (2016 年 5 月 58%)	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

(4)-(ウ)-① 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題への対応

●現在の課題

- 今後、大都市圏（特に、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県）の高齢化に伴い、医療・介護需要が急速に増大する。
- 大都市圏は、交通網の発達により患者・住民の移動可能な範囲が広いこと、狭い範囲に集住していることなどの特徴があり、需要推計及び実効性のある対応策を実施するためには、これらの特徴を踏まえた広域的な視点からの検討が必要である。

●必要な対応

- 都道府県が患者の流出入等の状況を反映して策定した、医療需要の将来推計を含む地域医療構想を踏まえ、2018年度からの医療計画及び介護保険事業支援計画を策定した上で、これらに基づく取組を進める。
- 大都市圏の高齢者数の急増に伴う医療・介護需要の増大に対して対応可能な取組（広域単位での連携、在宅医療・介護の推進等）を実施する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○都道府県において策定した、県境を超えた患者の流出入等の状況を反映した地域医療構想を含む第7次医療計画及び第7期介護保険事業計画等の下で、病床の機能分化連携、在宅医療や介護の推進に係る施策を推進 ※介護については、2015年度からの第6期介護保険事業支援計画において、2025年度の介護需要の将来推計を実施済み	○引き続き、国と都県が連携しながら、2018年度からの地域医療構想を含む第7次医療計画及び第7期介護保険事業支援計画の下で施策を推進
2020年 KPI (成果目標)	○大都市圏の高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応した、広域連携を視野に入れた医療計画及び介護保険事業支援計画を策定し、その下で施策を推進	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題
への対応

(4)-(ウ)-② 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

●現在の課題

- 大都市近郊の住宅団地は高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化が進行している。また、団地及びその周辺においては、
 - ・見守り、介護・医療などの生活支援サービスの提供が不足している
 - ・子育て世帯が地域に定着しないなど、多様な世代によるコミュニティ形成がなされていない
 - ・賃貸住宅自体の老朽化等に伴う、建替え・改修など、団地全体の再編が必要となっている
 といった状況にある。

●必要な対応

- 公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉拠点等の併設により、団地及び周辺地域に対する高齢者の地域包括ケアの拠点の形成や高齢者世帯、子育て世帯など多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動を活性化させる。
- 特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、多様な主体の連携・協働により、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域を再編する。
- 高齢者の増大に対応する医療・介護等の地域包括ケアシステムを構築する。
- 地域包括ケアシステムと連携した「スマートウエルネス住宅・シティ」の展開を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅団地等における併設施設の整備に対して支援を実施 ○地域の居住機能を再生する取組を総合的に支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を促進する取組を推進
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人都市再生機構（UR）の団地の地域の医療福祉拠点化（大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、2020年度までに100団地程度、2025年度までに150団地程度で拠点化） ○建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率：2016年度～2025年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割（2017年度90%） 	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

(4)-(ウ)-③ 東京圏をはじめとした大都市圏の少子化問題への対応

●現在の課題

○東京圏の低出生率には、労働時間の問題など若い世代の働き方が大きく影響していると考えられ、日本を代表する企業が多く集積している東京圏をはじめ、大都市圏において、「地域アプローチ」が特に重要である。そして、東京圏の企業においては、長期的かつ社会経済全体の視点から、ワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりに取り組むことが求められる。

●必要な対応

- 平均初婚年齢や第1子出産年齢が全国でも際立って高く、特に第3子以降の出生数が全国と比べて非常に少ない東京圏をはじめ、大都市圏においては、地域の実情に即した「働き方改革」など「地域アプローチ」の取組を進める。
- 引き続き、東京圏及び国の共同開催による連絡会議の場において取りまとめた東京圏が連携・協力することが効果的と考えられる取組の方向性を踏まえ、必要な取組を推進していく。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○2015年9月に「地域少子化対策検証プロジェクト」を設置し、「地域少子化・働き方指標」(2015年10月に第1版、2016年2月に第2版、2017年5月に第3版)、「地域少子化対策検討のための手引き」(2016年2月に第1版、2017年5月に第2版)を公表した ○東京圏及び国の共同開催による連絡会議において、総合戦略の策定・推進等に関する情報・意見交換を行い、東京圏で連携・協力して取り組むことが効果的と考えられる少子化問題への対応などについて、その方向性を取りまとめた 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における先駆的・優良な取組の横展開を支援する ○引き続き、東京圏及び国の共同開催による連絡会議において取りまとめた方向性を踏まえ、必要な取組を推進していく
2020年KPI (成果目標)	○東京圏が連携・協力して行う少子化問題への対応などの取組について、各都県の総合戦略に盛り込み、その下で施策を推進	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

(4)-(エ)-① 消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

●現在の課題

- 地域において住民が安心して生活することができるようにするためには、住民一人一人が防災意識を持つことが重要である。
- 地域防災の担い手となってきた消防団は、地域コミュニティの維持、振興に貢献しているが、産業構造の変化、人口減少及び少子高齢化に伴い、消防団員を確保することが困難となっている。
- それぞれの地域において、地域の実情に応じた、きめ細やかな災害等に関する情報を、地域の住民一人一人が瞬時に把握し、的確に行動することができる体制を確保することが求められている。

●必要な対応

- 団員数の増加している女性や学生等の入団を更に促進すること等により、消防団員を確保・増員する。
- Lアラートの普及展開を加速すること等により、きめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境を整備する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団を中核とした地域防災力の充実強化 ○G空間防災システムの普及展開や都道府県におけるLアラートの導入及び迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進、地図化等による災害情報の視覚化・多様なメディアとの連携実現等に向けた取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団を中核とした地域防災力の充実強化 ○G空間防災システムの普及展開やLアラートの迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進、地図化等による災害情報の視覚化・多様なメディアとの連携実現等に向けた取組を推進
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団員数の維持(2017年4月時点 850,331人：2018年4月時点(速報値) 843,661人) ○全都道府県にLアラートを導入(2018年11月時点 46都道府県) 	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する	(オ) ふるさとづくりの推進
---	----------------

(4)-(オ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

●現在の課題

- 人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」がその存在そのものの危機に瀕しつつある状況である。
- 「ふるさとづくり有識者会議報告」(2014年3月)において、ふるさとづくり推進組織との協働やふるさとづくりコーディネーターの育成による「ふるさとづくり」の担い手の育成、「ふるさと学」の推進による「ふるさと」に対する誇りの回復が提言されている。

●必要な対応

- 「ふるさとづくり」の成功事例や地域における人材の育成方法、国の支援メニュー等を情報提供すること等により、ふるさとづくりを推進する組織やふるさとづくり活動の地域の核となる人材の育成を推進する。
- 「ふるさと」の誇りの源泉となる、固有の自然や歴史、文化等について、今一度体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体やNPO等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育などの様々な機会において学ぶ活動を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふるさとづくり推進ポータルサイト」において、ふるさと学の推進等に資する情報を発信 ○ふるさとづくり有識者会議が取りまとめた冊子『「ふるさとづくり」の推進に向けて』をふるさとづくり推進組織に情報提供 ○ふるさとづくり実践活動チームによる、全国各地域のふるさとづくり推進組織等との意見交換等を通じて、当該地域におけるふるさとづくり活動の進展に資するとともに、その活動モデルを発信、共有して全国各地域への波及を図る取組を実施。2017年7月までの活動を取りまとめた『ふるさとづくり実践活動事例集』を各地方公共団体等に情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○2018年8月までの活動を取りまとめた『ふるさとづくり実践活動事例集』を各地方公共団体等に情報提供 ○「ふるさとづくり推進ポータルサイト」による情報発信 ○ふるさとづくり実践活動チームによる取組を引き続き行う
2020年 KPI (成果目標)	○ふるさとづくり推進組織の数を1万団体に増加(2018年度 10,195 団体)	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

(4)-(カ)-① 疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

●現在の課題

○急速な高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化が進行する中で、住民個人による疾病・介護予防や健康増進の取組を支援し、その結果として健康寿命をのばし、生涯現役の社会づくりを推進することは、ますます重要となる。このため、地域の実情に応じて、地域の資源や関係施策を有機的に連携させながら、より多くの住民が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりに地方公共団体が取り組むことを推進する必要がある。

●必要な対応

○地域の資源や関係施策等を有機的に連携させながら、より多くの住民が疾病・介護予防や健康増進に関心を持って取り組めるような地域づくりの実例を収集し、これを情報提供することにより、各地域での取組を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の資源や関係施策等を有機的に連携させながら、より多くの住民が疾病・介護予防や健康増進に関心を持って取り組めるような地域づくりの実例を収集し、これを情報提供 ○地域におけるヘルスケア産業創出の支援 ○地域における高齢者の通いの場を中心とした、介護予防・フレイル対策（運動、口腔、栄養等）や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における先駆的・優良な取組について、地方創生推進交付金等の活用を促進するような取組事例を示すなど、幅広い活用を支援 ○ヘルスケア産業創出のため、関係者の連携促進や、社会実装のための実証支援 ○2020年度からの本格展開に向け、高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の市町村における先行的な取組を支援
2020年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年までに健康寿命を1歳以上延伸（2010年比）（2025年までに健康寿命を2歳以上延伸） ○ヘルスケア産業の市場規模を、現在の4兆円（2012年）から10兆円（2020年）に成長（2016年度5.8兆円） 	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

(4)-(カ)-② 地域共生社会の実現

●現在の課題

○誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、社会保障や地域産業といった領域を超えて、地域の住民や多様な主体が支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現することにより、急速な少子高齢化、人口減少等による世帯構造の変化や個人や世帯の抱える課題の複合化に対応することが必要である。

●必要な対応

○高齢者、障害者、児童等の対象者ごとに提供してきたサービスについて、複合化するニーズへの対応を強化するための包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組などを支援する。また、生産年齢人口が減少する中で、今後の医療・福祉ニーズの増大や地域における多様な支援ニーズに対応するため、潜在有資格者（専門資格を持ちながら専門分野で就業していない者）の掘り起こしとともに、多様なキャリアパスの構築等を通じた人材の有効活用を図っていく。さらに、高齢者のみならず若年層や勤労世代など全ての人々が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりを実現するため、疾病・介護予防や健康増進に向けた地域の実情に応じた取組を推進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や個人が抱える様々な生活課題を、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援とあいまって解決する包括的な支援体制づくりを進めることを市町村の努力義務とする改正社会福祉法の施行 ○地域共生社会の実現に向けた地方公共団体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業を150地方公共団体程度で実施 ○改正社会福祉法に基づき、市町村が包括的な支援体制を整備する上での指針の策定や、併せて、地域福祉計画のガイドラインの見直しを実施 ○民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、モデル事業の実施を通じた評価指標の設定等の環境整備を行う ○多様かつ複雑な課題を抱える方に伴走し、自立につなげてい 	<ul style="list-style-type: none"> ○改正社会福祉法の公布後3年を目途に全国的な体制整備に向けた検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしており、引き続きモデル事業の実施を通じて課題や論点等を整理していく ○引き続き、民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、モデル事業の実施を通じた評価指標の設定等の環境整備を行う ○改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進する ○引き続き、地域の実情に合った多世代・多機能型の総合的な福祉サービスの実現を推進

	<p>くため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）を改正し、就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施の努力義務化等を順次施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成 30 年度から、介護保険と障害福祉の両制度において共生型サービスを創設 ○生活困窮者自立支援法に基づき、就労に向け一定の準備が必要な方に対し日常生活習慣の改善や就労体験等の支援を実施。障害者就業・生活支援センターにおいては、障害者の職業生活の自立を図るため、関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面・生活面における一体的な支援を実施。 ○専門性の確保に配慮しつつ、保健医療福祉の共通基礎課程の創設に向けた検討を実施。それまでの当面の措置として、保育試験を福祉系国家資格所有者（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）が受験する際に、各々の資格の養成課程において習得する福祉の基礎に関する試験科目の受験を免除するなどの措置を講じた ○民間企業や医療機関等の幅広い関係者との協働の下、観光・福祉・まちづくりなど様々な関係施策等と連携を図っている事例や成果連動型の支払いの仕組みを利用し効率的に取組を実施している事例など、参考となる事例の周知や、効果的・効率的にスポーツを通じた健康増進の取組を実施できるよう、関係機関の連携・協働体制の整備への支援等を実施 ○地域における高齢者の通いの場を中心とした、介護予防・フレイル対策（運動、口腔、栄養等）や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みを検討（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者就業・生活支援センターのノウハウの活用を通じ、障害のうかがわれる生活困窮者等への就労・定着支援の充実や他の就労支援機関との連携を進めるなど、包括的な支援体制を構築 ○引き続き、共通基礎課程の検討を行い、平成 33 年度を目途に実施を目指す ○引き続き、疾病・介護予防や健康増進に向けた地域における取組を推進 ○2020 年度からの本格展開に向け、高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の市町村における先行的な取組を支援（再掲）
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年までに健康寿命を 1 歳以上延伸（2010 年比）（2025 年までに健康寿命を 2 歳以上延伸）	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

(4)-(カ)-③ 地域包括ケアシステムの構築

●現在の課題

○平成 29 年 10 月 1 日現在の人口推計によると、我が国の 65 歳以上の高齢者人口は、3,515 万 2 千人、総人口に占める割合（高齢化率）は 27.7%となっており、平成 29 年の将来推計人口（中位仮定）では 2042 年の 3,935 万 1 千人でピークを迎えるものの、その後も、75 歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されている。

○また、大都市部や地方都市等で高齢化の進展状況に大きな地域差があるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

●必要な対応

○団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年に向けて、地域の特性に応じた地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築を推進することで、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域づくりを進める。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	○2018 年度からの地域医療構想を含む第 7 次医療計画及び第 7 期介護保険事業（支援）計画の下で施策を推進 ○地域支援事業による在宅医療・介護連携、生活支援・介護予防等の推進	○第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画等を踏まえた地方公共団体の医療、介護、予防、生活支援サービス等を支援
2020 年 KPI （成果目標）	○2020 年までに健康寿命を 1 歳以上延伸（2010 年比）（2025 年までに健康寿命を 2 歳以上延伸） ○2025 年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指す	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

(4)-(カ)-④ データヘルスと健康経営の一体的な推進

●現在の課題

- 急速な少子高齢化が進む我が国においては、生涯現役社会の実現に向けて、国民一人ひとりが生活の質（QOL）を高め、健康寿命を延ばすことがより一層重要となっている。また、地域住民の生活の質（QOL）の向上や健康経営等の取組による企業の活性化は、地方創生の本格展開にもつながる。
- そのため、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、「新しい健康・医療・介護システム」を構築することにより、個々人に最適な保健医療サービスの提供を推進していく。

●必要な対応

- 経営者が従業員の健康管理を経営的な視点から考え実践する「健康経営」の地域の企業への浸透を促進する。加えて、健康保険組合等によるデータヘルス^{*}と事業主による健康経営とが連携（コラボヘルス）を図ることにより、加入者、従業員の健康増進に向けた取組の効果的・効率的な実施を促進する。また、予防・健康づくり等に向けた加入者の行動変容を促す保険者の取組を推進するため、保険者に対するインセンティブを強化する。

^{*} 医療保険者が、レセプト・特定健診等のデータを活用し、PDCA サイクルに沿って効果的かつ効率的に行う、加入者の健康の保持増進のための事業。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○健康経営やデータヘルス計画を通じた企業や保険者等による健康・予防に向けた取組を強化 ○国民健康保険において、保険者努力支援制度を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康経営銘柄及び健康経営優良法人認定等を通じて、健康経営の質の向上と更なる普及を図る ○予防・健康づくり等に向けた加入者の行動変容を促す保険者の取組を推進するため、保険者努力支援制度の実施等を通じて、保険者に対するインセンティブを強化する
2020年KPI (成果目標)	○2020年までに健康寿命を1歳以上延伸（2010年比）（2025年までに健康寿命を2歳以上延伸）	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づく
り

(4)-(キ)-① 温室効果ガスの排出を削減する地域づくりの推進

●現在の課題

- パリ協定を踏まえ、世界全体での温室効果ガス排出削減が求められている中、国の地球温暖化対策計画においては、2030年度に2013年度比26%削減するという目標が掲げられているとともに、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定に向けた議論が開始されている。
- 地球温暖化対策計画においては、特に、地方公共団体による取組と深く関係する家庭部門及び業務その他部門からのエネルギー起源二酸化炭素排出量については、2030年度に2013年度比で約4割と大幅に削減することが求められており、同計画では、地方公共団体が率先して域内での温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりを推進することが期待されている。
- また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づき地方公共団体が策定することとされている地方公共団体実行計画に関して、2016年の法改正により「都市機能の集約の促進」等が記載事項の一つとして明記され、同法に基づく地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）においても、低炭素型の都市・地域づくりの推進の一環として「都市のコンパクト化」が掲げられた。
- 都市のコンパクト化は、高齢者や子育て世代にとって安心して快適に生活できる歩いて暮らせるまちづくりや、移動時間短縮によるサービス産業の生産性向上等の地域経済活性化等、様々な観点から推進しており、こうした取組は温室効果ガスの排出削減にも資する。
- 他方で、都市機能の集約が温室効果ガス排出削減と関係することについては必ずしも広く認識されていないことから、地方公共団体において今後策定される上記地方公共団体実行計画に、都市機能の集約の促進、再生可能エネルギーの導入促進、公共交通機関の低炭素化及び利用者の利便の増進等に関する対策・施策を盛り込み、温室効果ガス排出削減と地域の多様な課題の同時解決に向けた取組を促すことが重要である。

●必要な対応

- 温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアル改訂・周知等を通じ、地域における温室効果ガスの排出削減と多様な課題の解決を両立するような対策・施策の立案・実施を支援する。
- 様々な観点からの都市のコンパクト化等を進め（「(4)-(ア)-C-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成」を参照）、こうした取組を通じて温室効果ガスの排出削減にも貢献する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改訂・周知 ○再生可能エネルギー導入、省エネルギー推進についての計画策定・設備導入に対する支援 ○都市機能の集約の促進と低炭素型都市・地域づくりの関係についての周知・啓発等 ○「都市のコンパクト化と周辺等のネットワークの形成」にかかる取組を推進（(4)-(ア)-C-①を参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ○改訂後の地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの周知 ○再生可能エネルギー導入、省エネルギー推進についての計画策定・設備導入に対する支援 ○温室効果ガス排出削減と他の政策課題の解決を両立するモデル地域づくりに向けた計画策定支援 ○「都市のコンパクト化と周辺等のネットワークの形成」にかかる取組を推進（(4)-(ア)-C-①を参照）
2020年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施 ○「都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成」にかかる目標（(4)-(ア)-C-①を参照） 	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する。

(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

(4)-(キ)-② 気候変動への適応を進める地域づくり

●現在の課題

- 気候変動の影響が顕在化し、将来にわたり深刻化するおそれがある。気候変動による被害の防止・軽減等を図る気候変動適応を、2018年6月に成立した気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「適応法」という。）に基づき、地域の実情に応じて推進する必要がある。
- 地域における適応策の推進は、気候変動の影響による被害の防止・軽減だけでなく、地域経済の活性化にも資する。

●必要な対応

- 地方公共団体が適応法に基づき地域の自然・経済・社会等の実情に応じて策定に努める地域気候変動適応計画の策定マニュアルの作成・周知等を通じ、地域における気候変動適応の立案・実施を支援する。
- また、適応法に基づき2019年に設置予定の気候変動適応広域協議会の場において、地域の適応策の優良事例等の情報共有を行うなど、地域の適応の取組を促進する。

●工程表

	2018年度まで	2019年度
取組内容	○地域気候変動適応計画の策定マニュアルの作成・周知	○地域気候変動適応計画の策定マニュアルの周知 ○気候変動適応広域協議会を年度内に2回程度開催し、地域の適応に関する情報共有を行い地域の適応の取組を支援する。
2020年KPI (成果目標)	○適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定・実施	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向
けた取組の推進

(4)-(ク)-① 地方公共団体に対する普及促進活動の展開

●現在の課題

- 持続可能な開発目標 (SDGs) は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標であり、広く全国の自治体において積極的に推進することが重要である。
- SDGs の取組の推進により、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域の活性化を図り、地方創生の一層の深化につなげていくために、今後普及啓発が必要である。

●必要な対応

- 地方創生に資する地方公共団体による SDGs 達成に向けた先進的な取組の紹介等による普及啓発を行い、国内外へ情報を発信し、SDGs の達成に向けて取り組む地方公共団体の裾野拡大を図る。
- 自治体 SDGs の達成につながる先導的な取組を国内外に普及展開及び参加した都市間の連携を実現する場として、国際フォーラムを開催するほか、国際会議等の機会を捉え都市間ネットワークの形成を支援する。
- 地方公共団体による SDGs の取組状況を調査するため、アンケート調査を実施する。
- 地方公共団体における SDGs の導入に向け、各地域での説明会を開催する。
- 地方公共団体が主催する SDGs 理解促進、普及啓発のためのフォーラム事業等に対する支援を実施する。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	○「環境未来都市」構想及び SDGs の推進を目的とした国際フォーラムを開催し、「地方創生と SDGs の取組」をテーマとすることで普及啓発を実施	○下記の目標達成に向けて、国際フォーラムの開催、成功事例の普及展開等を通じ、国内外への普及啓発等を行う。
2020 年 KPI (成果目標)	○都道府県及び市区町村における SDGs の達成に向けた取組の割合：30% (2018 年 11 月時点の取組の割合 (約 5%)) ※今後取組を推進予定及び検討予定の都道府県及び市区町村を含めた割合は約 30%	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向
けた取組の推進

(4)-(ク)-② 地方公共団体による SDGs 達成のためのモデル事例の形成

●現在の課題

○地方創生の一層の促進を実現するために、地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組を推進し、他の模範となるモデル的な先進事例の創出と普及展開が必要である。

●必要な対応

○有識者等から構成される検討会を立ち上げ、地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を選定する。

○SDGs の理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な提案について、モデル事業として選定し資金的支援を行うとともに、有識者等から構成される検討会において、取組実施に向けた具体的な計画策定を支援する。

○有識者等から構成される検討会において、各モデル事業の取組の達成状況を定期的にフォローアップするため、各地方公共団体におけるガバナンスの確立を支援するために、指標等に基づいた総合的な評価手法を確立させ、定量的・定性的で簡易な評価システムの実現に引き続き取り組む。

○地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組の裾野拡大を図るため、モデル事業を行う都市・地域に対して、SDGs の理解促進、普及啓発のための事業の展開を促し、資金的支援を行う。

○選定された都市・地域については、地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組が一層円滑に進められるように、関係府省庁による「自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース」を設け、

- ・都市・地域の選定における基準作りへの参画
- ・応募案件の書面評価、ヒアリングへの参画
- ・選定された都市・地域の事業計画策定への支援
- ・計画策定時における関係府省庁の支援施策活用等の助言
- ・取組状況のフォローアップの評価基準作りへの参画

など、各省を挙げて、横の連携を強化し、地方公共団体の取組を支援する体制を構築する。

○地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組の促進に向け、有識者等から構成される検討会において、達成状況を測る際に参考となる指標の検討を行う。

○地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組事例集を作成する。

● 工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	○「自治体 SDGs 推進のための有識者検討会」にて、地方創生における自治体 SDGs 達成のための取組を推進するに当たっての基本的考え方や具体的な施策をとりまとめ、2018 年 6 月、「SDGs 未来都市」として 29 都市を選定するとともに、その中で特に先導的な取組を「自治体 SDGs モデル事業」として 10 事業選定	○下記の目標に向けて、有識者等の支援を得て、各モデル事業の取組の達成状況を定期的にフォローアップし、各都市・地域におけるガバナンスの確立を支援する。また、地方公共団体が抱える課題は多様であり、より一層の SDGs の取組の裾野拡大が必要であることから、地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向け、優れた取組を提案する都市・地域を引き続き「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」を選定する。
2020 年 KPI (成果目標)	○モデル事業において設定される各取組の進捗状況 (KPI) の達成割合	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、 地域と地域を連携する	(ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組
---	--

(4)-(ク)-③ 「地方創生 SDGs 官民連携推進プラットフォーム」を通じた民間参画の促進

●現在の課題

○SDGs の国内実施を促進するためには、地方公共団体のみならず、民間企業及びその地域で活躍するステークホルダーによる SDGs の達成のための積極的な取組が必要不可欠である。

●必要な対応

○「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」において、官民連携の取組を促進するため、マッチング支援や先駆的プロジェクト創出に向けた分科会設置、普及促進活動等を実施する。

○官民連携の取組を促進するため、ビジネス連携促進のための調査を実施する。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	○2018 年 8 月、「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」を設置し、マッチング支援や先駆的プロジェクト創出に向けた分科会設置、普及促進活動等をスタートさせたところ。	○下記の目標に向けて、分科会の充実など地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム内での活動を活発化させる。
2020 年 KPI (成果目標)	○「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」会員数：900 ※2018 年 11 月末会員数：537 団体	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

(ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向
けた取組の推進

(4)-(ク)-④ 地域循環共生圏の創造

●現在の課題

○地域は、人口減少、少子高齢化等の課題が顕在化する一方、多様な地域資源を有しており、SDGs を実現する実践の場として、地域循環共生圏の創出により、環境・経済・社会上の諸課題を同時解決していくことが必要である。

●必要な対応

- エネルギー、循環資源、生物多様性など様々な切り口から資金と人の流れを生み出し、持続可能なビジネス・地域づくりを行う「地域循環共生圏」の具現化を進める。
- これによって、地域で環境政策による経済・社会の課題解決を実践し、地域経済の成長や地方創生につなげる「環境で地方を元気にする」ためのモデルケースを打ち出すとともに、都道府県及び市区町村における SDGs 達成に向けた取組の割合向上に寄与する。
- そのため、地域循環共生圏の具現化に向けて取り組もうとする地方公共団体等に対し、地域資源の発掘、取組の枠組みづくりと人材育成、事業構想づくり、事業化といった各ステージに対応し、地域のニーズに応じた支援を行うとともに、先進事例の他地域への展開を図る。

●工程表

	2018 年度まで	2019 年度
取組内容	○第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）において、地域循環共生圏を目指すべき社会の姿として提唱した。また、平成 30 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（平成 30 年 6 月 5 日閣議決定）において、地域循環共生圏の視点で地域活性化を進めている地方公共団体等の取組を紹介した。	○2019 年度より地域循環共生圏の具現化に取り組もうとする地方公共団体等に対する支援を開始し、先進事例の他地域への展開を図る。
2020 年 KPI (成果目標)	○地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体の数	